

監査結果に基づく措置または対応状況

(令 和 5 年 度 実 施 分)

四 日 市 市 監 査 委 員

目 次

令和５年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要	1
監査結果の区分基準等	4
監査結果に基づく措置状況等の公表について	5
監査結果に基づく部門別の措置または対応状況	
1 定期監査	
財政経営部	6
財政課 行財政改革課 管財課 市民税課 資産税課	
収納推進課	
市立四日市病院	3 2
総務課 経営企画課 施設課 医事課	
都市整備部	4 3
都市計画課 建築指導課 開発審査課 市街地整備課 営繕工務課	
公園緑政課 道路建設課 道路維持課 河川排水課 道路管理課	
用地課 市営住宅課	
市民生活部	8 8
地区市民センター（６センター）	
こども未来部	9 4
保育園（４園） 幼稚園（４園） こども園（２園）	
教育委員会	1 0 1
小学校（９校） 中学校（６校）	
教育委員会	1 0 8
教育総務課 教育施設課 図書館 博物館	
学校教育課 人権・同和教育課 指導課 教育支援課	
環境部	1 3 6
環境政策課 四日市公害と環境未来館 生活環境課 環境事業課	
監査事務局	1 5 0

2 出資団体監査

株式会社四日市市生活環境公社（環境部生活環境課）	1 5 4
--------------------------	-------

3 財政援助団体監査

平津新町自治会（市民生活部市民協働安全課）	1 5 6
〔四日市市防犯カメラ設置事業補助金〕	

社会福祉法人博秀会 たいすい保育園（こども未来部保育幼稚園課）	1 5 9
〔四日市市特別支援保育事業費補助金〕	

4 公の施設の指定管理者監査

一般社団法人四日市歯科医師会（健康福祉部保健企画課）	1 6 2
〔四日市市歯科医療センター〕	

社会福祉法人四日市市社会福祉協議会（健康福祉部障害福祉課）	1 6 6
〔四日市市障害者自立支援施設 あさけワークス〕	

5 随時監査（工事監査）

都市整備部市街地整備課	1 7 0
（四日市中央線道路整備工事（その2））	

上下水道局技術部施設課	1 7 2
（常磐ポンプ場 No. 6 雨水ポンプ設備更新工事）	

6 行政監査

公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター解散後の引継状況について	1 7 3
（商工農水部商業労政課）	

令和4年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等	1 7 5
----------------------------	-------

※監査結果公表1年後の時点で「措置済」以外であった指摘事項について

令和５年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

1 公表の内容

令和５年度定期監査、出資団体監査、財政援助団体監査、公の施設の指定管理者監査、随時監査（工事監査）及び行政監査の結果に基づいて、各部局が取り組んだ状況（講じた措置または対応状況）について公表する。

2 公表の根拠

地方自治法第１９９条第１項、第２項、第４項、第５項及び第７項の規定に基づき令和５年度に実施した監査の結果、同条第９項及び第１０項の規定により提出した監査結果報告に基づき、各部局において講じた措置または対応状況が監査委員に通知されたので、同条第１４項の規定に基づき公表するものである。

3 取り組みの状況

【報告を受けて】

措置状況等の報告によると、指摘に対しては「措置済」が７５．０％（２７件）、「継続努力」が２５．０％（９件）となった。また、意見に対しては「措置済」が７４．２％（３４８件）、「継続努力」が２５．８％（１２１件）となった。「措置済」と「継続努力」の報告のみとなり、各部局が監査結果に基づいて取り組んだことがうかがえるが、ワーク・ライフ・バランスに関する指摘に対して「継続努力」となる事例が複数見られるなど、更なる取り組みが必要である。

今後において、「措置済」はその状態を継続し、「継続努力」は報告時点から一層の改善や向上が図られるよう要望する。特に指摘に対して「継続努力」となっているものについては、早急に「措置済」となるよう強く要望する。

また、市職員として、常に改善への意識を持ち、市民の信頼につなげるための具体的な取り組みに努められたい。

報告の中には、多くの所属において共通した課題となっているものがある。これらを参考とし、それぞれの所属においても改善点を見出し、自発的な取り組みに生かすよう要望する。

（１）定期監査に係るもの

監査委員の指摘２９件のうち、「措置済」が６９．０％（２０件）、「継続努力」が３１．０％（９件）となっている。

また、監査委員の意見４１８件のうち、「措置済」が７２．０％（３０１件）、「継続努力」が２８．０％（１１７件）となっている。

定期監査の結果に基づく対応状況の部局別件数及び比率

令和5年度監査結果に基づく措置または対応状況の概要

(令和6年10月31日現在の対応状況)

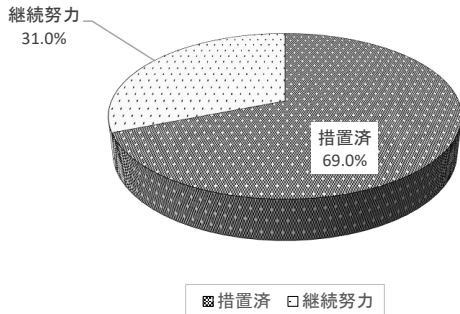
監査対象		監査実施時期	区分	監査結果 件数	措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数				件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
財政経営部	6	R5. 5. 23～R5. 6. 2 R5. 6. 28	指摘	7	5	71.4%	2	28.6%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	65	49	75.4%	16	24.6%	0	0.0%	0	0.0%
市立四日市病院	4	R5. 7. 5	指摘	3	1	33.3%	2	66.7%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	25	14	56.0%	11	44.0%	0	0.0%	0	0.0%
都市整備部	12	R5. 8. 1～R5. 8. 21	指摘	9	6	66.7%	3	33.3%	0	0.0%	0	0.0%
			意見	126	80	63.5%	46	36.5%	0	0.0%	0	0.0%

(令和7年1月31日現在の対応状況)

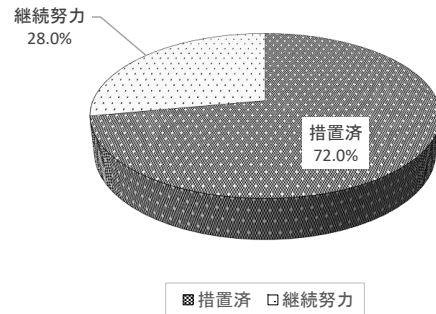
監査対象		監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
部局名	所属数			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
地区市民センター	6	R5. 10. 30～R5. 10. 31	指摘	0	0	－	0	－	0	－	0	－
			意見	24	21	87. 5%	3	12. 5%	0	0. 0%	0	0. 0%
保育園・幼稚園 ・こども園	10	R5. 10. 17～R5. 10. 23	指摘	0	0	－	0	－	0	－	0	－
			意見	27	26	96. 3%	1	3. 7%	0	0. 0%	0	0. 0%
小学校・中学校	15	R5. 10. 18～R5. 10. 24	指摘	1	0	0. 0%	1	100. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
			意見	22	14	63. 6%	8	36. 4%	0	0. 0%	0	0. 0%
教育委員会	8	R5. 11. 8～R5. 11. 15	指摘	5	4	80. 0%	1	20. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
			意見	83	61	73. 5%	22	26. 5%	0	0. 0%	0	0. 0%
環境部	4	R5. 11. 16～R5. 11. 21	指摘	4	4	100. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
			意見	34	27	79. 4%	7	20. 6%	0	0. 0%	0	0. 0%
監査事務局	1	R5. 11. 28	指摘	0	0	－	0	－	0	－	0	－
			意見	12	9	75. 0%	3	25. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
			指摘合計	29	20	69. 0%	9	31. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%
			意見合計	418	301	72. 0%	117	28. 0%	0	0. 0%	0	0. 0%

※ 比率(%)は、各係数の小数点第2位を四捨五入した。従って、構成比において内訳の計と合計が一致しない場合がある。

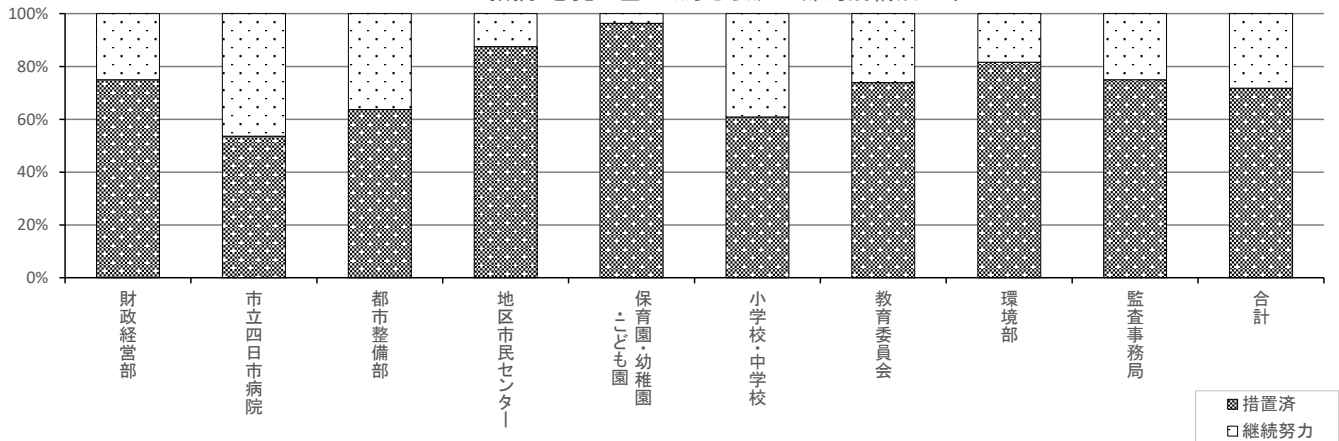
指摘に基づく対応状況



意見に基づく対応状況



指摘・意見に基づく対応状況の部局別構成比率



(2) 出資団体監査に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
株式会社四日市市生活環境公社 (環境部生活環境課)	R6. 1. 15	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	7	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見合計	7	6	85.7%	1	14.3%	0	0.0%	0	0.0%

(3) 財政援助団体監査に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
平津新町自治会 (市民生活部市民協働安全課)	R6. 1. 17	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	8	8	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
社会福祉法人博秀会 たいすい保育園 (こども未来部保育幼稚園課)	R6. 1. 17	指摘	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	6	6	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	9	9	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(4) 公の施設の指定管理者監査に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市市歯科医療センター (一般社団法人四日市歯科医師会・健康福祉部保健企画課)	R6. 1. 18	指摘	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見	9	7	77.8%	2	22.2%	0	0.0%	0	0.0%
障害者自立支援施設 あさけワークス (社会福祉法人四日市市社会福祉協議会・健康福祉部障害福祉課)	R6. 1. 19	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	11	10	90.9%	1	9.1%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		意見合計	20	17	85.0%	3	15.0%	0	0.0%	0	0.0%

(5) 随時監査(工事監査)に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
四日市中央線道路整備工事(その2) (都市整備部市街地整備課)	R6. 1. 16	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	7	7	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
常磐ポンプ場No. 6 雨水ポンプ設備更新工事 (上下水道局技術部施設課)	R6. 1. 16	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	5	5	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見合計	12	12	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

(6) 行政監査(「公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター 解散後の引継状況」)に係るもの

(令和7年2月28日現在の対応状況)

監査対象	監査実施時期	区分	監査結果	措置済		継続努力		検討中		未措置	
			件数	件数	比率	件数	比率	件数	比率	件数	比率
商工農水部商業労政課	R6. 1. 26	指摘	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
		指摘合計	0	0	-	0	-	0	-	0	-
		意見合計	3	3	100.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

※(1)～(6)合計

指摘合計	36	27	75.0%	9	25.0%	0	0.0%	0	0.0%
意見合計	469	348	74.2%	121	25.8%	0	0.0%	0	0.0%

監査結果の区分基準（令和５年度実施の監査にかかる基準）

項 目	監 査 結 果 の 区 分
勧告	次のいずれかに該当すると認められる場合で、特に措置を講じるべき事項として勧告するもの ア 法令、条例、規則に違反しているもので、市の行財政運営や市民生活に重大な影響を及ぼすもの イ その他故意または重大な過失により著しく適性を欠く事項で、特に措置を講じる必要があると認められるもの ウ 市民の生命及び財産に重大な影響を及ぼすもの
指摘	次のいずれかに該当すると認められる場合で、是正、改善の措置を講じるべき事項として指摘するもの ア 法令、条例、規則、規程、要綱、要領、基準等に違反していると認められるもの（ただし、事前調査等における事務処理の誤りなど、速やかに是正される軽微なものを除く） イ 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、直ちに改善を要するもの ウ 前回の監査で是正、改善を求められたものについて、必要な措置が行われていないと認められるもの エ その他適性を欠く事項で是正する必要があると認められるもの
意見	ア 経済性、効率性、有効性の観点や住民福祉の向上のため、SDGsの観点から、改善方法の検討などを促し、又は注意する必要があると認められるもの イ その他監査委員が特に要望する必要があると認められるもの

措置を講じたときの報告及び公表の基準（令和５年度実施の監査にかかる基準）

項 目	勧 告	指 摘	意 見
措置報告の有無	必要	必要	必要
措置報告の時期	措置を講じた後速やかに（対応に時間を要する場合は監査結果通知から３か月後に「措置済」「検討中」「未措置」に分類し）その対応状況を報告する。	監査結果通知から６か月後に「措置済」「継続努力」「検討中」「未措置」に分類しその対応状況を報告する。	
措置済み以外の対応状況の報告	報告が「検討中」「未措置」のものについては、報告後３か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	報告が「継続努力」「検討中」「未措置」のものについては、報告後６か月経過時点で、その対応状況を再報告する。	
公表など	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告、再報告及び措置済時にはすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	報告を適宜集約し対応状況を監査委員に報告する。最初の報告及び再報告はすべて公表し、本市ホームページに掲載する。	

監査結果公表 第8号

監査結果に基づく措置状況等の公表について

地方自治法第199条第14項の規定に基づき、定期監査等の監査結果に基づいて講じた措置等の通知があったので、その通知に係る事項について別添のとおり公表する。

令和7年5月7日

四日市市監査委員	加藤	光
同	樋口	孝
同	竹野	兼主
同	小林	博次

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 財政課
- 3 監査実施期間 令和５年６月２日、６月２８日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の時間外勤務が恒常化しており、厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、年間１,０００時間を超える時間外勤務の状況を改善するとともに、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 財政課の時間外勤務時間数は、令和４年度実績の８,００２時間（一人当たり月平均７４．１時間）から、令和５年度実績は５,９０８時間（一人当たり月平均５４．７時間）と縮減したものの、依然として労災認定基準を課員全員が上回っている状況にある。 こうした状況の中、時間外勤務時間数削減のため、令和５年度からは、繁忙期にあっても、夜１０時を超える時間外勤務は原則禁止とし、所属長に事前に承認を得るようにするなど、メリハリをもって業務を進める意識を課内で徹底した。今後も、引き続き業務効率化につながるＡＩ技術や他市町の先進的な取り組みの事例研究を進め、さらなる職員の負担軽減と時間外勤務時間数削減に努める。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 財政課の上半期時間外勤務時間数は、令和５年度実績の１,２８０時間（職員９名、一人当たり月平均２３．７時間）から令和６年度実績は１,２０１時間（職員８名、一人当たり月平均２５．０時間）と一人当たり月平均時間は増加し、労災基準認定基準を上回る職員が７名いる状況にある。 繁忙期以外の時期においては、休みを取るよう課内で周知を行い、メリハリをもって業務を行えるよう努めた。 今後、２月議会の当初予算資料の作成に向けて、繁忙期となるが、メリハリをもって業務を進める意識を課内で徹底し、職員の負担軽減と時間外勤務時間数削減に努める。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 財政課に特有の、業務集中期に膨大となる業務の遂行について、部局内での協力や、先進的な取り組みを行っている他市町の事例の研究など、新たな視点での取り組みも検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 自治体財政に関する雑誌やweb記事、市町村アカデミーの研修などを通じて、業務効率化につながるような先進的な取り組みの事例研究を引き続き行うとともに、導入可能な事例については、早期の導入を図る。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 市町村アカデミーに参加した職員から、他市町の事例について課内へ情報共有を行うとともに、その事例について、令和7年度予算化に向けて検討を開始した。
② 時間外勤務が非常に多い状況においては、職員の健康管理の観点から、非管理職のみならず、その指導や管理にあたる管理職の勤務状況にも留意する必要がある。ワーク・ライフ・バランスを推進するためにも、管理職の勤務状況の把握にも努め、職員全員が働きやすい職場環境の整備に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 新年度予算調整等の繁忙期等には所属長含め一斉に時間外勤務を行っていることから管理職の長時間労働についても課題であると認識している。 部長案件を除いた新年度予算の調整において、補助金や重点事業等の一次要求分を課長調整、そのほかの一般経費等を課長補佐調整に割り振ることで、効率的に調整を進めている。 また、予算の調整の日程を可能な限り集約することで、繁忙期においても、休日のうち半日もしくは1日は休息日にあてることができるよう努めた。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 11月補正の調整において、これまで債務負担行為の補正の調整については課長と補佐で調整を行っていたが、今年度より、債務負担行為の内、複数年度にわたるものや新規のものは課長調整、それ以外の債務負担行為は補佐調整に割り振ることで、効率的に調整を進めた。 その結果、10～11月で80%の職員が半日以上以上の休息日を確保することができた。
③ 新型コロナウイルス感染症の拡大に併せて庁内で試行されている在宅勤務（テレワーク）の実施について、財政課でも検討されたが実施には至らなかったとのことである。非常に時間外勤務が多い所属であり、こうしたICT技術を活用した取り組みを職員が有効に活用できるよう若手職員の意見も取り入れ、働き方改革の取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 当初予算や補正予算の調整は、資料を基本的に紙ベースで管理していることや個人情報を含む資料も数多くあることから、自宅に資料を持ち帰ることができず、テレワークでの業務が難しいという課題がある。しかし、それ以外の例えば決算業務や日々の事務的業務など、テレワークが可能な業務もあるため、テレワーク以外の手法も含め、引き続き検討を図る。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 LoGoチャット使用し、課のグループを組んで課内での照会や情報共有を行いやすい環境づくりを行った結果、情報の抜け漏れがなくなり、確認に要する時間の短縮につながった。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年 6月 5日 決裁において間違いやすい日付、支出先等をより重点的に確認するべく、課内に注意喚起した。また、予算書や資料のチェックの勘所となるノウハウをベテラン職員から経験年数の浅い職員へ確実に引き継ぐため、チェック内容を記した見本や過去の正誤表を記録として一冊のファイルに取りまとめ、課内での知識共有を図った。今後も、事務処理における注意事項等について課内で共有し、内部事務管理の徹底を図っていく。
イ 支出事務において支払遅延が生じている。予算執行等における全庁的な内部統制を担う所属でもあり、他の所属に範を示すという点からも、今後は同様の事例が生じることのないよう、事務の適正執行に努めること。	【措置済】 令和 5年 6月 5日 支払期限の認識不足による同様の事例が生じることのないよう、「会計事務の手引き」等を使用し、適正な事務処理を確認し、内容について、課員に対して周知徹底を行った。
② 監査に対する適切な取り組みについて【合规性の視点】 前回の監査における意見等に対し、3年経過した現時点においても継続努力となっているものが複数見受けられる。困難なものもあるかとは思いますが、可能な限り意見への対応を行うよう努めるとともに、一旦措置済となった意見等についても、継続してその状態が維持できるよう取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 時間外勤務の解消、補助金の見直しなど前回の監査での意見が現時点でも継続努力となっている。対応を行い、措置済とできるよう取り組んでいく。
	【継続努力】 令和 6年10月31日 他市町の事例の研究などの新たな取り組みや、職員全員が働きやすい職場環境の整備、ICT技術を活用した働き方改革の取り組みについては対応を行った。 依然として継続努力となっている項目については、対応を行い、措置済とできるよう取り組んでいく。
③ 適正な予算編成について【有効性の視点】 当初予算については一定の基準に基づいてしっかりと査定を行い、精度の高い予算編成を行い、補正予算ありきの当初予算編成に陥ることのないよう留意すること。また、補正予算についてもその必要性が明確に説明できるよう、適正な予算編成に努めること。併せて、予算編成における資料作成等においては、財政課と担当所属の間で情報共有をしっかりと行い、資料作成等を効率的に行うことができるよう努めること。	【措置済】 令和 6年 3月29日 予算説明会において、当初予算は、年間総合予算を前提とした予算要求とするように周知し、年度途中の補正は、政策判断によるもののほか、国の経済対策や制度改正、災害関係経費など真にやむを得ない経費に限定するよう周知した。 予算査定については、ヒアリング等を通じて、事業の目的・背景や必要性、積算根拠、費用対効果、実施スケジュール等の妥当性などを評価検証した上で予算配分を行い、精度の高い予算編成となるよう努めた。
④ 予算編成におけるデジタル分野の推進について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 当初予算編成において、デジタルに関する分野について重点配分を行っているとのことであるが、こうした先端技術の導入についての様々な職場におけるニーズをしっかりと把握し、引き続きデジタル分野の推進が図れるような予算編成に取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 3月29日 予算編成方針に基づき、行政改革プランに位置付けた事業や行政改革プラン以外にも時間外削減など業務改善につながる予算については、重点的に予算配分を行っている。今後についても、AI・RPAの導入、キャッシュレス決済の推進などデジタル分野の推進を図ることのできるような事業については、引き続き重点的な予算配分に努める。

イ 四日市市においてもE B P M (*3)を確立していく必要があるが、財政課においても予算編成等における数値化を進めることで、財政課と各所属の認識の共有を図るなど、E B P Mの推進に取り組むこと。	【措置済】 令和 5年10月 6日 令和6年度当初予算説明会における留意事項として、各所属にE B P Mの必要性について説明することで、課題の共有を行った。
⑤ 補助金の適正執行について【有効性の視点・合規性の視点】 ア 各所属で様々な団体に対して補助金等の支出が行われているが、補助金の対象事業についての指導監督が不十分であったり、実績報告に不備があったりした事例が見受けられる。 財政課では、予算編成において各所属の補助金等の適正化を図るとともに、補助金等の予算執行決裁の合議にあたってはその内容を確認し、必要に応じて指導をしているとのことであるが、補助金執行がより適切に行われるよう、各所属に対する周知等を進めること。	【措置済】 令和 5年10月 6日 令和6年度当初予算説明会において、各所属に補助金の予算要求にあたっては「四日市市補助金等交付基準」に基づき、社会情勢の変化や市民ニーズ、行政関与の必要性などを踏まえ、「補助事業評価調書」による評価検証を行った上で、継続、見直し、廃止を判断するよう周知を行った。
イ 市の補助事業では、補助金を受ける団体に協賛金などの他の収入がある場合、その金額を補助金から減額するかどうかの扱いについて、補助金によって違いがあるなど、統一的な基準が定まっていない事例が見受けられる。補助金はその種別や目的によってさまざまであり、一律の基準を設けることには課題があるという点は理解できるが、補助対象となる経費の分類を明確に整理するなど、補助金の適正執行に努めること。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 令和6年度当初予算の調整にあたっては、補助金の交付要綱の資料提出を求め、補助対象となる経費の確認を行い、補助金が適正に執行されるよう取り組んでいる。 【措置済】 令和 6年10月31日 令和6年度当初予算時に見直しを行った補助金を含め、補助金の支出の決裁の合議時には、補助対象となる経費の確認を行い、補助金が適正に執行されているか確認を行った。
ウ 補助金の交付基準などについては、確認が形骸化して継続的に補助金が交付され続けることのないよう、必要に応じて適宜見直しを行うこと。なお見直しにあたっては、議会の調査結果等も参考にしながら、市民への説明責任が果たせるような内容とすること。	【措置済】 令和 5年10月 6日 各所属に対し、令和6年度当初予算説明会にて、補助金は、漫然と更新するのではなく、公費投入の説明責任を果たすことのできるよう必要な見直しを行うよう周知を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 財政経営部 行財政改革課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年６月１日 |

指 摘

特になし

意 見

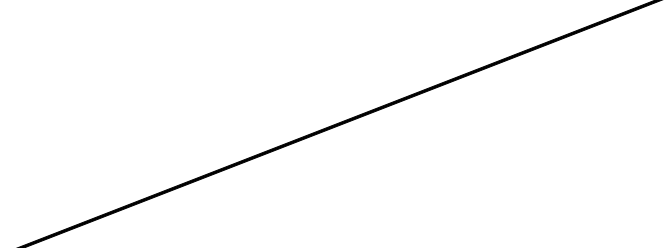
1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 現状として、時間外勤務対象外である管理職などの時間外勤務も全庁的に生じており、その解消への取り組みも総務部と財政経営部が連携して引き続き行うこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 今後の職員減少を見据え「行政改革プラン２０２３」の改革アクションの一つに「ＢＰＲによる業務分析と業務改善」を位置付けている。これは現行業務を前例踏襲で継続するのではなく、ＥＣＲＳ４原則（廃止、統合、手順入替、簡素化）の視点で見直したうえで、ＤＸ化等により業務を効率化する取り組みである。 令和５年度末に環境部と財政経営部の業務に対し、委託業者から改善提案を受けたため、総務課・デジタル戦略課も交え、実施に向けた課題整理を行ってきた。今後は、横展開が見込める手法から優先的に着手し、全庁的な業務効率化につなげていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 委託業者から改善提案を受けた環境部と財政経営部の業務について、業務フローの最初から最後までを一貫して、紙中心のフローからデジタル中心のフローに変えることを目的に、担当課・総務課・デジタル戦略課と、法令や条例規則等ルール上の制約、国が進める情報システムの標準化・共通化を見据えた二重投資防止の観点から検討し、現状で実行可能な方策を選定した。 今後は費用対効果も含めた改善効果を検証したうえで、全庁的に横展開可能なものは早期に展開していく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 ５年 ６月 １日 複数チェックとルールに基づいた事務執行に実効性を持たせるため、起案者から所属長まで、決裁ルート上の全職員が「会計事務の手引き」等のマニュアル確認を徹底すること、その過程で生じた不明点は曖昧なままにせず、会計や法務等の担当者に必ず確認を行うよう改めて周知を行った。

イ 支払遅延などの事務処理の不備があったが、基本的業務においてミスのないようにして範を示し、行財政改革を進めること。	【措置済】 令和 5 年 6 月 1 日 支払遅延を防止するため、支払担当者任せにせず、業務の主担当者が支払期日までの銀行営業日を意識して迅速に処理するよう、所属長から課員に改めて周知徹底を行った。
② 新地方公会計の理解促進について【有効性の視点・合规性の視点】 ア 住民や議会への説明責任をより適切に果たすとともに、財政マネジメントを強化するため、統一的な基準による新地方公会計の整備が進められる中、四日市市でも、その基準に基づき、財務書類の作成、公表が行われてきたところである。次なる段階に向け、行政として新地方公会計を活用していくためには、貸借対照表をはじめとする発生主義会計独自の考え方や意義の理解を深め、大局的な見地も養う必要がある。官庁会計に慣れている市職員に新地方公会計を浸透させるのは容易ではないが、令和5年10月から稼働する資産管理システムにより、資産を管理する部署のコスト意識を向上させる取り組みのように、引き続き、色々な方法や可能性を模索しながら取り組んでいくこと。	【継続努力】 令和 6 年 4 月 3 0 日 これまで「統一的な基準による財務書類」だけでなく、官庁会計にない非資金取引である減価償却費などのコストを理解し、財務情報を実務に活用できるよう、公共施設を切り口とした「施設別行政コスト計算書」の作成にも取り組んできたが、当課と財政課の主導で財務書類を作成してきたこと、各課の日常業務は官庁会計で行われていることから、職員の資産やコストに対する意識が高まらず、資産管理やマネジメントを自分ごととして捉えることが難しいという課題があった。 このため、各課が資産情報を直接登録することによって、日常業務の中で、資産の取得から維持管理、処分までのライフサイクルコストを把握し、最終的に資産のマネジメントを行うことを目的として、資産管理システムを導入した。 各課が実際に資産情報を登録するにあたっては、費用か資産かの判別や資産登録時期の判断等に公会計の知見を要するケースがあること、課によって所管する資産の種類や多寡にばらつきがあることから、公会計の理解促進と円滑な業務の実施に向け、当課の会計専門監が各課に直接出向いて、システム操作だけでなく公会計の理論を合わせて説明し、助言や相談対応を行っている。 【継続努力】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 資産管理システム導入により、支払等の日常業務と資産登録作業を連動させることで、各課が官庁会計では意識することのなかった公会計特有の「資産」と「費用」の概念を理解し、適切に資産登録を行う実践的な取り組みがスタートして約1年が経過した。 試行錯誤しながら取り組む担当課を支援するため、引き続き、会計専門監が各課に直接出向き、実例をもとに助言や相談対応を行っているが、資産登録が単なる事務作業で終わることのないよう、各課で入力した情報が財務書類にどう反映するのか、公会計の各種指標のどの部分に影響するのかといった視点も意識して説明することで、公会計の本質的な理解が深まるよう努める。 加えて、会計専門監が各課の支援を行う中で蓄積してきた、各課共通の疑問点や、各課の事例における疑問点を整理したマニュアルを、令和6年度中を目途に作成する。 さらに令和7年度には、担当課での資産管理が軌道に乗っている先進自治体を視察して情報収集と意見交換を行い、公会計の考え方を浸透させるための取り組みに生かしていく。

イ 新地方公会計制度に基づいて財務諸表を作成されているが、まだ実質的に活用されている状況になく、今後さらなる活用が望まれる。既に取り組まれている「施設別行政コスト計算書」だけでなく、各部局各所属単位の財務諸表の作成に取り組むなど、市民にとって市の財政状況が理解しやすく、新地方公会計の効果を実感できる、あるいは、議会や監査において予算・決算の審議などにも活用できるような、新地方公会計の活用方法を見出すよう努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 財務 4 表はマクロな視点になるため、実質的な活用が難しく、活用するためにはミクロな視点で「所属別」「施設別」などのセグメント分類を行う必要がある。それぞれの分類にメリットがあるものの、本市では近い将来の公共施設大量更新問題への対応として、「施設別」による分類がより課題解決に資するものであると整理し、この財務情報を活用して公共施設の戦略的マネジメントに取り組む方針としている。 また、地方公会計制度導入の目的の一つが、わかりやすい財務情報の開示によって、議会や住民への説明責任をより一層果たすことであるため、市ホームページで毎年公表している資料について、現状の「見える化」を意識して「住民一人当たりの資産額」など公会計独自の指標や、同格都市との比較による分析を行うなど、全面的に内容を見直した。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 公共施設の戦略的マネジメントに活用する目的で「施設別行政コスト計算書」を作成しているが、具体的には、施設のあり方や施設使用料見直しを検討する際に、コスト面の客観的データとして活用することを考えている。 現在、受益者負担（使用料・手数料）のあり方に関する市の基本方針を、令和 7 年度中に策定することを目指して検討を進めている。基本方針の策定目的は、料金設定に公平性と透明性を確保することだが、透明性確保のため、サービス提供に要する費用をベースとした料金算定を考えており、これに「施設別行政コスト」のデータを活用する。 このように公共施設の戦略的マネジメントを E B P M（証拠に基づく政策立案）の考え方を取り入れて進めていくにあたり、公会計データを積極的に活用していく。
③ 指定管理者制度について【経済性の視点・合规性の視点・住民福祉向上の視点】 公共施設の指定管理者選定から、管理運営の適正性や公共サービスの水準の確保を担保するためのモニタリングまで、施設所管課が適切に実施できるよう統率を図る重要な役割を担っている。そのため、以下の内容に努めること。	

ア) 先進他都市の状況などを研究して施設所管課が指定管理者制度への理解を深められるよう指導すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 制度導入から約 2 0 年が経過し、多くの施設所管課では、制度活用が当然となっており、制度を正しく理解したうえで官民連携のパートナーである指定管理者に何を求めるのかという根本の部分の検討が疎かになっている。 このため、適切なリスク分担により指定管理者と良好なパートナーシップを築くことなど、制度理解に主眼を置いた研修を令和 6 年度当初に開催した。 (4 月 1 5 日・1 7 日、計 2 0 名参加) さらに、当課担当者が、学識ではなく実務に携わる自治体職員が講師を務める研修を受講予定であり、公募施設における新規応募者ゼロ問題など、現在生じている課題への対応について、参加自治体も含めて情報収集を行い、所管課に還元する。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 整備予定施設の管理運営手法を検討するにあたり、多くの施設所管課から指定管理者制度の活用ありきとした相談があるが、制度本来の目的を正しく理解できていないために、制度を活用しても施設の設置目的やビジョンを達成できるのか、懸念されるものが多い。 一方、先進自治体では、指定管理者制度のみならず、新たな官民連携手法を用いた成功事例が数多く生まれている。施設所管課が、前例踏襲による手法ありきで指定管理者制度を選択するのではなく、施設の設置目的やビジョンの達成から考えた最適な官民連携手法を選択できるよう支援する必要がある。 このため、指定管理者制度の正しい理解を主眼においた施設所管課向け研修を継続する一方で、新たな官民連携手法の研究をするため、当課担当が先進自治体の事例に触れ、同じ課題意識を持つ様々な自治体の職員と意見交換できる機会を令和 7 年度に確保する。
イ) 各施設の指定管理者制度活用の必要性について、常に施設所管課に検討させること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 指定管理期間終了前に、今後の管理運営手法（直営・指定管理など）の意思決定を行うよう当課から所管課に指示しているが、その内容は、制度の継続活用が前提であり、今後の施設のあり方を踏まえて、指定管理期間に何を求めるかなど、具体的なビジョンが不明確なことが多い。 このため、令和 6 年度当初の研修では、継続ありきで制度を活用するのではなく、そもそも施設（建物）の必要性を含めた将来ビジョンを持つ必要があること、将来ビジョンを達成するための方策の一つとして制度活用を検討する必要があることを、改めて説明した。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和 6 年度当初の研修参加者は新任担当者が多く、年度当初の研修だけでは、指定管理者による担当施設の管理運営実態を踏まえた理解が不十分であるという認識に至った。 このため、指定管理者との月次モニタリングを何度か経験したタイミングで行う、モニタリングレポートの作成作業を通じて、業務の履行状況の確認、サービスの質に関する評価、サービス提供の継続性・安定性に関する評価というモニタリングの主要観点から、制度活用の目的が果たされているか検証する指導を行った。

ウ) モニタリングレポートは、単に情報の時点修正だけでなく、実質的に意味のある報告となるようモニタリングを行う意義や施設所管課としてのあり方を施設所管課に指導すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 これまでも当課でモニタリングマニュアルを作成し、施設所管課が適切にモニタリングを実施できるよう支援してきた。 さらに令和6年度当初の研修では、施設設置者としての所管課の責任と役割を踏まえたモニタリングの重要性を説明し、施設課題はあるのが当然で、官民のパートナーシップによりどのように改善し、ビジョンの達成につなげたのが重要であること、そのために月次モニタリングで行うべきことを説明した。 決算議会資料として、所管課がモニタリングレポートを作成する際は、モニタリングに必要な視点が欠けていないか、これまで通り当課でチェックし、必要に応じて改善を求める。 【 措置済 】 令和 6 年 8 月 2 8 日 各課が提出したモニタリングレポートについて、施設設置者としての所管課の責任と役割を踏まえた内容となっているか、当課で統一的な視点によるチェックを行い、修正した方が良い箇所について、所管課の意図を確認し、モニタリングの役割・意義を再度説明しながら、より適切で、議会・市民にわかりやすい記載となるよう助言を行った。その結果、全対象施設においてモニタリングレポートの完成度を高めることができた。
④ 公共施設の適正化について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点・住民福祉向上の視点】 公共施設の適正化については、有形固定資産減価償却率などの指標だけを追って判断するのではなく、真に重要な市民ニーズを把握して、施設の方向性にかかる合意形成を図り、投資のインセンティブにつなげること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 現在の適正化対象施設は、建物性能（老朽化）に加え、施設の設置目的、施設機能（利用率）の観点から抽出し、公の施設としての役割を整理したうえで決定した。 各施設の適正化の方向性は、議会説明後、直ちに関係地区に説明して了承を得ているが、楠地区は対象施設が多く適正化の影響が大きいことから、地区が市と協議を行うために委員会を設置し、現在も定期的に協議を行っている。 協議では「将来世代に過度の負担を残さない」という共通認識のもと、地区が重視する避難所機能の確保のほか、利用率の低い公共施設の有効活用、施設のライフサイクルコストなどの観点から、互いに知恵を出し合い、合意形成に向けて検討を重ねている。 一方で、適正化の取り組みを更に進めていくためには、公共施設大量更新という課題を幅広い世代の市民と共有することが重要なため、広報よっかいちに特集記事を掲載したほか、高校生議会のテーマの一つに取り上げて議論してもらうよう依頼した。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 公共施設適正化の目的は、今後の人口減少や公共施設に対する市民ニーズの変化に適合した施設再編を行い、再編後の施設を最大限有効に活用することである。そのためには、地域住民、利用者、関係者の意見・ニーズを十分に聞き取って再編後の施設のあり方の検討に生かす必要がある。 適正化対象施設における取り組みは、「行政改革プラン2023」に位置付け、計画的に進めているが、所管課では丁寧に意見・ニーズを聞き取り、再編後の施設機能やレイアウトを検討している。

⑤ 継続的に契約している委託業務の費用について【経済性の視点】 財務諸表の作成支援業務については、平成20年度から同一事業者へ委託しているが、制度変更に伴うシステムの汎用化などにより契約が安価になる可能性を常に確認すること。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 制度変更によるソフトのアップデートやサポート業務の増加により、財務諸表作成支援業務の委託料は上昇傾向にあるが、見積り聴取の段階で、価格見直しの可能性を確認する。 【継続努力】 令和 6年10月31日 令和7年度当初予算要求にあたり業者見積りを徴取し、継続業務について、全国的に人件費が高騰している中、据置価格に抑えられていることを確認した。 今後も見積り徴取の都度、内容を精査し、安価にできる交渉の余地がないか検討する。
⑥ 食糧費の支出について【合規性の視点・公平性の視点】 指定管理者選定委員会では、委員としての報償費に加え、終日にわたるといふ理由から弁当代として食糧費を支出しているがこれは稀少な例である。食糧費の支出については、全庁的な公平性の観点から再度基準に照らし、必要に応じて見直すこと。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 指定管理者選定委員会は、施設見学、募集要項審査、ヒアリング準備、報告書作成など審議事項が多く、10回程度の会議が必要となることに加え、5／7人の委員出席を開催要件としていることから、委員の日程調整には苦慮している。 また、募集期間や応募者ヒアリング等のスケジュールに合わせて、順次審議を進めるため、他所属と異なり、会議は終日にわたることが多い。 それでもスケジュールが押しがちになるため、昼食を準備することで委員の昼食時間を最低限にしてみよう調整している。 このような実情から、現行の執行基準に則り、食糧費を支出してきた経緯があるが、現在の「社会通念」と適合しているのかとの指摘を踏まえ、今後は、審議がよりスムーズに進むよう所管課と事前準備に努め、弁当ではなく委員各自で昼食をとることのできる十分な休憩時間を確保する。 【継続努力】 令和 6年10月31日 令和6年度は選定施設がないため、指定管理者選定委員会は開催しないが、来年度以降に開催する場合は、審議がよりスムーズに進むよう所管課と入念な事前準備を行い、委員各自で昼食をとることのできる十分な休憩時間を確保するよう努める。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 管財課
- 3 監査実施期間 令和５年５月３０日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 誤った方法で作業を行うリスクを減らすため、会計事務の手引等のマニュアルを再確認した。 また、リスク発現の発生率を減らすため、過去のミス事例を共有したり、課内でのコミュニケーションを促進し、リスクについてオープンに議論する環境を作った。
イ 管財課が所管する備品について、年度末の備品実査及び所属長による抽出実査が実施されていなかった。公有財産の全庁的な全品掌握・異動手続きの指導等を行っている所属としての役割を改めて強く認識し、年度末に確実に実査を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 管財課が所管する備品は数量が多いことから年度末に実査を行うことは難しいため、年度中、数回に分けて備品実査及び所属長による抽出実査を行った。中には、ついたて等、各課の執務スペースで使用しているものもあり、実査確認ができないものもあったため、引き続き計画的に実査確認を行う。
ウ 公用車管理システム対象外の共用自動車（マイクロバス等）の運行日誌について、運転前後の車両点検、酒気帯び確認のチェック漏れ、運行日時の不整合（１台の車につき日時の重複）が見受けられた。また、運行日誌の様式が、２回分の運行について１回の酒気帯び確認のチェック欄しか設けておらず、様式の抜本的な改正が必要である。庁用自動車の管理及び配車管理を所管する所属として、全庁的な内部統制を適切に機能させること。	【措置済】 令和 ５年１２月 ５日 運行の都度、アルコールチェックの結果を記入できるように運行日誌を改訂した。 車両管理業務等を委託している業者に対し、運行日誌の記載漏れや不備が無いよう、改めて指導した。

② 天津国際温泉高爾夫倶楽部保証金について【有効性の視点】 天津国際温泉高爾夫倶楽部会員権を、国際親善を目的に所有しているが、全庁でゴルフ会員権を所有している所属は他にない。国際親善を目的に所有を継続するのであれば、当課ではなく、国際交流を所管する秘書国際課に所管換することが妥当であると考えられることから、早急に所管を見直し、所管換の後に利用の方策を検討するよう引き継ぐこと。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 秘書国際課と協議し、国際親善を目的に所有していることを理解していただき、所管換について前向きに検討いただくこととなった。
	【 措置済 】 令和 6年10月 1日 令和6年10月1日付で、秘書国際課に所管換を行った。

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 L o G oチャットの使用開始により、課のグループを組んでコミュニケーションを取りやすい環境づくりを行った。 人事異動発表後、各担当の事務の状況を把握し、業務分担表の見直しを行った。 また、デジタル技術を活用できる事務について、令和6年度中に移行する。
	【 措置済 】 令和 6年10月31日 デジタル技術を活用できる事務内容を選定し、庁舎内立入許可申請をデジタル戦略課と協議しながら、令和6年度中に移行することとした。
(3) 職員配置のリスク 普通財産の管理、市有財産等の保険、市有林の管理、土地開発基金、拾得金取扱等について、マニュアルが一部作成されていない。市の財産管理において重要な業務であることから、マニュアルを早期に整備すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 業務の範囲を明確に定義し、担当者を割り当て、各部分の責任を明確にして、早期に進めることとする。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 土地開発基金や市有財産の賠償保険対応について、マニュアルを作成した。業務が膨大な、普通財産の管理や市有林の管理については、引き続きマニュアルを整備していく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 事務分掌について【合規性の視点・効率性の視点・経済性の視点】 前回指摘のあった事務分掌については、関係所属との協議により一定の見解を得たとのことであるが、今後、資産管理システムの本格稼働等もあることから、全庁的な財産の掌握や手続きのあり方について、引き続き事務分掌と業務実態とが整合するよう、必要に応じて全庁的に検討を行うこと。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 管財課の事務分掌である「市有財産の総括事務に関すること」について、管財課が管理している財産は地方自治法第238条第1項で規定する「公有財産」を指している。 公有財産以外も含む財産の全庁的な掌握を管財課で行うことは現状では難しいが、システムの運用等については、引き続き各課と連携して取り組み、事務分掌についても必要に応じて検討を行う。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 管財課の事務分掌である「市有財産の総括事務に関すること」については、「公有財産」を指している。 資産管理システムの稼働により、固定資産台帳と公有財産台帳が連動することから、より正確な台帳の調製が可能となった。今後、それぞれの異動の把握や手続きのあり方については、各担当課と連携しながら、システムが全庁的に有効なものとなるようにしていく。
② 公有財産管理システムについて【効率性の視点・経済性の視点】 現在管財課が所管する公有財産台帳と、行財政改革課が所管する固定資産台帳（新地方公会計における資産分野の基礎データを登載する台帳）とが連動しておらず、効率性に欠けている。2つの台帳の内容が財務会計システムにも連動する資産管理システムを両課で構築し、令和5年度秋に運用開始予定とのことである。正確な財産の把握、市全体の財産管理の一元化、新地方公会計の意識の浸透、事務の効率化等の観点から真に有効なシステムとなるよう、財政経営部として積極的に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年11月21日に、資産管理システムの運用を開始した。公有財産台帳と、行財政改革課が所管する固定資産台帳が連動するものである。また、各課にて公有財産・固定資産の異動の入力を行う仕組みであるため、事務の効率化や全庁的な意識の向上につながると考える。各所管課が適正に異動の入力ができるよう、掲示板でのマニュアルの掲載や、担当職員が各所管課へ説明を行う等、引き続き、行財政改革課と連携しながら取り組んでいく。 【 措置済 】 令和 6年 8月 8日 令和6年8月8日付で、掲示板に、令和6年度上半期分の公有財産の取得・処分報告について、事務処理方法及びシステムの入力例を掲載した。公有財産の異動については、各課にて適正な入力ができている。
③ マイクロバスの保有について【経済性の視点】 マイクロバスを保有し、必要に応じ、各所属へ貸し出しているが、使用回数が年間20件ほどとあまり多くはなく、効率性の面で疑問がある。維持管理費も生じていることから、費用対効果も考慮し、管財課が保有することの妥当性について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 新型コロナウイルス感染症が令和5年5月8日から「5類感染症」に移行したことで、マイクロバスの利用率が上がると勘案し、今後数年の運行状況をみて適正な管理を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 令和6年度について、使用しない月もあれば7日使用した月もあった。引き続き、運行状況等をみて適正な管理を行っていく。
④ 委託契約の履行確認について【合規性の視点】 多くの委託契約を行っており、業務完了報告書により履行確認を行っている。しかし、実際に仕様書に記載された業務が行われているかどうかについて、現場確認等を行い、業者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 監査後に実際に現地まで行って、複数件現場確認を行い、完了報告書の内容と相違ないことを確認した。 今後も引き続き、計画的に取り組んでいく。

⑤ 公有財産の管理について【合規性の視点・効率性の視点】 ア 実査に当たっては、技師ならではの視点から、修繕の要否等の判断も目的とした実査とすること。	【措置済】 令和 6年 3月 1日 本庁舎の工作物について、技術職員が実査を行った。
イ 貸付けをしている普通財産（土地）については、相続放棄等により市の負担で建物撤去を行わなければならないような事態とならないよう、特に留意して実査を行うこと。	【継続努力】 令和 6年 4月 30日 現時点では、個人の住宅敷地として貸付している普通財産について、1件を除き、相続人への名義変更や借受人負担での建物撤去ができています。 相続放棄等により市の負担で建物撤去を行わなければならない事態とならないよう、引き続き、実査に加えて、借受人への定期的な連絡を行う。 【継続努力】 令和 6年 10月 31日 引き続き、実査に加えて、借受人への定期的な連絡を行う。
ウ 普通財産について、所管する財産が多いとして平成29年度から令和4年度まで6年にわたり分割して実査を行い、記録に残している。しかし、実査困難な課題があるとして、未だ11件の実査が行われていない。残る11件について、課題を整理し、早急に実査を行うこと。また、今後は、実査体制・計画を検討して、より短いサイクルで実査を行うこと。	【措置済】 令和 6年 3月 29日 残る11件について実査を実施した。 また、6年で全件を実査するというサイクルを短縮し、効率的に業務を進められるよう、計画的に取り組んでいく。
⑥ 職員体制の確保について【有効性の視点】 所属の業務量を明確化し、業務量に応じた人員体制を人事当局に示して職員配置の要求を行い、体制強化に努めること。	【措置済】 令和 6年 3月 21日 技術職員の増員について、人事課に要求を行った。
⑦ 庁舎・総合会館の有効活用について【有効性の視点】 庁舎・総合会館は、かなり手狭であり、職員の昼食場所も満足に確保できていない状況にある。不要物の撤去やスペースの有効利用等を行い、職員が働きやすい職場環境となるよう、各所属とともに工夫していくこと。	【継続努力】 令和 6年 4月 30日 組織改編に伴い、空いたスペースを総務課に提供し、コラボレーションスペース（共用スペース）としてリニューアルする予定になっており、他課と協力し、職場環境の向上を図る予定である。 また、職員等が利用できるよう市庁舎地下1階のシャワー室も整備した。 【措置済】 令和 6年 6月 5日 市庁舎11階北側に職員の共用スペースとして『イコニ』を令和6年6月5日にオープンした。

⑧ 新丁ひろば駐車場について【有効性の視点】 新丁ひろば駐車場の駐車券を大量に保有しているが、当駐車場の利用率は低い。ＪＲ四日市駅周辺活性化が進行する中、当該区域の役割について、必要に応じて見直すこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 本町プラザ利用者が新丁ひろば駐車場を利用しており、閉鎖してしまうと利用者が困るため、駐車場として継続していきたいが、利用率が低いことを勘案し、引き続き各部署と連携し、検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 新丁ひろば駐車場は、本町プラザの利用者を想定しているが、ＪＲ四日市駅周辺の活性化が進んでいるため、本駐車場の利用について、関係部局と協議して検討していく。
⑨ 財産管理について【有効性の視点】 民間会計では、貸借対照表で備品等固定資産が一括把握できるが、官庁会計では所有は各部署が分散管理し、総括所属も公有財産は管財課、物品は会計管理課、基金・債権は財政課と分かれ、一括管理する所属がない状況である。統一した基準による新地方公会計でも固定資産の一括把握が必要であるが、管財課も一括把握の必要性について関係所属に働きかけ、必要に応じて事務分掌への反映が実現されるよう努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 財産（公有財産・物品・基金・債権）については、各部署で所有し、管理を行っている。管財課は公有財産を総括する部署であり、適正な管理の指導や、市全体の異動や現在高の把握は行っているが、一つ一つの公有財産の管理については、所有する各部署が責任を負う。また、物品、基金、債券についても同様である。 一括把握について、現状の組織体制では難しいと判断するが、必要があれば、事務分掌への反映について検討する。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 管財課は公有財産を総括する部署であり、財産（公有財産・物品・基金・債権）を管財課で一括把握することは難しく、事務分掌への反映を検討したが、必要はないと判断した。
⑩ 指定管理業務における牽制について【有効性の視点】 指定管理に係る協定について、複数年にわたる契約であり、仕様書に記載された業務が確実に実施されているかどうかを普段から現場確認を行うなどして、指定管理者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 普段から定期的に現場確認などを行い、仕様書に基づき業務が適正に履行されていることを確認した。 また、令和6年3月31日付で貸館業務を廃止することについて、連携しながら市民に対応したことで、大きな問題も起きること無く終えた。
⑪ 検知器による酒気帯び確認の義務化に向けた対応について【合規性の視点】 ア 検知器による酒気帯び運転の確認義務化は、当初予定より延期されており、令和5年12月からとなる旨が同年8月に周知されたとのことである。管財課は四日市市の安全運転管理者として、検知器追加配付等適正かつ効率的な確認体制・手法を早急に実施すること。また、別途安全運転管理者を有する部局等に対しても、義務化延期の際と同様に広く情報共有を行い、全部局が期日までに同様の対応を整えられるよう、適切な指導助言を行うこと。	【 措置済 】 令和 5年11月 8日 12月からの運用について、全庁掲示板にて周知を行い、全部署にアルコール検知器を配布し、アルコール検知器を使用した酒気帯び確認を遅滞なく実施できている。 別途安全運転管理者を有する部局等との情報共有は、検知器による酒気帯び確認が始まる以前から行っており、引き続き行う。
イ 現在の車両運行前後の酒気帯び確認の義務化対応は、確認は所属長等の他の職員が行うものの、誰が記載するか定めがなく、運行者本人が記載することも可としている。確認の形骸化を防ぐため、記載方法等について再検討すること。	【 措置済 】 令和 6年 3月21日 記載方法について、全庁掲示板に掲示して周知を行った。

ウ 所属が保有する車両については、運行日誌と酒気帯び確認記録簿の２種類の記録を残さなければならない。事務の煩雑さの解消や、他所属職員が使用する場合の確認体制などについて検討すること。	【措置済】 令和 ５年１１月２７日 運行日誌と酒気帯び確認が同一用紙に記載できるものに改訂し、他所属職員が使用する場合の確認体制などについて全庁掲示板に掲示して周知を行った。
--	---

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 財政経営部 市民税課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年５月２３日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。 前年度以前よりは所属全体の平均時間外勤務数が減少しているので、所属長は、引き続き、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度においては、令和３年度以降取り組んできた新たな税務システムやＡＩ技術の導入により一層の業務効率化を図るとともに、可能な限りの業務の平準化に努め、時間外勤務の大幅な削減を実現した。 具体的には、年間の時間外勤務時間数（特殊要因を除く）が、課全体で職員一人当たり１２．４時間減（３６．３％減）、時間外勤務が多かった市民税第１係で職員一人当たり２０．０時間減（５６．０％減）、市民税第２係で職員一人当たり１４．９時間減（３７．１％減）となった。また、年間３６０時間を超える職員は令和４年度の１４名に対して令和５年度は４名に減少し、過労死等労災認定基準に該当する職員は令和４年度の１４人に対して監査結果報告日以降は６名にまで解消した。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和３年度以降取り組んできた新たな税務システムや、ＲＰＡの充実により一層の業務効率化を図るとともに、可能な限りの業務の平準化に努めたが、令和６年度は、定額減税や調整給付が実施されたことや、固定資産税の評価替え年度に伴う審査申出件数の増加などへの対応を帰因とする時間外勤務時間数が、上半期は課全体で３，０５２時間となり、令和５年度と比較すると８３時間増加した。その一方で、職員間における業務分担の見直しを図ったことにより、過労死等労災認定基準を上回った職員数が、令和５年度と比較すると７名から５名に減少した。 現時点で育休取得者が４名、時短勤務者が２名、１１月以降年度内に産育休の取得が見込まれる者が複数おり、労力的に非常に厳しい状況ではあるが、引き続き、事務作業の見直し、業務分担の見直しを行い、時間外勤務の削減に取り組むとともに、年休取得を推進し、職員のワークライフバランスの確保に努める。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 税の適正な賦課決定が行われないリスク ① 令和4年度はヒューマンエラーによる課税誤りが発生しているが、システムに関連する誤りも防ぐため、業者任せでなく日々の業務のチェック、監視を適切にすること。そのためにも、税額を手計算できる職員の存在は貴重であり、システムで算出された課税内容をチェックできる職員の育成に引き続き取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 システムの仕様・運用に関しシステムベンダー側との共通認識不足等に起因して生じた令和2年度及び令和3年度におけるシステム関連の課税誤り以降、システムベンダー側と定例会などを開催し双方の検証・確認作業などを通じ、より一層の相互理解を深め、併せて引き続き厳しいチェックも行ったところであり、今後も継続して取り組んでいく。また、担当職員は税務署による申告研修を受講するなどし、税額の手計算を習得しており、その技術をシステム処理に対するチェックに生かせるよう取り組んでいく。 【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 1 6 日 配属1年目職員に対し、所得・控除証明資料に基づき申告書の作成及び課税計算を行う研修を実施した。 また、11月中旬には一般社団法人日本経営協会主催「住民税の課税実務研修」に課税業務の基礎を身につけた2年目職員を派遣し、専門的な知識を習得する。さらに、11月・令和7年1月に実施される税務署主催の税務職員研修、申告受付研修に参加しシステムに頼らず計算を行えるスキルを取得する。
② 課税誤りの理由を所属全体で情報共有し、若手職員の育成、研修にも活用する体制を作り上げること。また、係ごとに業務の縦割りになりすぎないように、研修のみでなく、別の係の業務も若手職員には経験させるOJTの体制も作り、ノウハウを所属として蓄積するようにするとともに、ヒューマンエラーを防止するため、ダブルチェックの質を上げる取り組みを強化すること。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 3 1 日 課税誤りが生じた場合は課内全体で反省会や朝礼等により情報共有を図り、以後同様の誤りを繰り返さないためのケーススタディとする体制づくりを行った。 配属1年目の職員については、担当税目以外の賦課徴収に関する基本的な考え方を学ぶ機会を設けるとともに、繁忙期や昼休憩時など在席職員が少ない場合に他係の受付や電話応対等のフォローを行い、他係の業務に対する理解を深められる体制とした。 加えて、職員によるヒューマンエラーの回避については、引き続き取り組んでいるダブルチェックを、内容により必要に応じて中堅からベテラン職員が行うことで、効率的・効果的となるよう改めた。
③ 所属内で上位職員をはじめとした他の職員に質問、相談しやすい環境づくりも、課税誤りを防ぐために重要であるので留意すること。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 3 1 日 配属1年目の職員の座席の両隣には必ず業務に精通した職員を配置するとともに、他の職員についても係内で電話応対中に隣席から気に掛けるなど、常に相談を受けられる環境を整えた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 6 年 3 月 3 1 日 庶務担当者を講師として課内の管理職を含めたすべての正職員を対象に会計・文書事務にかかる研修会を実施し、職員の事務処理能力の向上を図るとともに、事務処理において誤りやすい点やそれによるリスクについても周知を図った。
② 税の公平性の担保について【経済性の視点・効率性の視点・公平性の視点】 ア 個人市民税未申告者についての調査には多くの時間や費用を要し、また、調査した結果、実際には申告義務のないケースであったということも多いため、費用対効果にも配慮しながら、適正に申告し納税している市民に説明責任を果たせるよう、引き続き、よりよい手法を探っていくこと。	【措置済】 令和 6 年 3 月 3 1 日 未申告者への催告については、引き続き令和 5 年度においても年齢などの発送条件を検討し、より申告すべき所得があると見込まれる層に働きかけるよう努めた。
イ 個人市民税は、申告者には何らかの支援措置が講じられることもある等、市民個人にとって有益な場合がある。こうしたメリットもアピールしながら、さらなる申告促進策を検討すること。	【措置済】 令和 5 年 1 2 月 2 5 日 市のホームページに、未申告者は福祉・医療等の行政サービスに関する手続きを行っていただけない場合がある旨を記載し、注意喚起を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 財政経営部 資産税課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年５月２５日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は、評価替え前の年である令和２年度と令和５年度を比較すると、共に６名で増減なしであるが、一人当たりの月平均時間外数は、令和２年度の２３時間から、令和５年度は２０時間に減少している。 今後も特定の職員に業務の負担が生じないように、職員配置や業務分担の確認を行うほか、引き続きＬｏＧｏフォームやＲＰＡを活用するとともに、新しいＤＸ技術の導入も視野に業務効率化に努め、時間外勤務の削減に取り組む。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 評価替え年度である令和３年度と令和６年度の上半期の一人当たりの月平均時間外数（選挙等の特殊要因を除く）を比較すると、令和３年度の７．８時間から、令和６年度は４．３時間に減少している。 下半期は課税業務が繁忙となる時期ではあるが、引き続きＬｏＧｏフォームやＲＰＡを活用し業務効率化を図るとともに、特定の職員に業務の負担が生じないように、職員配置や業務分担の確認を行い、時間外勤務が年間３６０時間を超えることがないように取り組む。

② 令和５年度は固定資産税の評価替え前の年につき、業務量の増加が懸念されるが、年間３６０時間を超過する時間外勤務を行う職員がなくなるよう手段を講じること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 時間外勤務を行う場合は、事前申請により業務内容を確認をすることで、必要な業務に限って時間外を行うことの意識付けを図ってきた。また、ノー残業デーの定時退庁、休日出勤を命じた場合の振替休日の取得を徹底してきたが、病気休暇、産前産後休暇、育児休業を取得する職員が生じたこともあり、年間３６０時間を超過する職員は６名となった。 今後も引き続き時間外勤務の事前申請、ノー残業デーの定時退庁、休日出勤を命じた場合の振替休日の取得を徹底するとともに、業務分担の確認を行い、特定の職員に業務の負担が生じないよう対策を行い、時間外勤務の縮減及び職員の健康管理対策を実施していく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 病気休暇、産前産後休暇、育児休業を取得する職員が生じたが、評価業務においては代替の会計年度任用職員が行える業務は少なく、大部分の業務は他の正職員が分担して行う必要があったため、一部の職員について時間外勤務が年間３６０時間を超過した。 引き続き産前産後休暇、育児休業を取得する職員については正職員の代替職員を要望していくとともに、係内や係間の応援体制を構築し、特定の職員に業務の負担が生じないよう対策を行い、時間外勤務の縮減及び職員の健康管理対策を実施していく。
③ 時間外勤務平準化のため、各職員の能力に応じて業務量に差をつけすぎると、業務が増える職員がパワハラや差別と感ずる可能性もあろうことから、業務配分については十分配慮すること。	【 措置済 】 令和 ５年 ５月２５日 経験年数や能力により、業務量に差は生じることとなるが、各職員には業務遂行するための動機付けを丁寧に行うとともに、業務の進捗状況の確認を行い、必要に応じて係内や係間での応援体制を整えるなど、働きやすい環境づくりに取り組む。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 ５年 ５月２５日 事務処理にあたっては、文書事務の手引や会計事務の手引きを確認するとともに、不明点は担当部署に確認したうえで適正に行うよう指導した。また、「適正な事務事業推進のためのチェック事項」を参考に、係長、課長補佐など各承認者が確実なチェックを行い内部牽制を徹底するよう指導した。各承認者による確認の徹底と細やかな指導の実施により、不明点を解消したうえで適正な事務処理を行う意識の定着を図っている。
② 家屋調査における事務継承について【合規性の視点】 ここ数年、感染症対策として、家屋の評価において外部は現地調査、内部は立ち入り調査を行わず、図面等の確認により行ってきた。しかし現在、新型コロナウイルスの感染症の位置づけが変更となり、感染対策が緩和されたことから、内部への立ち入り調査の再開が予定されている。勤続年数の短い職員も現地調査において適正な評価事務ができるよう、早急に職員の育成に努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月 １日 家屋係において勤続年数の短い職員は、ベテランの職員とグループを組み家屋調査を行い、適正な評価事務を学ぶ体制を取っている。 令和５年度は調査対象全体の３０％の内部への立ち入り調査を行ったが、ベテラン職員が同行し資材の見方や納税者への課税に係る説明など、適正な調査、評価事務を行うことができた。引き続き職員の育成に努めていきたい。

③ 公用車事故について【有効性の視点】 公用車でフェンスに接触した事故があったということであるが、安全装置があれば防げた可能性もある。次回の購入の際には、全庁公用車の安全装置導入状況も見据えながら、必要に応じて安全装置が装備された自動車の購入を検討すること。	【措置済】 令和 5 年 5 月 2 5 日 公用車事故の防止に向けて課員への指導を行うとともに、次回公用車を購入する際には、全庁公用車の安全装置導入状況も見据えながら、必要に応じて安全装置が装備された自動車の購入を検討する。
④ 委託契約の履行確認のマニュアルについて【有効性の視点】 委託契約について、履行確認が確実にできるよう、業務フローの徹底を図るほか、マニュアルの作成について検討すること。	【継続努力】 令和 6 年 4 月 3 0 日 担当者及び係長、課長補佐などの各承認者が、履行確認を確実にできるよう、業務フローの徹底について課内で確認した。 また、各委託契約内容に応じたマニュアルの作成を検討していく。
	【措置済】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 確認する項目や方法を明記したマニュアルを 2 業務について作成した。他の業務についても担当者が活用している既存のものを精査の上順次作成し、履行確認を確実にやっていく。
⑤ 償却資産の申告の周知について【有効性の視点】 償却資産は申告課税である。申告が必要であることが理解されるよう、制度の周知に努めること。また、電子申告が可能であるが、手続きの最初の部分で困難と感じる納税義務者が多くあることを踏まえ、電子申告の推進について、手順とともに周知を図ること。	【措置済】 令和 5 年 1 2 月 2 8 日 償却資産は賦課課税であるが、資産申告は必要であるため、今後とも資産税課のホームページや手引き、広報等で周知するとともに、制度の理解が広まるよう、より一層分かりやすい表記を心がける。 また、電子申告に対する苦手意識を少しでも和らげるよう、資産税課のホームページにて電子申告の周知及び手順を案内するとともに、L o G o フォームを活用した資産申告についても申告の手引きに掲載し、周知を図った。
⑥ 大規模災害が起こった際の罹災証明書について【住民福祉の向上の視点】 大規模災害が起きた場合、罹災証明書の発行業務が短期間に集中することが想定される。罹災証明書は、被災者の支援適用に関わる重要な資料であることから、市民に不利益が生じないよう発災後迅速に発行するため、現在のマニュアルの有効性について、検証すること。	【措置済】 令和 6 年 2 月 2 6 日 罹災証明書の発行業務は市民生活部の管轄であり、その元となる被害状況の調査を資産税課で行うものである。令和 5 年より、危機管理課、市民課、市民生活課、資産税課で罹災証明発行にかかる実施体制計画及びマニュアルの見直しを行っており、市民に不利益が生じないよう迅速に発行できるよう作業を進めている。
⑦ 不動産登記について【有効性の視点】 不動産登記法が改正され、所有者の名義変更が義務化されるため、適正な名義変更について周知を行うこと。	【継続努力】 令和 6 年 4 月 3 0 日 市のホームページには他課が掲載済みであるが、広く周知を図るため資産税課のページからも閲覧できるようにするほか、広報への掲載も行い、適正な名義変更についての周知に努める。
	【措置済】 令和 6 年 1 0 月 2 4 日 資産税課のホームページに掲載したほか、広報の税特集号（1 2 月下旬号別冊）へ掲載し、所有者の適正な名義変更について周知を図ることとした。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 財政経営部 収納推進課
- 3 監査実施期間 令和５年５月２４日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和４年度末で育児休業取得者が５名、三重地方税管理回収機構派遣が１名であったが、令和６年度当初は、育児休業取得者が２名となった。 年休取得状況については、令和４年度は１７日２時間、令和５年度は１７日５時間となっており、休業や年休の取得しやすいワーク・ライフ・バランスの充実した職場環境の推進を行っている。 時間外勤務については、令和４年度は年間３６０時間を超える職員が７名であったが、令和５年度は業務分担の見直しや、業務改善を行った結果、該当者がおらず、全体としても時間外勤務を大幅に縮減することができ、過労死等労災認定基準を上回る職員はいなかった。とはいえ、夜間窓口や月１回の日曜窓口、例月管理業務など、時間外勤務で対応せざるを得ない状況である。他にも、令和７年度導入を目標とした、全国的なシステム標準化業務の対応についても大きな負荷となることが見込まれるため、今後の対応に苦慮している。 引き続きＡＩ技術等を取り入れた業務改善に努めるとともに、育児休業取得者が多いという現状を踏まえた職員配置となるよう、適切な配置要求を行っていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 育児休業を取得中の職員が多い職場であるが、育児休業中の職員の業務を他の職員が担う場合の負担軽減についても取り組みを進め、引き続き産休・育休が取得しやすい職場となるようマネジメントに努めること。併せて、育児休業取得者が多いという現状を踏まえた職員配置となるよう、適切な配置要求を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和 4 年度末で育児休業取得者が 5 名、三重地方税管理回収機構派遣が 1 名であったが、令和 6 年度当初は、育児休業取得者が 2 名となった。 年休取得状況については、令和 4 年度は 1 7 日 2 時間、令和 5 年度は 1 7 日 5 時間となっており、休業や年休の取得しやすいワーク・ライフ・バランスの充実した職場環境の推進を行っている。 時間外勤務については、令和 4 年度は年間 3 6 0 時間を超える職員が 7 名であったが、令和 5 年度は業務分担の見直しや、業務改善を行った結果、該当者がおらず、全体としても時間外勤務を大幅に縮減することができた。とはいえ、夜間窓口や月 1 回の日曜窓口、例月管理業務など、時間外勤務で対応せざるを得ない状況である。他にも、令和 7 年度導入を目標とした、全国的なシステム標準化業務の対応についても大きな負荷となることが見込まれるため、今後の対応に苦慮している。 引き続き A I 技術等を取り入れた業務改善に努めるとともに、育児休業取得者が多いという現状を踏まえた職員配置となるよう、適切な配置要求を行っていく。
	【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 育児休業取得者は現在 2 名となっており、業務については協力・分担し、特定の職員に業務が偏らないよう工夫している。 年休取得日数は令和 5 年度と同様、1 0 月末時点で平均 7 日取得となっており、ワーク・ライフ・バランスを確保している。 時間外勤務については令和 5 年度上半期は平均 1 5 . 5 時間であったが、令和 6 年度は 1 1 . 9 時間であった。業務分担の見直しや業務改善を行った結果、令和 4 年度から大幅に削減した令和 5 年度より、さらに削減することができた。夜間窓口や月 1 回の日曜窓口の対応があるため、これ以上の削減は困難であり、今後は現状維持に努める。

(3) 現金の管理におけるリスク 夜間金庫へ職員が現金を預ける際には、金額の多少に関わらず、職員や現金の安全性の確保という観点から、最低2人以上で行うように改めること。	【措置済】 令和 5年 5月24日 夜間金庫への預け入れは、金額の多少に関わらず、必ず2人以上で行うように周知徹底した。
--	--

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年 5月24日 日常的・定性的業務において、決裁文書や送付文書などをテンプレート化して、確認しやすくするとともに、所属内でのチェック・牽制体制を、担当職員の起案後に、係長の前に他の係員がダブルチェックするように改めた。 あわせて、朝礼などの折を見て、管理職から定められたルールに基づいた事務執行のあり方について指導し、職員にその意識を定着させるとともに、発生しやすいミス等によるリスクの共有に取り組んでいる。
イ 支出事務において支払遅延が生じている。今後は同様の事例が生じることのないよう、支出事務の適正執行に努めること。	【措置済】 令和 5年 5月24日 支出事務においては、人事異動の際の引継ぎや、システム更新により操作方法の理解に時間を要し、支払遅延が発生してしまった状況であるが、法令の再確認や、係長から担当職員への声掛けなど、所属内でのチェック・牽制体制を整えることとした。 あわせて、朝礼などの折を見て、管理職から定められたルールに基づいた事務執行のあり方について指導し、職員にその意識を定着させるとともに、発生しやすいミス等によるリスクの共有に取り組んでいる。
② 効果的な収納業務の推進について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 コンビニエンスストアでの納付が増加するなど、収納方法の形態が変化してきている。収納率の向上のためにどのような方法が有効か、広く情報収集を行いつつ検討を進めること。併せて、税負担の公平性という観点からも、口座振替の普及をはじめとして、納税に対する普及啓発に取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 3月29日 コンビニエンスストアでの納付の他にも、令和5年度からは地方税共通納税システムを介し、QRコードを使って、電子納税や指定金融機関、収納代理金融機関以外の金融機関での納付も可能になったことで、一般的な納付方法は網羅された状況である。 その中でも口座振替は、登録口座から自動引き落としとなるため、納め忘れが少なく、納期内納付率の向上につながることから、引き続き啓発活動を行い、普及促進を図っていく方針である。
③ 滞納整理業務における福祉部門との連携について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 滞納整理業務においては、滞納に至った納税者の生活支援という視点も必要である。福祉部門との連携を図り、徴収業務のなかから納税者に対する必要な支援策へと早期に繋げることができるよう、こうした視点にも留意した滞納整理業務にも取り組むこと。	【措置済】 令和 5年 5月24日 市税は、収入や資産を所有している市民は相応の税力を有している、という前提で賦課されているが、滞納者の中には、病気や事故等で突然収入を失った場合や、金銭管理能力が低くなっている場合など、福祉的にサポートが必要なケースも含まれている。納付相談の中でサポートが必要な滞納者を見逃すことなく、福祉部門と連携し、また、市民向け弁護士相談に繋ぐなど、滞納に至った根本原因を解消するといった方策を取るなどして、滞納整理に取り組んでいる。

④ 債権管理推進本部の活用と効果的な税外債権の徴収について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 債権管理推進本部の本部会議は、令和4年度は1回集まって会議を行った後は書面開催となっている。推進本部ができてから期間が経過しており、形骸化が疑われることのないよう課内で検討を進め、より効果的な組織となるよう取り組むこと。	【措置済】 令和 5年 5月24日 新型コロナウイルス感染症対策もあり、部長級職員を本部会議に参集して開催するリスクを最小限にするために2回目以降は書面開催としてきた。 推進本部設置後10年経過した中で、リモート会議や書面での情報共有など、会議の開催形式自体が多様化し見直されてきている。共有すべき情報が明確であることから、書面開催は効果的であり、今後も活用していくこととするが、緊急性・重要性を見ながら、必要に応じて参集しての開催にするなど、より効果的な組織となるよう柔軟に取り組んでいく。
イ 債権管理推進本部を所管する税外収納推進係の職員は少人数で十分な体制とは言い難いことから、税外債権を所管する所属と連携をしっかりと図るとともに、税外債権への今後の対応などを推進本部で議論し、効果的な税外債権の徴収に努めること。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 令和5年8月には税外担当1名が育休復帰（時短）し、係長1名、係員2名の3名体制となったものの、課内全体の人員体制は変化していないことから、引き続き業務改善に努めるとともに、育児休業取得者が多いという現状を踏まえた職員配置となるよう、適切な配置要求を行っていく。 現状では、本課が専ら対応する業務である税の徴収に支障をきたさない範囲で、引き続き税外債権を所管する所属との連携をしっかりと図るとともに、税外債権への今後の対応などを推進本部で議論し、効果的な税外債権の徴収に努めたい。
	【継続努力】 令和 6年10月31日 令和6年度においても税外担当は係長1名、係員2名（うち1名時短、1名異動）の3名体制と十分な体制ではない状態が続いている。このため、引き続き適切な配置要求を行っていく。 現状では本課が専ら対応する業務である税の徴収に支障をきたさない範囲で、債権管理推進本部として初任者・初心者対象研修を開催し、県主催の徴収職員対象研修に税外債権を所管する所属の職員の参加を促す等、市全体の職員の徴収力の底上げに努めている。引き続き税外債権への今後の対応などを推進本部で議論し、効果的な税外債権の徴収に努めたい。
⑤ 徴収業務における職員の安全確保について【有効性の視点】 滞納整理という業務上の特性もあり、窓口や訪問先での職員の安全性に十分留意することが必要である。訪問先で緊急事態が生じた際に通報できるシステムを検討するなど、引き続き徴収業務における職員の安全性の確保に努めること。	【措置済】 令和 5年 5月24日 職員に対する暴力行為等の対策に関する要綱により、所属長をはじめとする役職者や暴力行為等対策推進員が率先して、また中心となって庁内または庁外における暴力行為等の予防及び排除に努めている。また、暴力追放推進運動の推進、受付カウンターと相談室入口には防犯カメラの設置、課内と相談室には警察署と法令遵守推進監の連絡先の掲出を行うとともに、朝礼での注意喚起をはじめとする職場研修も実施している。 なお、訪問徴収時には、かねてより公用の携帯電話を所持するよう徹底しており、万一の際には速やかに連絡できる状況としている。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 市立四日市病院 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年７月５日 |

【総務課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 年間３６０時間を超える職員の人数は、令和３年度は７人、令和４年度は１１人であり、令和５年度は１２人と増加しているが、課員１人当たりの月平均時間外勤務時間数は、令和３年度は５１．３時間、令和４年度は４７．９時間であり、令和５年度には５０．７時間と横ばいである。一方で、過労死等認定基準を上回る職員は、令和３年度は４人、令和４年度は５人、令和５年度は６人と依然として時間外勤務が多い状況は変わらないため、引き続き業務の削減と効率化に取り組んでいく。 そのため、各係の業務は専門性が高く、係を超えて業務の支援を行うことが難しいものの、切り出しが可能な業務については所管を換えるなど、業務の平準化に努めていく。また、病院特有の知識に加え、人事、調達、情報処理といった専門的なノウハウも必要なことから、人事異動や新規採用者の配属があった場合には、特に、職員間の業務負担にばらつきが生じやすくなるため、職員配置や業務分担には注意を払っていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和６年１０月までの７ヶ月間で、月平均３０時間以上の時間外勤務を行った職員は、令和５年度同じく１２人であり、１人当たりの月平均時間外勤務時間数も４６．４時間と、若干の減少は見られるものの、概ね横ばいで推移しており、依然として時間外勤務が多い状況が続いている。また、過労死等認定基準を上回る職員も５人と、状況に変化も見られないため、引き続き業務の削減と効率化に取り組んでいく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク イ 医師の働き方改革として、令和6年4月から法的な時間外労働規制が適用される。医師の健康を確保し、安全で上質な医療が持続可能な形で患者に提供できるよう、医師の時間外勤務についても、市立四日市病院全体として改善に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 医師の働き方改革への対応としては、心臓血管外科の医師で長時間の時間外勤務が発生しているため、当該診療科の医師について、令和6年度から3年間、B水準（年間960時間超）の指定を受けた。 当該診療科の負担を軽減するため、令和6年度から、術後管理を麻酔科医に任せるような体制を整えたり、書類確認などの事務負担を減らすため、定型的なチェックは事務部門で行うなどの取り組みを開始し、時間外勤務の削減に努めている。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和6年10月までの7ヶ月間で、A水準（年間960時間以下）を超える時間外勤務を行った医師は、心臓血管外科で1名であった。令和5年度は、心臓血管外科で2名、他の診療科で2名の計4名であったため、減少傾向にはあるものの、すべての医師がA水準に収まるよう、引き続き、医師の負担軽減に取り組んでいく。
(4) 契約の適正執行におけるリスク ① 委託契約の締結における適格審査を行っている「市立四日市病院外部委託等適格審査委員会」について、要綱等による根拠規定を策定すること。	【 措置済 】 令和 5 年 7 月 3 1 日 市立四日市病院外部委託等適格審査委員会設置要綱を策定し、設置根拠及び審査会の運営方法について整備した。
② 市立四日市病院が準用している四日市市契約施行規則においては、請書による契約が可能な随意契約は、契約金額が100万円以下のものと定められている。しかしながら、臨床検査委託の契約のうち緊急を要する検査において、金額が100万円を超える契約についても契約書に代えて請書を作成している事例が見受けられた。契約書の作成については再度見直しを行うなど、適正な契約事務の執行が行われるよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 契約金額が100万円以上の臨床検査業務委託について、請書による事務処理を改め、契約書によって契約事務を行うように見直した。
③ 多くの委託契約を行っているが、仕様書に記載された業務が確実に履行されているかどうかをチェックし、委託業者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 3 1 日 チェックリストによる確認や月次の業務確認において履行状況の聞き取りを行い、委託業者に牽制を行うよう改めて周知した。

(5) 病院専門職の確保におけるリスク 医師の確保について 令和5年4月1日現在の医師数177人に対して、第四次市立四日市病院中期経営計画における令和5年度の医師の目標人員数は182人である。この目標人員数は、救急専従医や精神科医、腫瘍内科医など将来的に充実を目指す分野の医師を確保するために設けているとのことである。病院機能のさらなる充実に向けて当該分野の医師の確保に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 当院に求められる役割や医療技術の発展に伴い、どの分野の医師を確保していく必要があるのかについては、日々変わっていくため、医療事情の変化を注視しながら、時宜当院に求められている医師の確保に努めていく。 また、地域の中核病院として当院に期待されている役割を確実に担えるよう、適切な規模の医師を安定して確保できるよう、大学医局へ働きかけている。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 医師の定年に際して、代替医師を確保するため、大学医局に働きかけを行うとともに、代替の医師確保が難しい希少な診療科についても、診療継続に支障がないよう対応を行った。 また、救急専従医について、異動が見込める医師との面会を持つなど、確保に向けた取り組みを行った。
---	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 今回指摘を受けた事務処理誤りについては、朝礼時に注意する点を伝え、同じミスが繰り返されないように周知を行った。 引き続き、処理を誤りやすい事務手続については注意喚起を行うとともに、定期的に決裁を見直すことで適切に事務処理をしていくよう努めていく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 朝礼時に、ミスが発生しやすい事務処理について確認を行い、改めて課内で共有を行った。同じようなミスが続かないよう、今後も継続的に周知啓発を行っていく。
② 障害者雇用の推進について【合規性の視点】 ア 障害者の雇用については、令和5年9月現在では法定雇用率を達成しているものの、未達成の時期が続いたり、常時安定した雇用がなされていない。配属先や業務内容、職場環境等に留意し、雇用が継続できるように努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和6年度の障害者雇用率は2.11%となっており、法定雇用率2.8%の達成に向けて新たに4人の雇用が必要な状況にある。さらに、来年度は法定雇用率が3.0%にアップするなど、更なる雇用が必要となっている。 院内で障害者が働ける職場の開拓を進めるとともに、障害者の職場見学や職場実習を受け入れるなど、採用に向けた取り組みを行っていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 障害者の就労を支援するために雇用している支援員に退職があるなど、就労環境が不安定であったため、新たな障害者の雇用は見合わせていたが、支援員の確保ができたため、改めて新たな障害者の雇用を行い、早急に、障害者雇用率を達成できるよう進めていく。

イ 障害者がさらに能力を発揮できるよう、業務の内容等を精査し、就労可能業務の拡大に努めること。また、病院で障害者が就労する姿は患者にとっても励みにもなると考えられ、障害者雇用をさらに推進すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 知的障害者や精神障害者に適した定型的な軽作業を洗い出し、障害者が一元的にチームを組んで作業を行っていく体制で、障害者雇用の拡大を図ってきたところであるが、障害者が働ける職場の開拓も進めることで、より多くの部署で障害者が働ける環境づくりに努め、職場定着が深まるよう取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 新たな障害者の雇用に応じて、障害者が働ける新規の職場開拓を進めていく。
⑤ 会計年度任用職員雇用の効果検証について【効率性の視点】 医師事務作業補助者として、会計年度任用職員を多くの診療科で多数雇用している。医師の負担を軽減しているとのことであるが、病院にとってさらに有意義となるよう、また、雇用された職員がさらに意欲を持って働くことができるよう、課題や効果の検証を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 医師事務作業補助者については、診療報酬上、当院の規模では36人の配置が必要なところ、実際には、各外来診察室に配置できるよう、令和6年4月時点で63人の職員を配置している。新たな診療報酬の算定や外来診察の手順の見直しなどに取り組む際には、医師事務作業補助者を中心に業務の構築が行われるなど、外来診察を円滑に進める上で不可欠な存在となっている。 医師事務作業補助者の中でも中心的な役割を担っている常勤職員については、大半を50歳代以上の職員が占めるなど、世代交代に向けた準備を進めていく必要があるとともに、若手職員の定着を図るためにも、今年度から常勤職員の増員を図っていく。
⑥ 病院経営について【有効性の視点】 第四次市立四日市病院中期経営計画の令和5年度中の見直しが行われているところであるが、病院経営については、地域の中での役割分担と連携強化、施設・設備の適正管理と整備費の適正化、デジタルの有効活用等が重要になってくると考えられ、これらの分野に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 地域における当院の役割を確実に担うため、中期経営計画の見直しの中で、医療従事者の確保に加え、働き方改革にも取り組んでいくことを盛り込んだ。 医師の働き方改革については、一部の医師についてB水準の指定を受けたところであり、医師の時間外勤務時間の削減に向けて、多職種による業務分担の推進とそのための医療従事者の確保、デジタル技術の有効活用による業務効率の促進に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 時間外勤務時間の削減に向けて、時々の勤務状況をより即時的に把握できるよう、来年度からの勤怠管理システムの稼働に向けて、準備を進めている。 また、業務効率の促進に向けて、例えばカルテの記入支援など、様々なシステムの情報収集を行っている。

⑦ 病院の警備について【住民福祉の向上の視点】 警察ＯＢの法令遵守推進員が院内に常駐し、トラブル防止のため巡回を行ったり、過去にトラブルとなった案件の対応に同席したりしている。しかし、病院という施設の特性上、一般的に防備性が低いと考えられるので、様々なノウハウやシグナルから可能な予防策を立て、安全・安心な病院環境づくりを行うこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 院内で不穏な事態が発生した場合には、速やかに事務局、医療安全管理室、警察ＯＢの法令遵守推進員で情報共有し、複数で連携して対応するよう体制を整えているとともに、トラブルが予見される患者や家族などの来院が予定されている場合には、事前に情報共有のための打ち合わせを行うなど、対応策を協議した上で対応している。従前からの対応が徹底されるよう、取り組みを続けていく。
⑧ 就職準備金について【有効性の視点】 看護師確保のため新規採用の看護師に貸し出される就職準備金について、当貸付制度開始時より貸付金額（１人３０万円）が変わっていない。現在進行している物価高を反映し、貸付金額の増額を検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 就職準備資金については、7対1看護体制への移行に伴う看護師の増員に対応するため、看護師確保対策として、平成21年度から導入されたものであり、その後、病院の機能拡充に合わせて看護師の増員に寄与してきた。現在の看護師確保の見通しについては、退院補充により現員の確保を目標とする状況となっており、増員を図る状況にはないため、確保対策の拡充については、現在の取り組みを継続するものと判断している。

【経営企画課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年度は新型コロナ補助金等の業務により専門知識と経験を有する職員の時間外勤務時間数が過労死等認定基準を上回ることとなった。当課の業務を実施していくには、専門知識と経験に加えて、医療の特殊性への理解も必要となるため、職員の時間外勤務を分析しつつ、一定期間の担当業務の専任を経て、他業務へのローテーションを行うことで、時間外勤務の縮減に努めていく。こうした取り組みは、働き方改革の推進と職員のワーク・ライフ・バランスの充実にも繋がるものであり、継続してこうした働きやすい環境づくりに努めていく。また、AI技術の活用等ができないかの検討も行いつつ、業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減にも取り組み、特に過労死認定基準を上回る状況の早期解消を図っていく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 令和6年度の5月以降では、職員1人が5月に2カ月平均で80時間超の時間外勤務となったものの、その後は、過労死認定基準を下回る状況が続いている。今後も、一定期間の担当業務専任を経て行う他業務へのローテーションのほか、生成AIによる文章要約等、AI技術の活用も積極的に検討・導入しながら時間外勤務削減に努める。また、こうした取り組みを通じて、働き方改革の推進と職員のワーク・ライフ・バランスの充実にも繋げ、働きやすい環境づくりに努めていく。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ア 経営企画課では、時間外勤務が2年連続で年間1,000時間を超えている職員がおり、健康を害する可能性がある。令和5年度からは1人増員しているが、所属長は知恵を絞り、時間外勤務の縮減を推進すること。また、今後、パンデミック等の様々な緊急事態が起こることを想定し、そういった事態が起こっても職員の健康を害しないような労務管理のあり方を精査すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 コロナ禍においては、特に専門知識と経験、医業の特殊性への理解が必要であったため、こうした知識・経験のある職員への業務負担が大きくなっていた。こうした状況を改善すべく、当該職員にはノウハウの継承や業務引き継ぎを主として担当させ、他の職員にも適切に業務分担することで、当該職員の時間外勤務の縮減に繋げるとともに、パンデミック等緊急事態の発生時にも特定の職員に業務が偏ることのないよう努めていく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 知識・経験のある職員への業務負担の平準化を目的に、当該職員にはノウハウ継承・業務引き継ぎを主として担当させ、他の職員には適切に業務分担することで、当該職員の時間外勤務の縮減及びパンデミック等緊急事態発生時の職員健康管理体制構築にも引き続き努めていく。併せて、生成AIによる文章要約等、AI技術の活用も積極的に検討・導入することで、更なる時間外勤務の縮減にも努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
⑥ 病院経営について【有効性の視点】 第四次市立四日市病院中期経営計画の令和5年度中の見直しが行われているところであるが、病院経営については、地域の中での役割分担と連携強化、施設・設備の適正管理と整備費の適正化、デジタルの有効活用等が重要になってくると考えられ、これらの分野に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年10月に第四次市立四日市病院中期経営計画を見直し、地域の医療機関との役割分担と連携強化、施設・設備の適正化のほか、医療DXの推進等デジタル化対応などについて同計画に盛り込んだところである。経営企画課としては、こうした計画に掲げる各種取り組みが推進されるよう、他課と協力しながら適切に予算の編成等に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 見直し後の第四次市立四日市病院中期経営計画に掲げる地域の医療機関との役割分担と連携強化、施設・設備の適正化のほか、医療DXの推進等デジタル化対応などについて、引き続き、こうした各種取り組みが推進されるよう、他課と協力しながら適切に予算の編成等に努めていく。

【施設課】

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 業務の改善を引き続き実施し、令和5年度の時間外勤務が年間360時間を超える職員数が、令和4年度から1人減となった。 令和5年度に過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務は発生しなかった。 ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇取得を促進し、全職員が目標とする休暇を取得することができた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 契約の適正執行におけるリスク ③ 多くの委託契約を行っているが、仕様書に記載された業務が確実に履行されているかどうかをチェックし、委託業者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 5年11月14日 受託者からの報告書による確認に加えて、担当職員が立会いを行い、確実に実施されていることを確認することを改めて周知徹底した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 5年11月14日 決裁書類のチェックリストを活用して、複数人で確認を行うことにより、事務管理の徹底を図った。

③ E S C O事業の効果について【有効性の視点】 令和元年度から省エネルギーサービス提供が開始され、令和9年度までの契約である。事業開始当初から比較すると省エネ効果は増加しているが、当初予定額までは到達していないため、当初予定額を超える省エネ効果の実現のために、事業者と連携し事業を進めるとともに、事業の効果について検証を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 事業の効果については、事業者と連携し検証を実施した。省エネ効果は、年々増加してきているが、当初目標値は達成できていない状況であるため、更なる改善に努める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 毎月の省エネ効果についての検証を実施した。当初目標値の達成に向けて、エネルギー使用の改善に継続して努めている。
④ 駐車場用地の借入について【住民福祉の向上の視点】 市立四日市病院周辺の土地を、駐車場用地として借入を行っている。賃借料の低減交渉を行い、低減を行えた土地もあるが、駐車場用地は病院を運営する上で必要なものであり、引き続き安定的に駐車場用地が確保できるよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 賃貸人と交渉をすることにより、新たに2契約を令和21年3月までの長期契約とし、安定的な駐車場の確保を行った。
⑥ 病院経営について【有効性の視点】 第四次市立四日市病院中期経営計画の令和5年度中の見直しが行われているところであるが、病院経営については、地域の中での役割分担と連携強化、施設・設備の適正管理と整備費の適正化、デジタルの有効活用等が重要になってくると考えられ、これらの分野に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 6年 2月15日 大規模改修工事（1期）が完成し、未改修部門整備が進捗した。 施設の維持管理については、修繕等を計画的に行う予防保全型を基本として整備費の適正化を図り、病院経営の安定化に取り組んでいる。
⑦ 病院の警備について【住民福祉の向上の視点】 警察OBの法令遵守推進員が院内に常駐し、トラブル防止のため巡回を行ったり、過去にトラブルとなった案件の対応に同席したりしている。しかし、病院という施設の特性上、一般的に防備性が低いと考えられるので、様々なノウハウやシグナルから可能な予防策を立て、安全・安心な病院環境づくりを行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 警察OBの法令順守推進員、総合管理業務受託者の警備員、看護師等のスタッフが情報を共有し、環境維持に努めている。また、大規模改修工事においては、各病棟に自動扉を設置することでセキュリティ対策の強化を図る予定としている。 【 措置済 】 令和 6年10月26日 病棟のセキュリティ対策として計画していた自動扉の設置工事に着手した。年度末の完了に向け工事を進める。

【医事課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(4) 契約の適正執行におけるリスク ③ 多くの委託契約を行っているが、仕様書に記載された業務が確実に履行されているかどうかをチェックし、委託業者への牽制を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 委託業者への立入りチェックリストを作成し、職員が現場確認を行うことで、適切に業務が遂行されているか確認する体制の整備を行っていくこととした。
	【 措置済 】 令和 6年 9月19日 委託現場立入りチェックリストを作成し、市職員が委託業者職員の勤務状況等確認を行い、適切に業務が遂行されているか確認を実施することとした。
(8) 滞納債権の適正な徴収対策におけるリスク 患者負担の公平性確保の観点から効果的・効率的な未収金の回収を行うため、弁護士に未収金の督促を委嘱しており、一定の効果が現れている。さらに、弁護士からの督促を受けても回収できない対象者について、状況を精査し、実情に応じた対応と効果的かつ適切な債権管理を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 弁護士からの督促を行っても回収できない債権については、再度文書催告を行うといった対策を実施している。それでも支払わない患者に対しては、法的手段に訴えることができるような体制の整備を図っていく。
	【 継続努力 】 令和 6年 10月31日 文書催告の際、分割納付等についての詳細な説明文を同封するとともに、それでも支払わない患者に対しては、法的手段に訴えることができるような体制の整備を引き続き図っていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 朝礼等全職員が集まる場で定期的な注意喚起を行いつつ、事務処理の際には複数の職員によるダブルチェックを行うことで、所属内でのチェック体制を強化し、内部事務管理の徹底を図っていく。
	【 継続努力 】 令和 6年 10月 31日 年休等により、朝礼に参加できない職員に対し、L o G oチャットを活用した情報共有を図っていく。

⑥ 病院経営について【有効性の視点】 第四次市立四日市病院中期経営計画の令和5年度中の見直しが行われているところであるが、病院経営については、地域の中での役割分担と連携強化、施設・設備の適正管理と整備費の適正化、デジタルの有効活用等が重要になってくると考えられ、これらの分野に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 北勢地区の基幹病院として、地域のかかりつけ医との連携強化のため、各診療場及び外来各所にかかりつけ医との連携を推進するポスターを掲示し、患者への啓発活動を行っている。 また、救急外来受診後にかかりつけ医へ紹介する場合の返書を積極的に行えるよう委託業者の増員を行った。 【 継続努力 】 令和 6年 10月 31日 北勢地区の基幹病院として、地域のかかりつけ医との連携強化のため、各診療場及び外来各所にかかりつけ医との連携を推進するポスターを掲示し、患者への啓発活動を行っている。 また、救急外来受診後にかかりつけ医へ紹介する場合の返書を積極的に行えるよう委託業者の増員を行った。 これまでの上記の取り組み加え、経営改善プロジェクトを通じ、開業医へ当院の強みの発信したり、紹介状への返書のさらなる充実を目指し、病院をあげて取り組みを進めている。
⑦ 病院の警備について【住民福祉の向上の視点】 警察OBの法令遵守推進員が院内に常駐し、トラブル防止のため巡回を行ったり、過去にトラブルとなった案件の対応に同席したりしている。しかし、病院という施設の特性上、一般的に防備性が低いと考えられるので、様々なノウハウやシグナルから可能な予防策を立て、安全・安心な病院環境づくりを行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 過去に支払に不満のある患者が会計窓口横の職員通用口から医事課内に入った事があったため、職員通用口に内側から鍵のかかるスイングドアを設置した。また、さすまた等を用いた防犯訓練への参加や、有人レジにカラーボールを配備するといった職員の防犯意識向上に努めている。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 都市計画課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 グループ制の利点を活かした協力体制を強化し、グループ枠を超えた対応等により、特定の職員への負担軽減に努めるとともにノー残業デーの実施や働き方改革の一環として都市計画課独自にもう一日ノー残業デーの設定等を行い、時間外勤務の削減に取り組んだ結果、令和５年度の都市計画課職員時間外総数は約６,０１９時間となり、前回の監査時の令和２年度約６,２４４時間と比較して約２２５時間削減し、過労死等労災認定基準を上回る職員は０名となった。 さらに令和６年度においては、都市計画図書などのデジタル化や都市計画情報の窓口支援システムの導入により、業務の効率化に取り組んでいく。 また、年々増加する公共交通に関する事業への対応や北勢バイパス等に関連する国・県との一層の事業調整への対応として組織・機構の見直しを検討していく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 令和５年度には土木技師が１名増員されている。業務の平準化に取り組み、人員増により時間外勤務が削減できるよう取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度は、公共交通推進室に土木技師が１名増員されたことで業務が平準化され、室員の一人当たりの時間外勤務が対令和４年度比約１５％削減できた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 内部事務管理を徹底するため、12のチェック項目からなる「適正な事務事業推進のためのチェック事項表」を作成し、特に支払い事務の執行伺いから支出命令までの各段階において、所属長やグループリーダーなどが確認を行っている。
② 住み替え支援促進事業と補助金の活用について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 都市計画課では郊外住宅団地の再生に向けて、住み替え支援促進事業を実施しており、そのなかで子育て・若年夫婦世帯の住み替え支援補助金など各種の補助制度を設けている。 令和4年度には、制度を活用した市外からの転入は7件あったとのことであるが、利用実績が少ない補助金も見られることから、必要に応じて補助制度を見直すなど、制度利用のさらなる促進を図り、今後の住み替え支援促進事業を推進していくこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 住み替え支援促進事業については、令和6年度より空き家の流通促進を目的とした空き家所有者向けの「空き家流通促進補助金」、空き家を取得し定住を促進させる「空き家取得活用補助金」、市街化調整区域における空き家の流通及び活用の促進により既存集落の維持を図る「市街化調整区域における空き家賃貸活用補助金」を新設し、事業をより一層推進させた。
イ 住み替え支援促進事業の補助金のうち、インスペクション補助金(*3)の実績は0件となっている。市民への周知をより図るとともに、名称の変更も含め、分かりやすい制度となるよう努めること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 インスペクション補助金については、令和6年度から運用を開始した「空き家流通促進補助金」の対象メニューの1つとして選択可能なものとした。合わせて、利用者により分かり易くするため、名称を建物状況調査にかかる費用の補助として変更を行った。

ウ 住み替え支援促進事業の補助金については、昨今の物価高の状況も踏まえ、現在の金額設定が妥当かどうかの見直しを含め、四日市市への定住の促進につながる魅力ある制度となるよう努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 「住み替え支援補助金」及び「近居支援補助金」については、補助金額を固定資産税の相当額の2年分（近居支援は4年分）としており、物価高の影響は受けないものである。「三世代同居等支援補助金」の補助金額については、創設時に他都市の事例等を参考とし、補助割合1/3、補助金上限50万円と設定しているが、今後は近年の物価高騰を踏まえた補助金の見直しについて、他都市の動向を注視しながら研究していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 「住み替え支援補助金」及び「近居支援補助金」については、補助金額を固定資産税の相当額の2年分（近居支援は4年分）としており、物価高の影響は受けないものである。「三世代同居等支援補助金」の補助金額については、創設時に他都市の事例等を参考とし、補助割合1/3、補助金上限50万円と設定している。今年度、一般的なりフォーム工事として申請される水回りの工事費について調査した結果、昨年度と比べて、大きな変動はなく、物価高騰の影響は少ないことから、現在の補助金額を継続する。なお、補助金額の見直しについては、引き続き、他都市の動向を注視しながら、研究していく。
③ 四日市あすなろう鉄道の利用促進と内部・八王子線基金の運用について【経済性の視点・有効性の視点】 ア 都市計画課では、内部・八王子線の存続を図ることを目的とし、施設の更新、施設修繕、四日市あすなろう鉄道株式会社の経営に要する資金に充てるため、四日市市内部・八王子線基金を設けている。 新型コロナウイルス感染症の影響によってあすなろう鉄道の利用者が減少したこともあり、四日市あすなろう鉄道株式会社からの寄附金がゼロとなった年度もあったが、令和4年度は基金の積立額が取崩額を上回り、年度末残高は令和3年度末と比べて増加した。 今後も引き続きあすなろう鉄道の利用促進を図るとともに、基金の適正運用を行っていくこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 利用促進について「四日市あすなろう鉄道を活用したまちづくり事業」として各種企画を実施している。令和5年度ではCafé列車やフォトコンテストなどを行い、利用促進を図った。 基金については、当初計画に基づく施設整備を行ったうえで、第二種鉄道事業者（四日市あすなろう鉄道株）からの寄附金が想定より多かったことから、当初計画にはなかった交通系ＩＣカードシステムの導入や、合成まくらぎの施工による設備投資を行った。令和6年度末で当初想定していた100百万円を上回る341百万円の基金が残る見込みであり、適正な運用を図った。
イ 四日市あすなろう鉄道は、人口減少など様々な要因で想定される利用者の減少に対応するために、着実な利用を促すための各種の事業を実施しているところである。引き続き、こうした事業を積極的に行うとともに、その効果についてもしっかりと検証して事業の継続や変更などの判断を行うなど、四日市あすなろう鉄道の効果的な利用促進に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 これまでの事業についての評価と今後の事業計画について検討を行い、令和6年度に鉄道事業再構築実施計画を策定予定である。この計画に基づき、四日市あすなろう鉄道の維持を図り、効果的な利用促進に取り組む。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 これまでの事業についての評価と今後の事業計画について検討を行い、令和6年8月に「四日市市地域公共交通活性化協議会」において鉄道事業再構築実施計画案を示し、意見を伺い取りまとめを行い、令和6年度に鉄道事業再構築実施計画を策定予定である。この計画に基づき、四日市あすなろう鉄道の維持を図り、効果的な利用促進に取り組む。

ウ 内部・八王子線基金については、令和4年度は残高が増加したものの、基本的には四日市あすなろう鉄道運行事業に充当することで減少してきている。当初は10年間で基金を活用するという計画であったが、10年経過した後の基金のあり方についても検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和6年度に予定している鉄道事業再構築実施計画の策定にあたり、基金の活用の在り方を検討しているところである。第2種鉄道事業者の収入と支出のバランスを注視するとともに、引き続き基金の在り方を検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 令和6年度に予定している鉄道事業再構築実施計画の策定にあたり、令和6年8月に「四日市市地域公共交通活性化協議会」において鉄道事業再構築実施計画案を示し、意見を伺い、基金の活用の在り方を検討しているところである。第2種鉄道事業者の収入と支出のバランスを注視するとともに、引き続き基金の在り方を検討していく。
④ 自動車運転免許の自主返納に対する取り組みについて【有効性の視点】 高齢者の自動車運転免許の自主返納に対しては、四日市市としては特に返納者に対する優遇措置はないとのことである。市だけでの対応は困難かもしれないが、公共交通の推進を担う所属として、福祉部門とも連携を図りながら、運転免許の自主返納に対してできる取り組みがないか検討を行うこと。 特に、四日市あすなろう鉄道の利用促進につながるような施策についても、実施できることがないか前向きに検討すること。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 都市整備部として、運転免許証を自主的に返納された方を対象に、交通系ICカードを交付する制度を創設した。四日市あすなろう鉄道としては、すでに交通系ICを導入しており、一層の利用促進が期待できる。
⑤ 現金の取り扱いについて【合规性の視点】 北勢バイパス建設促進期成同盟会の預金について、通帳と印鑑を別々で管理し、取り扱う職員も限定しているなど、丁寧な管理を行っているとのことである。当該預金は他市から預かっているものであることから、引き続き管理には細心の注意を払い、事故が起こることのないよう努めること。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 北勢バイパス建設促進期成同盟会の預金については、他市の預金も預かっていることから、引き続き、通帳と印鑑を別々で管理し、取り扱う職員も限定するなど、細心の注意を払い丁寧な管理を行っていく。

⑥ 四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想について【有効性の視点】 地域まちづくり構想の提案を受け、四日市市都市計画マスタープラン地域・地区別構想（以下、「構想」という。）が市内17地区で策定されているが、策定したことによって住民の満足度が高まることが重要である。構想を策定した結果、住民の生活や福祉がどのように向上しているか、その進捗状況を把握し、地域住民に適切に報告を行うなど、市民主体のまちづくりが効果的に進むよう努めること。 また見直しにあたっては、構想策定によって実現できたことや、策定したがうまく機能しないところなどの検証もしっかりと行い、地元の声に耳を傾けて取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 市民主体のまちづくりを効果的に進めるために、実現に至っていない事業について、原因や課題を整理・検証し進捗管理に努めるとともに、市民生活部などと連携しながら、必要に応じて地区に対して報告を行う。 また、地域・地区別構想の見直しを行うにあたっては、構想策定当時と比べて、人口推移、土地利用の状況などの社会情勢の変化などの調査、地区のまちづくり構想や地域・地区別構想の進捗状況の検証、構想の進捗状況に対する地区の意向確認などを整理したうえで見直しについて検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 市民主体のまちづくりを効果的に進めるために、実現に至っていない事業について、原因や課題を整理・検証し進捗管理に努めるとともに、市民生活部などと連携しながら必要に応じて、順次、地区に対して報告を行った。 また、地域・地区別構想の見直しを行うにあたっては、構想策定当時と比べて、人口推移、土地利用の状況などの社会情勢の変化などの調査、地区のまちづくり構想や地域・地区別構想の進捗状況の検証、構想の進捗状況に対する地区の意向確認などを整理したうえで見直しについて検討していく。
⑦ 効果的なバス事業の展開について【有効性の視点・住民福祉の視点】 ア 市民自主運行バスが継続的に運行事業を行っていくには、路線周辺の企業等からの協賛金が重要であり、また路線運営のための体制を維持することも求められる。運行主体のNPO法人と協力し、今後も自主運行バスの継続に向けた環境づくりに取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 引き続きNPO法人と協力して、沿線企業等に対して協賛金の依頼を行っていくとともに、利用促進事業（沿線ツアーや沿線マップの作成等）を実施し収入アップを図る。 また、令和5年度で終了予定であった「四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金」を令和8年度まで延伸し、運行継続に向けた補助金の拡充を行った。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続きNPO法人と協力して、沿線企業等に対して協賛金の依頼を行っていくとともに、利用促進事業（沿線ツアーや沿線マップの作成等）を実施し収入アップを図る。 また、引き続き「四日市市市民自主運行バス強化促進事業費補助金」による支援を行っていく。

イ 支線バスこにゅうどうくんライナーを運行しているが、こうした支線の拡充に関して、支線の展開方法や集客を伸ばす方法などについて、民間バス事業者にも考えてもらうような施策も必要と考える。先進地の取り組みも参考に、住民のニーズに適応したバス事業の展開に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 利用者に対して沿線の商業施設（イオンタウン四日市泊）で利用できる買い物割引券を配布するなど買い物での利用を促すような取り組みを検討し、企業やバス事業者と協議のうえ実施に向けて取り組む。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続き、利用者に対して沿線の商業施設（イオンタウン四日市泊）で利用できる買い物割引券を配布するなど買い物での利用を促すような取り組みを検討し、企業やバス事業者と協議のうえ実施に向けて取り組む。 また、運賃改定にあたりアンケートを実施し、提出された意見を参考に、今後の運行について、検討を行った。
⑧ 住宅セーフティネットの推進について【有効性の視点・住民福祉の視点】 住宅要配慮者に対する住宅セーフティネットは、今後ますます重要になってくると考えられる。住宅施策を担う都市計画課として、福祉部門とも連携を図りながら、積極的な施策展開を図ること。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 住宅要配慮者に対する住宅セーフティネットについては、連帯保証人の確保や入居者に対する見守り支援などといったソフト面と住宅確保配慮者等の入居を拒まない低家賃の住宅確保などといったハード面での対応のそれぞれを担う関連部局等の連携が重要な課題であると考えていることから、関連部局等との協議を通じて、どのような手立てがあるのか検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 住宅確保要配慮者に対する住宅セーフティネットについては、連帯保証人の確保や入居者に対する見守り支援などといったソフト面や住宅確保要配慮者に対する入居を拒まない低家賃の住宅確保などといったハード面での対応のそれぞれを担う関連部局等の連携が重要な課題であると考えているため、まずは関連部局等に対して、現在の状況や取り組み内容などについてアンケートを行うとともにアンケート結果に基づいたヒアリングを行った。今後は、アンケート結果などを基に関連部局との協議を通じてどのような施策を展開するのか検討していく。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 建築指導課 |
| 3 監査実施期間 | 令和5年8月17日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 ノー残業デーを毎週水曜日と第2・第4金曜日とし、課の目標として徹底することで時間外勤務時間の削減とワーク・ライフ・バランスの充実を図った。また人事異動に伴う課内異動を実施し、在職年数や業務量を考慮した適正な人員配置により、業務が偏らず働きやすい職場環境となるよう努めた。 なお、窓口業務の効率化のため「建築計画概要書等交付窓口支援システム」を令和6年度から本格稼働する予定である。 時間外勤務が年間360時間を超える職員は、令和4年度の3名から減少したが、令和5年度は能登半島地震の被災地派遣があったため1名となった。 今後も時間外勤務時間の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、働きやすい職場環境づくりと働き方改革の取り組みを継続していく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 ノー残業デーを毎週水曜日と第2・第4金曜日とし、課の目標として徹底することで時間外勤務時間の削減とワーク・ライフ・バランスの充実を図っている。 人事異動に伴う課内異動を実施し、在職年数や業務量を考慮した適正な人員配置により、業務が偏らず働きやすい職場環境となるよう努めた結果、令和6年度上半期の時間外勤務の月平均値は17.7時間となり、令和5年度の月平均値19時間を下回る状況となった。 時間外勤務が年間360時間を超える職員も、令和4年度3名、令和5年度1名と減少しており、今後も時間外勤務時間の削減に努め、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図り、働きやすい職場環境づくりと働き方改革の取り組みを継続していく。 また、令和5年度から準備をすすめてきた「建築計画概要書等交付窓口支援システム」は、令和7年2月から稼働を開始し、窓口業務の効率化を図る。（令和6年度 継続実施）

(4) 空き家の適正な管理におけるリスク 空き家対策を効果的に推進するために、空き家対策庁内検討委員会及び空き家対策協議会において、検討課題に対し知恵を出し合い、リーダーシップを発揮すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 空き家の課題は多岐にわたり、かつ専門的な知識が必要であることから、庁内検討会による関係部局との連携体制を整備し、その状況に応じた適切な対応を行っている。また、都市計画課及び建築指導課で庶務を司り、外部委員で構成される四日市市空家等対策協議会によって適切な対策計画の推進を図っている。
	【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 空き家の課題は多岐にわたり、かつ専門的な知識が必要であることから、庁内検討会による関係部局との連携体制を整備し、その状況に応じた適切な対応を行っている。今年度については、特定空家等の今後の対応や支援法人など、昨年の法改正の内容について検討を行った。また、都市計画課及び建築指導課で庶務を司り、外部委員で構成される四日市市空家等対策協議会によって、適切な対策計画の推進を図っている。 (令和 6 年度 継続実施)

2 3 E (経済性、効率性、有効性)等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置 (具体的内容) ・ 対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 2 6 日 自動車運行日誌や執務日誌における記入漏れや誤記などの単純なミスについて、指摘内容を課内で情報共有し、リスクを再認識させることで、適切な事務執行のための課員の意識を高め、再発防止に努めた。 また、職場研修等にて、日常業務において定められたルールや確認すべき事項及び内部チェック体制について再確認することで、内部事務管理の徹底を図った。
② 補助金の交付申請書について【有効性の視点】 四日市市では行政手続きの簡素化及び市民の利便性の向上を目的として、申請書等の押印を原則廃止としている。建築指導課ではいくつかの補助制度を有しており、中には補助申請額の訂正が見受けられた。四日市市会計規則第6条第2項には「証拠書類の首標金額の記載は、これを訂正することができない。」とあり、また第3項には「証拠書類の首標金額以外の記載事項について訂正する場合は、その部分(数量及び内訳金額については、その全部)に二線を引き、その上位又は右側に正書し、かつ、訂正者の署名又は認印をしなければならない。」とある。本市会計事務の根幹に関わる重要事項であり、補助申請額が訂正となった場合の対応など全庁的な整理が必要であり、総務課及び会計管理課が中心となって協議するよう働きかけること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 2 5 日 総務課及び会計管理課と協議を行い、以下について確認した。 補助金交付申請書に記載された工事費や補助申請額は、申請者自らが記載するものであるが、記載内容には誤記等もある。しかし、対象工事費や補助金の交付額は、申請書の添付書類や現地調査等の審査を行った上で、対象となる工事費等から補助金額を算定し交付決定を行うものである。よって、申請書に記載された申請額は、四日市市会計規則第6条第2項の規定による「証拠書類の首標金額」には該当しない。 また、同規則第6条第3項に規定により「首標金額以外の記載事項について訂正する場合は、訂正者の署名又は認印をしなければならない」とあるが、この規定については、特に定めのない限り押印廃止に伴い不要となるとともに、補助金交付申請書は証拠書類には該当しない。よって、補助金交付申請書に記載された工事費や補助申請額は、訂正する必要性がないため、訂正を求めないこととした。

③ ブロック塀等安全対策について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ブロック塀等撤去費補助金申請件数が年々減少している。これは、関心のある所有者が既に交付済であること、また大地震によるブロック塀倒壊への意識が薄れていることと認識しているが、危険な箇所を確認し、リスクの高いところを抽出しながら啓発を行い、効果を高めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 ブロック塀等撤去費補助金制度については、年2回の広報掲載及び市内全戸に対し回覧し周知、啓発を行っている。また、平成30年に調査した通学路沿いの危険なブロック塀についても、毎年、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を継続して行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 市広報への掲載及び市内全戸に対し回覧し、周知・啓発を行った。（年2回：5月下旬号、10月下旬号） また、通学路沿いの危険なブロック塀についても、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を行っている。（10月～11月） 今後も、追跡調査及び是正に向けた指導や補助制度の周知啓発を継続して行っていく。（令和6年度継続実施）
④ 木造住宅耐震化促進事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 耐震診断を実施しても、経済的な負担から耐震改修や除却に結び付かない高齢者世帯等が多いことから、耐震化事業の推進を図ること。また、当制度の周知を効果的かつ継続的に行い、居住空間の安全性確保に対する市民意識の向上を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 旧耐震基準の建物の所有者は高齢者が多いことから、耐震改修工事にかかる経済的負担が要因となり耐震改修に至るケースが減少傾向となっている。耐震化率の向上には、建て替え等による除却も含めた啓発が必要と考えており、当制度の周知、啓発を効果的かつ継続的に行うとともに、居住空間の安全性確保に対する意識の向上を図っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 旧耐震基準の建物の所有者は高齢者が多いことから、耐震改修工事にかかる経済的負担が要因となり耐震改修に至るケースが減少傾向となっている。また、令和6年能登半島地震による木造住宅の甚大な被害状況からも、より活用しやすい補助制度となるよう補助額の拡充及び段階的・部分的な改修の制度を新設した。さらに、耐震化率の向上には、建て替え等による除却も含めた啓発が必要と考えており、当制度の周知、啓発を効果的かつ継続的に行うとともに、居住空間の安全性確保に対する意識の向上を図っていく。（令和6年度 継続実施）

イ 無料耐震診断の対象は、現在、昭和５６年以前の木造住宅が対象であるが、さらなる市民の安全性の確保の観点から、対象の見直しが必要である。昭和５６年度以降の木造住宅にも対象拡大を国へ提言するなど、今後の検討課題とすること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 市内には未だ旧耐震基準の建物が多く残っていることから、まずは昭和５６年以前に建築された建物の耐震化を図っていく。そのうえで、昭和５６年以降に建築された建物について、所有者が主体的に耐震性能の確認に取り組めるよう耐震性能検証法について周知、啓発するとともに国の支援制度等の拡充についても注視していく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和５年住宅・土地統計調査の結果においても、市内には未だ旧耐震基準の建物が多く残っていることから、まずは昭和５６年以前に建築された建物の耐震化を図っていく。そのうえで、昭和５６年以降に建築された建物について、所有者が主体的に耐震性能の確認に取り組めるよう耐震性能検証法について周知、啓発するとともに国の支援制度等の拡充についても注視していく。 (令和６年度 継続実施)
⑤ 職員の資格取得支援について【有効性の視点】 ア 資格取得のための講習会の受講や、一級建築士の職員からアドバイスをしてもらうなど、職員がスキルアップのために一級建築士の資格取得を目指すような職場環境を整備すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 資格取得については、普段から職員に対し資格取得の重要性や有益であることを伝え、意識の醸成を図るとともに、講習会や研修に参加した際には、課内研修等により情報共有し組織として知識の向上を図り、技術の継承に努めていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 資格は個人に帰属するものであるが、建築基準適合判定資格者試験は業務上必要な資格として、受講、受験は公費負担により出張扱いで行っている。令和６年度は建築指導課から２名が受験した。今後も課内研修等により情報を共有し、組織として知識の向上を図り、技術の継承に努めていく。(令和６年度 継続実施)
イ 資格取得者に対しての補助金の増額や給与への反映などについて、先進市の状況を把握し、研究すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 資格取得のための学校に通う費用など経済的負担が大きいことや、取得後も個人的な責任等が伴うことから、優秀で意欲の高い人材を定着させるためにも先進市の状況把握、研究をし、インセンティブ導入に向けて、人事当局等へ働き掛けていく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 他市が行った、都道府県と全国の特定行政庁を対象とした調査結果によると、建築基準適合判定資格（建築主事）の給与における資格手当等があるのは全体の２５％、一級建築士、二級建築士に対しては５％程である。当市は現在、こういった手当等はないため、優秀で意欲の高い人材を定着させるためにも、インセンティブ導入に向けて、人事当局等へ働き掛けていく。(令和６年度 継続実施)

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 開発審査課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１０日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月２９日 それぞれの職員の業務分担や時間外勤務時間を考慮し、適宜業務分担の見直しや、フォローアップ体制の構築を図り、結果として令和５年度は３６０時間を超える者はいなかった。 業務改善の一環として、令和５年度は昭和４５年から蓄積している紙媒体の地図データを電子化し、統合型ＧＩＳへ反映させる業務委託を行った。令和６年度から運用を開始し、窓口業務や電話対応業務における必要対応時間を削減するよう取り組んだ。
② 部局内でも特に業務の特殊性が強いことにより、配属後一年目の技術職員は時間外勤務時間数が多くなりやすいことから、業務分担の調整やフォローアップの方法などについて、引き続き研究して取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月２９日 年度当初に小平市における研修や三重県庁における研修へ参加させ、一年目職員の早期の知識習得を図った。三重県内の許可権限を持つ市が集まる会議へも参加させ、他自治体の職員の考え方や意見も知る機会を与えた。 また、定期的に行っている課内会議において、仕事の進め方や考え方についてアドバイスをし、自己研鑽を心がけている。 時間外勤務については、一部の職員に偏ることのないよう、適宜事務の負担を見直した。
（４）現金管理におけるリスク 窓口で取り扱う収納金と納入通知書の突合確認は担当者が行い、終業時にその日の現金の状況を所属長に報告しているが、現金事故や誤りを防ぐためにも所属長を含む複数の職員で積極的に現物を確認するような体制をとること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月３０日 終業時は突合の報告だけでなく、所属長及び庶務担当にて現物確認を行っている。また、課長が休み際には、補佐と庶務担当にて現物確認を行っており、今後とも現金事故や誤りがないように努めていく。
（５）開発許可処分及び建築許可処分におけるリスク 許認可業務の性質上、担当職員によって判断が異なるといったことのないように、十分コミュニケーションをとりながら一人ひとりの職員の知識レベルを向上させる指導及びサポートを行うとともに、引き続き課内会議を適宜開催して情報や課題の共有を図ること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月３０日 担当職員により判断が異なることがなく、他の職員の起案内容にて学びを得るために、許可起案の決裁時には、他の職員も内容を確認している。また、積極的に議論を行い、判断に悩む案件があれば、意見交換しやすい雰囲気づくりに努めており、日々職員同士で活発な議論が行われている。なお、今後も課内会議を適宜開催し、情報や課題の共有を図っていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年11月30日 今後とも庁内にて事務処理に関する研修が行われる際には、職員を出席させ、事務処理能力の向上を図らせる。定型化された件数の多い事務処理については、チェックすべき点をしっかりと把握し、誤りがないか確認を行うこととし、件数の少ない事務処理については、会計事務の手引き等と照合し、起案文書に誤りがないか、決裁ルートに誤りがないか等の確認を行うこととした。
② 研修で得た知識等の共有について【有効性の視点】 市の予算で研修を受講した際は、貴重な財源を費やしていることを常に意識し、所属長への適切な復命、所属内での資料等の供覧のみならず、その内容及び受講した感想、業務への活かし方を十分に共有して有効性を高めること。	【措置済】 令和 5年 8月25日 研修や会議へ参加した際には、距離や宿泊の有無に関わらず、復命書を作成するよう見直すこととした。研修や会議へ参加できなかった職員とも内容を共有することで知識向上を図り、業務の質を高めていきたい。
③ 職員体制について【有効性の視点】 所属として、再任用職員には、これまで培った技術や経験を業務に十分活かすとともに他の職員に伝承する役割を担ってもらう体制づくりを行うこと。	【措置済】 令和 5年11月30日 事前審査等に係る決裁ルートには再任用職員も含まれており、今後とも培ってきた知識を基にして、意見を出してもらいながら、他の職員の能力向上を図っていく。
④ 大規模盛土造成地の調査等について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 大規模盛土造成地について、第二次スクリーニング（地盤調査及び安定計算）の結果、滑動崩落の恐れがあると判断した場合は、市で予防対策工事を実施していくこととなっているものの、現時点ではどの所属がどのように実施するかなどは未調整とのことである。防災は市民の安全安心を確保するための重要な事業であるので、部局内で十分に調整し、慎重かつ有効的に事業展開をすること。	【措置済】 令和 5年11月20日 現在調査中であるが、予防対策工事を行う必要性が生じた場合、概略設計、詳細設計、工事施工の順で作業を行うこととなる。 概略設計は当課で行うこととしており、この作業期間中に詳細設計、工事施工の執行委任について、河川排水課と協議することとした。
⑤ 開発審査会の日程調整について【有効性の視点】 開発審査会は年に数回の開催であるから、当初から欠席者がいる前提で日程を組まない、Web会議システムを活用するなど、すべての委員が出席できるよう配慮すること。	【措置済】 令和 6年 3月 5日 令和5年度と同様に、令和6年度開催の開発審査会についても、全委員へ年間スケジュールの照会を行い、多くの委員が出席できる日にちを選択し、開催日を決定した。これからもWeb会議の活用も含めて、最大限の配慮を行い、できる限り多くの委員が出席できるように心がけていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 市街地整備課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月９日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 中央通り再編事業の工事の本格化及び後退用地整備事業の推進に伴い、当課の業務量は著しく増加しており、令和５年度は２名の職員が過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った。令和６年度には係員１名の増加を行い、業務の平準化を図っている。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に１度のノー残業デーに加えてもう１日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたＯＡ機器の導入や、狭あい道路ＧＩＳデータの作成など課内のＤＸ化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを通じて、時間外勤務の削減に取り組み、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和６年度上半期では、過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は１名に減少したものの、職員の時間外勤務の状況は著しい改善には至っていない。後退用地整備事業については現地立会の外部委託や発注者支援業務などを実施し、業務軽減を図っている。職場環境づくりとしては、週に１度のノー残業デーに加えてもう１日定時退社を促すなどの働きかけや、テレワークの導入を推進している。さらに、タブレット端末をはじめとしたＯＡ機器の導入や、狭あい道路ＧＩＳデータの作成など課内のＤＸ化を進め業務の効率化を図っている。以上の取り組みを引き続き行っていくことで、時間外勤務の削減に繋げ、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を目指す。
（４）補助金の適正執行におけるリスク 補助金交付要綱の条文の中で、申請者の条件の整合性がとれていない部分がある。トラブルが生じないよう、至急要綱の見直しを行うこと。 また、狭あい道路については複数の制度があり混乱が生じるため、整理し、ＰＲの際には誤解を招かないよう留意すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 令和６年４月１日付けで補助金交付要綱を改正し、狭あい道路の寄附及び寄附に伴う補助金の交付について齟齬が生じないように対応した。また後退用地整備事業についてはＨＰ上にパンフレットを掲載しＰＲするほか、現地立会時や窓口対応の際に制度の案内をより丁寧に行うよう係員及び立会委託業者間で留意している。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
例規の適正な整備について【法規性の視点】 市街地整備課の主要事業である土地区画整理事業において、末永・本郷土地区画整理事業は令和3年度に事業が終了しているものの、関係する規程・規則等が現存している状態であるため、早急に規程・規則等の廃止を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 当該区画整理事業施行規程について、廃止のための議案を提出済み。6月議会閉会時に規程を廃止し、順次それに伴い関係規則等も廃止する予定である。
	【 措置済 】 令和 6年 7月 1日 関係規程・規則等についての廃止を行った。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 備品が適正に管理されないリスク 備品の全件実査の際は複数人で備品台帳との照合を行うなど、漏れがないように確認を行い、公有財産の適正管理に努めること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 令和5年度の備品台帳の照会について、複数人でチェックを行い、漏れのないように適正に処理を行った。
(4) 補助金の適正執行におけるリスク 補助金の交付を行うにあたり、事業の進捗状況を確認しながら業務を行い、補助金交付決定通知書に記載した内容と同じ事務処理となるよう改めること。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 後退用地の寄附の決裁などの際に、整備補助金制度の利用の有無を確認し、適正な事務処理を行えるような体制を整える。
	【 措置済 】 令和 6年 5月 1日 窓口対応や、後退用地の寄附の決裁などの際に、整備補助金制度の利用の有無を確認することで、適正な事務処理を行う体制を整備した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 係内で定期的に知識の共有や制度の再確認を行う会議を行っているほか、日常業務の中でも係内で随時問題の共有を行い適正な事務処理を目指している。 特に、ミスのあった事案あるいは複雑な事務処理を伴う事案については複数人でチェックを行うなどの体制づくりを行い、再発防止に努めたい。

② 中心市街地の活性化について【有効性の視点】 近鉄四日市駅周辺等整備事業により、魅力的なまちなかを形成し中心市街地の活性化を図るとともに、中心市街地の歩行者流量の増加に向けた検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 中央通り公園においてP a r k－P F Iによる質の向上や利用者の利便性の向上を図るとともに、完成した先行整備区間においても空間の利活用にむけた実証実験等、歩行者流量の増加に向けて取り組みを進めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 中央通り公園においてP a r k－P F Iによる質の向上や利用者の利便性の向上を図るとともに、完成した先行整備区間においても空間の利活用にむけた実証実験を11月に行う予定であり、歩行者流量の増加に向けて取り組みを進めていく。
③ J R 四日市貨物駅移転事業用地の活用について【合規性の視点】 都市計画道路となっている三重橋垂坂線の整備に合わせて、整備に必要な土地を残し、不用な土地については、売却に向けた検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 三重橋垂坂線用地の確定に伴い、不要土地の売却へ向けて動いている。令和6年度内には競争入札の手続きを行う。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 三重橋垂坂線用地の確定に伴い、不要土地の売却へ向けて動いている。令和6年度上半期では不要土地の登記処理等を進めた。令和6年度内には残りの登記処理を完了し、競争入札の手続きを行う。
④ 経験やスキル等の継承について【有効性の視点】 経験豊富な再任用職員も配属されていることから、培った技術や、経験等の継承を行い、スムーズな事業展開を行うこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 再任用職員には自身の役割を理解していただき、事業推進してもらうとともに、これまで培った豊富な経験をもとに、若手職員への指導・助言による後進育成を行っている。
⑤ 寄附を受けた後退用地の整備について【効率性の視点】 寄附を受けた後退用地のうち1,500件が未整備となっており、現在も整備件数より寄附件数が100件程度上回っている。未整備件数が年々増加しているため、計画的に後退用地の整備を進めていくこと。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 1 日 令和6年度はこれまでの3倍の工事予算を確保するとともに、中心立会業務委託や発注者支援業務委託による係員作業の一部委託、狭あい道路GISデータの作成による作業の効率化、係員の1名増加など、計画的な後退用地の整備を進めるための作業体制を整えている。
⑥ 預金通帳の管理について【合規性の視点】 本市が事務局をしている午起土地区画整理組合の預金通帳を保管している。事故が起きないよう、通帳と印鑑を別々の場所に保管するよう改めること。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 1 日 預金通帳と印鑑については監査指摘後、別々の場所に保管するように改めた。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 営繕工務課
- 3 監査実施期間 令和５年８月８日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和４年度は、欠員１名に加えて、年度途中での退職及び他課への人事異動（専属配置）により減員３名となり、時間外勤務の増加となった。令和５年度においては、人員要望により、減員状態が解消され、併せて、働き方改革として、タブレット端末について、全課員へ配備し、業務の効率化を図ることで、時間外勤務を大幅に縮減する事ができ、過労死等労災認定基準を上回る職員は０名となった。 今後も、ワーク・ライフ・バランスを意識しながら、働きやすい環境づくりに取り組むとともに、業務の効率化、業務配分の均等化を図るなど時間外勤務適正化に向けた取り組みを行っていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員配置におけるリスク 課内設計により手間は増加するものの、経験を積むことで当市の将来的な技術力につながるため、モチベーションを維持しながら時間外勤務を抑制し、技術力の継承を積極的に進めていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 課内設計により工事方法などを自分で考える機会を設け、必然的に上司と相談する機会を増やすことで、職員の育成、技術力継承につながるよう育成環境の整備に努めていく。また、自ら設計したものが形となって、実現することでの仕事へのやりがいによるモチベーション確保と時間外勤務増加によるモチベーションの低下のバランスをみながら技術力の継承に努めていく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 自主設計の件数について業務量バランスを把握しながら、令和4年度1件、令和5年度5件、令和6年度10件と段階的に増加させた。一方、時間外勤務については課内設計による手間の増加を見据えつつも業務効率の向上に努めることで、令和4年度と比較して抑制することができた。加えて、課内全体としては課内研修を通じて、技術力のさらなる向上を目指した。 今後も、職員の成長を支援しつつ、ワーク・ライフ・バランスの改善に努めながら、技術力継承を推進していく。
事務職がいらないため人員の要望を行っているが、事務職が配置される代わりに技術職が減員となる可能性もある。都市整備部内で事務職が必要な理由を十分検討したうえで、人員の要望を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 市民からの信頼を損ねることのないよう庶務事務業務についても適正に実施する必要がある、技術職員として行う業務量と人員を考慮した上で、適正な事務実施ができるための人員配置要望を行っている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 決裁において見過ごされやすい点についても怠ることのないよう確認するべく、課内に注意喚起した。 なお、今後も適正な事務事業推進のため課員に適正な事務手続きについて定期的に周知を図るとともに、チェックリストの活用・更新及びダブルチェックなどによる内部統制の体制を確立させ、内部事務管理の徹底を図っていく。
② 長寿命化対策工事の増加について【効率性の視点、住民福祉の向上の視点】 通常の工事に加え、昭和40年代後半から昭和50年代にかけて多くの公共建築物が建設されたことから、長寿命化対策を行っていく工事件数が増加している。各担当課からの依頼による工事のため、営繕工務課として工事を調整することはできないが、業務の効率化を図る工夫を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 令和5年度から全課員にタブレット端末を導入し、DX推進により作業効率を改善するなど業務の効率化を行った。また、債務負担行為などの採用による施工時期の平準化を各主管課に依頼するなど業務の集中を避けることも行っている。 なお、今後も継続的にDXによる業務の効率化に取り組んでいく。

③ 営繕年報について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 営繕年報に主要な営繕工事内容を掲載しており、環境配慮やユニバーサルデザインについて記載している。掲載写真についても、環境配慮やユニバーサルデザインに工夫した点を付記するなどし、市民等に広く周知を図ること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 環境配慮やユニバーサルデザインについて写真にポイントを付記し、市民に視覚で伝わるよう記載方法の見直しを図った。 なお、今後も市民に伝わりやすい周知方法について検討し広く周知していく。
④ 施設のフェーズフリー化について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 南消防署庁舎改築工事において、フェーズフリーの観点から事務所と食堂の壁を移動式の壁とし、非常時には一体化が可能な空間としている。他の施設についてもフェーズフリー化のノウハウを活用していくこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 公共建築でフェーズフリーの実現可能な空間について有効性を検討し、各主管課と設計時に協議を行った。 なお、今後も各主管課と協議を行い、継続的に取り組んでいく。
⑤ タブレットの管理について【合規性の視点】 ア 業者とのタブレットを用いたやり取りにおいては、業者との関係性に注意し、安易に情報を提示しないよう心掛ける必要がある。タブレットの使用に伴うリスクを十分に評価しながら有効活用すること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 タブレット端末の安全運用のため、利用できるデータを制限して情報漏洩対策を行っている。また、インストール権限や端末持ち出しについても制限することで私的使用のリスクを低減している。
イ 既に運用基準を配備しているが、例えば都市整備部内で統一したものに課独自の基準を設け、年1回見直しを行うなど部内での情報共有を図ること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 運用基準について、年度当初に見直しが必要かの課内会議を行っているが、例えば今後全庁的にタブレット端末の普及が進めば、動向を見ながら、部又は、課単位ではなく全庁的な情報共有の必要性を担当部署に働きかけていく。
⑥ 職員の育成について【有効性の視点】 若手職員がコミュニケーションを取りやすく、また資格取得のための講習会を受講しやすいような職場環境作りを引き続き進めること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 令和5年度は三重県主催の資格取得のための講習会に、若手職員を中心に10名程度参加した。今後も各職員の意見を聞きながら積極的に受講しやすい職場環境づくりに継続的に取り組んでいく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 公園緑政課
- 3 監査実施期間 令和５年８月９日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組む、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和４年度と比べて令和５年度の職員一人当たりの平均時間外勤務は、３５．４時間から２４．８時間となり大幅に改善した。一方で、１人が厚生労働省が定める過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行っており、３人が年間３６０時間を超える時間外勤務を行っていることから、令和６年度において、業務分担の見直しを行った。 また、令和６年度に現在紙で管理している都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めるとともに、タブレット端末を導入する予定であり、引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 鵜の森公園・諏訪公園の再整備事業や坂部が丘中央公園の再編事業が本格化し、令和６年度上半期の平均時間外勤務は増加傾向にあるものの、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化に努めている。 また、現在、都市公園情報の電子化に向けた取り組みを進めており、令和７年度に向けては、公園占用等の申請の電子化に向けた予算要求を行った。引き続き業務の効率化等による時間外勤務の削減に努める。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 令和４年度は会計年度任用職員が任用されていたが、令和５年度は不在となっている。事務職員の業務の負担軽減のためにも、会計年度任用職員の早期の確保に努めること。	【 措置済 】 令和 ５年１１月１６日 会計年度任用職員を任用し、業務の一部を分担することで、事務職員の負担軽減に努めた。

② 事務職員の時間外勤務がかなり多い状況である。職場内で業務の確認や相談ができる環境を整えるとともに、職員の健康面に配慮し、時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和 6 年度から事務職員の業務の一部を他の職員で担当するよう業務分担の見直しを行った。 今後も職場内で業務の確認、相談ができる環境を整えるとともに、一部の職員に業務が集中しないよう配慮しながら時間外勤務の削減に努める。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和 6 年度から事務職員の業務の一部を他の職員で担当するよう業務分担の見直しを行ったことで、令和 6 年度上半期の時間外勤務を 6 %削減することができた。引き続き、物品の発注など分担可能な業務を洗い出し平準化を図っているが、今後も職場内で業務の確認、相談ができる環境を整えるとともに、一部の職員に業務が集中しないよう配慮しながら時間外勤務の削減に努める。
(4) 公有財産の管理におけるリスク 多くの公有財産を管理している状況において、計画を立てて一定の期間内に確認を行うなど、職場全体で効率よく実査ができるよう取り組むとともに、実査の際には必ず記録して決裁を行うなど、適切な公有財産管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 公有財産の管理において、計画を立てたうえで確認する等、効率的な実査ができるよう取り組む。また、実査の際には、必ず記録して決裁を行う等、適切な公有財産管理に努める。 【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 1 日 令和 6 年度下半期から、効率的な実査ができるよう実査に関する計画を作成し、年間を通して職場全体で取り組むとともに、実査の際には記録して決裁を行うことで適切な公有財産の管理を行うよう実施体制を改めた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 5 年 8 月 1 0 日 直ちに是正した。内部事務の単純な確認ミスが発生していたことから、複数人の目で確認するようチェック体制の見直しを行った。また、引き続き所属長、文書取扱主任、庶務担当者が定められたルールに基づき適正に確認を行うとともに、誤りが発生しやすい事例については、課内周知を徹底していく。
② 四日市市緑化基金の活用と今後の緑化施策について【経済性の視点・効率性の視点】 ア 都市緑化の推進を目的として四日市市緑化基金を運用し、花と緑いっぱい事業などの緑化推進事業に活用しているが、基金残高は平成 1 4 年度以降減少を続け、令和 4 年度末で約 6,429 万円となっている。将来的に基金が枯渇すること考えられ、市の緑化施策に影響を及ぼすことが想定されることから、寄附金などによる基金への積立の増加や、緑化推進事業としての基金の活用方法を含め、基金のあり方について検討を進めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 毎年、企業に緑化施策への協力を依頼しており、約 1 0 0 社からいただいた寄附金を基金に積み立てている。引き続き、企業に寄附金の協力を依頼するとともに、基金の活用方法をも含めた、基金のあり方について検討していく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和 7 年度の予算要求において、基金活用事業の見直しを行った。引き続き、企業に寄附金の協力を依頼するとともに、基金のあり方について検討していく。

イ 基金残高が減少している状況において、企業から寄附を得ることができるような取り組みについて検討を行い、活用する基金の確保に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 引き続き企業に緑化施策への協力と寄附金を依頼するとともに、他市町の事例等も研究しながら基金の確保に向けた取り組みを検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 公園ボランティア等の高齢化に伴う課題解決に向けた取り組みの一環で実施した企業ヒアリングにおいて、寄附金への協力についても呼びかけを行った。引き続き、企業に緑化施策への協力と寄附金を文書で依頼するとともに、企業訪問等新たな依頼方法の検討や、他市町の事例も研究しながら基金の確保に向けた取り組みを検討していく。
③ 公園等の取得手続きについて【合規性の視点】 新規で公園等を取得した際などにおいて、その所有権を開発業者から移管されてから、供用開始の告示を行ったのち、公有財産台帳に登録されるまで、期間を要する事例が見受けられる。公有財産の適正管理の観点からも、所有権が市に移ったのちは速やかに告示を行い、公有財産台帳に登録するなど、関連手続きの実施時期について見直しを検討すること。	【 措置済 】 令和 6年 3月25日 新規で公園等を取得した際などにおいて、供用開始の告示を行ったのち、公有財産の取得報告を行っていたが、取得したのち速やかに公有財産の取得報告をし、そののち供用開始の告示を行うよう事務手続きの見直しを行った。
④ 組織改編後の部内の協力体制について【有効性の視点】 令和4年4月に市街地整備・公園課が市街地整備課と公園緑政課に分割されたことで、市民にとって担当する所属が分かりやすくなった反面、小規模な課となったことによりスケールメリットの減少も見られるとのことである。災害などの緊急時の対応が問題なく行えるよう、部局内の協力体制をしっかりと構築すること。	【 措置済 】 令和 5年 8月10日 都市整備部では道路、河川、公園、市街地整備など様々な業務に分割される。災害など緊急対応が必要な場合、部で取りまとめた危機管理マニュアルに基づき協力体制を構築し対応している。
⑤ 花と緑いっぱい事業における補助金について【有効性の視点】 花と緑いっぱい事業として、花壇設置や緑化を行う市民ボランティア団体に対して補助金を支出しているが、団体によって活動への積極性に差があったり、高齢化によって活動が困難になってきている団体があったりと課題もある状況である。こうした現状を踏まえ、補助金事業が効果的に行われるよう、改めて整理を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 高齢化や担い手不足により活動が困難となる団体は毎年発生しており、将来的に事業規模が縮小する恐れもあることから、引き続き、活動団体数や活動規模を維持することで補助金事業が効果的に行われるよう周知活動に努めるとともに、課題の整理を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 補助金事業が効果的に行われるよう、引き続き周知活動に努めるとともに、活動に参加しやすい事業となるよう、活動団体に課題やニーズ調査を行うとともに、制度の見直しを含め検討していく。

⑥ 公園管理のボランティア育成について【有効性の視点】 公園の維持管理の担い手となるボランティアの育成については、市民協働という観点からも重要であり、現場の声を聴きつつ継続的、効果的な取り組みを検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 市内に数多くある都市公園（513公園）では、公園管理の外部委託を行うなど対応しているが、地域の方々にボランティア活動を通して助力いただいているのが現状である。活動していただきやすいよう草刈り機の替刃や鎌等、活動資材の支給制度を設けており、ボランティア団体に有効に活用していただいているが、地域活動を活性化し、市民協働における効果的な支援を引き続き検討していく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 ボランティア団体の高齢化に伴い、活動の継続が困難となってきたことから、令和4年度に実施した企業アンケート（ボランティア活動への協力の可能性調査）の結果を基に企業ヒアリングを実施した。引き続き、ヒアリング結果を基に地域と企業のマッチングに向けた調整を行う。 また、他市町の事例を研究し、ボランティア団体にインセンティブを提供する等、活動に参加しやすくなる公園の維持管理の制度構築を検討する。
⑦ 安全な公園の整備について【住民福祉の視点】 公園の整備にあたっては、誰もが安全に利用できる公園を増やしていく必要がある。インクルーシブな遊具の導入を始め、他都市の事例について積極的に情報収集を行うとともに、福祉部門などと連携し、よりよい公園づくりに取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年度に実施した遊具の長寿命化事業において、インクルーシブ遊具を中央緑地に整備した。引き続き遊具の更新の際は関係機関（福祉、教育など）と協議し、安全かつ様々な年齢層に適応した遊具を整備していく。 【 措置済 】 令和 6年10月11日 令和6年度の遊具の長寿命化事業において、桜ハイツハナミズキ公園及び桜ハイツコブシ公園の遊具の更新を予定しており、桜ハイツハナミズキ公園にインクルーシブ遊具を整備する仕様で公募型プロポーザルを実施した。引き続き遊具の更新の際は関係機関（福祉、教育など）と協議し、安全かつ様々な年齢層に適応した遊具を整備していく。
⑧ 公園使用料等の収入未済について【合規性の視点】 公園使用料等に収入未済額が生じている。少額ではあるが、公園利用の公平性の観点からも、こうした事態が生じることを防ぐため、徴収に関する取り扱いについて見直しを検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 公園使用料等については、適宜収入状況を確認し、収入未済があれば申請者へ早急に納入するよう指導している。 また、可能な限り使用前に納入されるよう納入期限を設定しているが、申請が使用日直前で納入期間が確保できないケース等もあるため、他所属の徴収事務等も参考にしながら、収入未済を防ぐ徴収方法について検討していく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 公園使用について、事前相談を受けた場合は、相談の段階から公園使用料を必ず期限内に納入していただくよう依頼している。 また、申請が使用日直前の場合は、早期に納入していただくよう徹底して依頼しており、令和5年度以降新たな収入未済は発生していない。

⑨ 緑化推進委員会について【有効性の視点】 緑化推進委員会については、平成２９年度から開催されておらず、委員の委嘱もしていないとのことである。緑化基金のあり方を含め、緑化行政について委員会で審議してもらうべき課題を洗い出し、委員会を開催することができないか検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 緑化基金のあり方も含めた今後の緑化推進事業について課題の整理を行うとともに、他市町の事例等を研究していく。 【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 緑化推進委員会の議題等について、課題の整理を行うとともに、他市町の事例を研究しているところであり、引き続き、緑化基金のあり方も含めて研究していく。
⑩ 業務委託先への車両の貸付について【有効性の視点】 都市公園の施設管理業務等の委託先に対して、業務用の車両の貸付が行われている。今後は車両を使用する経費を委託料に含めることで、貸付を終了する車両があるとのことであるが、一部の特殊車両については貸付が継続されることから、こうした貸付車両の使用状況の確認を適宜実施するとともに、目的に沿った使用となるよう指導を行うこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度から令和６年４月までに業務用車両２台の貸付を順次終了した。残る１台の特殊車両については、引き続き貸付が必要であることから、目的に沿った使用がなされているか、貸付車両の使用状況の確認を適宜実施していく。 【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 委託先に貸付けている特殊車両について、目的に沿った使用がなされているか、貸付車両の使用状況の確認を実施した。引き続き目的に沿った使用となるよう指導を行うとともに、使用状況の確認を適宜実施する。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路建設課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月７日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 過労死等労災認定基準を上回る時間外勤務を行った職員は、令和４年度に続き令和５年度も１名となった。 令和４年度途中に若手職員１名が退職して以降、欠員状態が続いており、業務分担を行ううえで職員の確保は必要であり増員要求を行っているが、令和６年度の増員要求は通らず、職員数は増えなかった。令和６年度も引き続き短期的に集中する業務量の分散化や導入したタブレット端末の活用などによる業務の効率化を図るとともに、職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。また、朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 係長以上の職員が担当職員の時間外勤務状況を注視し、時間外勤務が集中する職員が見受けられる際には、係会議やヒアリングを行い業務量の分散化に努めている。しかし、業務分担を行うには職員の確保が必要であり、引き続き増員要求を行う。 また、計画的に業務を遂行するうえで短期的に時間外勤務が集中するのはやむを得ないが心身の健康を維持するにはワーク・ライフ・バランスの確保が重要であることから、引き続き朝礼やミーティングを通じて休暇取得等の推奨に努めていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 職員配置におけるリスク ① 特に技術職員の人材不足が課題である。定年退職以外の退職もしばしば見受けられるので、所属長をはじめ指導する先輩職員は適切なコミュニケーションを大切にしながら、人員配置の要望を行うとともに、若手職員や経験の浅い職員のサポートを引き続き丁寧に行い、効果的な事業展開を図ること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 輪番制の朝礼やミーティングを通じて、業務・プライベートに関わらず話題を提供することで課内のコミュニケーションを図っている。また、役職・係間を問わず先輩職員が持つ経験を活かし、対外折衝や現場対応において若手職員をサポートすることで、効率的な業務執行を図った。 今後も適切なコミュニケーションを図り、若手職員のサポートに努めていく。
② 特に中堅職員の増員を強く要望しているとのことであり、それも重要であるが、市全体として人数の少ない年代の職員の増員を要望しても限界がある。新規採用職員など経験の浅い職員であっても、適切な指導と育成を行えば戦力になることが期待できるので、研修とOJTの積み重ねで辛抱強く育てるという意味を、部局内はもちろん全庁的に共有して後輩職員の育成に取り組むこと。それがひいては市役所全体のレベルアップにつながる。	【措置済】 令和 6年 4月30日 担当者に対し年1回以上の外部研修への参加を促し、朝礼の際に復命書の要点を報告することで研修内容の情報共有を図った。あわせて、先輩職員が持つ経験や知識を共有し、丁寧に指導と育成を行うことで技術力や専門知識の底上げを図っている。また、若手職員のデジタルスキルや発想はAI技術の活用等に期待できることから、令和5年度にタブレット端末を課員全員に導入し、使用方法など適切な指導やDXの育成を行うことで戦力につなげている。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 予算規模の大きい所属であるが、庶務担当者である事務職員は一人のみではかはすべて技術職員という体制であるため、上位職員によるチェックをより徹底するとともに、予算管理しながら事業の進捗管理もしていく上で、丁寧なマネジメントが求められる。	【措置済】 令和 6年 4月30日 事務処理誤りや支払遅延防止のため、工事担当と庶務担当によるダブルチェックと所属長など上位職員によるチェックを徹底するとともに、全職員に対して「会計事務の手引き」、「審査事務マニュアル」、「文書事務の手引」、「政府契約の支払遅延防止等に関する法律」に加え、「指摘された不備内容」と「適正な事務事業推進のためのチェック事項」について周知徹底を図った。

② 前年度繰越事業について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 ア 前年度からの繰越事業として、道路新設改良費、橋梁新設改良費、交通安全施設整備費及び街路事業費の全体事業費の４割にあたる８億円ほどを令和４年度に繰越している。繰越となった理由は、地権者との交渉に時間を要したことが主な要因であるため、引き続き地元調整を含め事業の進捗管理を十分に行い、繰越事業費の削減を図る必要がある。 民間工事との調整により市の工事が当初予定より時間を要することになったケースについては理解できるが、市上下水道局工事との調整により市の工事が翌年度に繰り越されるといったケースについては、同じ市の事業であるのだから、事前に調整しておけば繰り越さずに済み、市民の利益につながったという見方ができる。こうした意識を強く持ち、適切に事業を推進できる体制づくりに取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 事業を円滑に進めるため、事前に地元や地下埋設物占有者等との調整を十分に行い、事業費を繰り越さないよう努めている。また、官民含め適切に事業を推進できるよう、年度当初の道路管理者と占有者による会議において、今後の大規模舗装工事の予定について事前周知を図った。 今後も事前調整や情報発信に取り組み、繰越事業の削減や適切な事業の推進に努めていく。
イ 用地買収の合意形成に想定以上の時間を要することから事業が翌年度に繰越となるケースが多い。事業を円滑に推進するには、公共、民間事業者、市民といった関係者の合意形成が極めて重要であるから、各担当者は合意形成を図るスキルの向上に努めること。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 市民や民間事業者との円滑な合意形成には、信頼される行政であることが重要であり、日常の業務において服務規律を遵守し説明責任を果たしながら業務に取り組んでいる。また、合意形成など対外折衝は経験が必要であることから、重要な場面においては上司や先輩職員が同行し若手職員が交渉を学ぶことでスキル向上に努めた。 今後も先輩職員の経験を活かし、若手職員のスキル向上に努めていく。
③ タブレットを活用した業務改善について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 所属で使用するタブレットを増台予定とのことであるので、道路維持課など部局内の他所属との連携、情報共有にも活用し、業務の効率化、集約化につなげて市民の利益の向上に寄与させるとともに、毎年少しずつでも時間外勤務時間数の減少にも寄与するように工夫すること。	【継続努力】 令和 ６年 ４月３０日 タブレット端末を活用し、工事現場における容易な確認作業を現地からの画像で行うなど移動時間の短縮による時間外勤務の削減や、市民対応の際など画像を用いて説明することで丁寧かつ確実な意思疎通に努めている。 【継続努力】 令和 ６年１０月３１日 タブレット端末を活用し、簡易な現地確認などは地図アプリの沿道風景写真画像を用いることで移動にかかる時間の削減を図るとともに、市民への説明や関係機関との協議の際にも同画像を用いて丁寧かつ確実な意思疎通に努めている。また、工事現場において問題が生じた際は、現地から画像を送信し職場内外の職員と情報共有を図り、容易であれば上司等が現地に向かうことなく指示を行い迅速な対応に努めている。

④ 設計書の積算誤りの防止について【合規性の視点】 ア 設計書は、技術職員としての視点でダブルチェックやトリプルチェックを経て決定し、外部へ示すものである。牽制体制を見直し、行政の信用失墜につながらないような取り組みを徹底すること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 設計書の検算については、担当者以外の2名体制でダブルチェックを行い、決裁時には主幹、係長及び課長補佐、所属長において更なるチェックを行いリスク低減に取り組んでいる。また、チェックする際の注意点やポイントを共有し、技術職員が適切にチェックできる環境を整え、積算誤りが発生しないよう努めた。 今後も違算等に関する情報収集を行い、積算誤りの防止に努めていく。
イ 新しい積算システムに不慣れな時期であったなら、なおさら慎重に確認すべきである。また、システムに習熟した段階でも、気の緩みから生じるミスを防ぐために注意深く業務を行うべきである。ダブルチェックは実質的にチェックされていなければ意味はなく、決裁はそれに相応する責任と緊張感を持って行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月30日 新たに積算システムに携わる職員に対し経験者が操作の注意点やポイントを指導することとし、経験者も初心を忘れず慎重かつ適切に業務を行うよう取り組んでいる。また、若手職員に対し積算の構成や基礎を学ぶため、基準書をもとにシステムに頼らない設計書の作成を指導した。 今後も職員への指導や決裁時のチェックを徹底し、積算誤りの防止に努めていく。
⑤ 工事請負契約について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 ア 工事の性質上、変更契約が頻繁に必要となる実情は理解できるが、常態化しすぎるあまり、変更ありきの考えのもと、当初の設計が疎かになる可能性があり、これによって事故などのリスクが生じうる。技術職員の多い部署として、設計の精度を高めるための取組みも行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月30日 設計の精度を高めるため、あらためて設計業務委託の段階で起こりうるリスクに対し必要な調査の実施と業務の途中段階で監督職員が設計内容をチェックするよう周知を図った。 今後も起こりうるリスクに関する情報を現場経験豊富な職員が若手職員に伝えることで、設計の精度向上に努めていく。
イ 鉄道沿線関連の作業立会いや工事において、当該鉄道会社の指示する業者と契約締結の必要がある理由は理解するが、単独随意契約ありきではなく、競争入札の可能性の検討等、市民から誤解を招かないよう努めること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 契約相手の決定については鉄道事業者との協議の中で、まずは一般競争入札、次いで鉄道事業者指定業者による指名競争入札となるよう求めており、業務や工事の内容によりやむを得ない場合のみ単独随意契約としている。 今後も競争入札の可能性を踏まえながら、鉄道事業者との協議に努めていく。
⑥ 除草作業の委託業務について【経済性の視点・効率性の視点・公平性の視点】 一部の地域の除草については、地域団体に委託しているものがある。安価にまた安定的に委託できるのであれば、他の地域においても、地域力活用の視点で、委託先を検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 除草業務については、草刈り機による飛び石や怪我など作業時の安全面を考慮し、過去から業務を委託している地域団体又は近隣の専門業者を選定している。また、費用面も重要な要素であり、適正な価格設定や複数者からの見積り徴取に努めている。 今後も安全に作業が行えるよう、適正な価格設定や複数者からの見積り徴取に努めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路維持課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月４日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度は過労死等労災認定基準を上回る職員が０人であった。 職員の業務量の軽減を図るため、工事の集約化や発注規模の見直しにより発注件数の削減に取り組むなど効率的な業務執行に努めている。また、令和５年度から、担当地区を持つ職員全員にタブレット端末を保有させることで、緊急対応の際に現地から直接処置内容を書き込んだ画像を委託業者へ送信することができるようになり、現場引継ぎに要する時間の省略につながっている。引き続き取り組みを進めるとともに職員の増員要求も行い、職員の負担軽減に努めていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 職員の業務負担の軽減について、都市整備部内で共有できる取り組みは取り入れていくこと。また、まずは過労死等労災認定基準を超えるような職員を出さないようにするなど、毎年改善を積み上げ、職員の健康の維持・向上に繋げていくこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 慢性的な職員不足が大きな要因の一つであるため、増員要求を行っているが令和６年度も職員数は増えなかった。業務負担の軽減に向け取り組むとともに、今後も引き続き増員要求を行っていく。
	【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 ８月末に１名の職員が退職したことで、さらに職員への業務負担が増加したが、係会議で職員間の情報共有などを図り業務負担の軽減に取り組んだ。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 令和6年度も月に1度の係会議を実施するとともに、会議内において発生したミス等を情報共有しリスクを認識させる。また、複数によるチェック体制を強化し、内部事務管理の徹底を図る。 【 措置済 】 令和 6 年 6 月 2 6 日 月に一度の係会議や複数によるチェック体制の強化により内部事務管理を徹底した。
② 道路損傷通報システムについて【効率性の視点】 ア スマートフォンで利用できる四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムについて、令和4年3月中旬から職員向けに試行運用を行い、利用職員へのアンケート等を通じて状況把握を行ったところである。当システムが市内の道路補修に資するため、まずは市職員による試行を継続し、将来的には、簡単に市民等誰もが利用しやすいシステムの構築に向け積極的に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムについては、令和6年度中に市民が利用できるようになるようシステムの構築に取り組んでいる。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 四日市市公式LINEを用いた道路損傷通報システムが概ね構築されたことから、令和7年1月7日より市民向けの運用を開始する予定である。運用開始後も職員や市民の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすいシステムの構築に努めていく。
イ システム運用に当たっては、常識にとらわれず、職員の柔軟な意見を広く取り入れられるような体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 利用職員へのアンケートや、他市町の運用状況などを確認し、今後も意見を取り入れていくよう務める。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 道路損傷通報システムの構築にあたっては、利用職員からのアンケート結果等、幅広い意見の反映に努めた。令和7年1月7日より市民向けの運用を開始する予定であるが、運用開始後も職員や市民の意見を取り入れながら、誰もが利用しやすいシステムの構築に努めていく。

③ タブレット端末の活用について【効率性の視点】 ア 補修対応の迅速化と職員の時間外削減を図るため、タブレット端末を令和4年度に2台購入し、各係で1台を保有している。運用基準を定めた上で、実際に緊急対応の際に、現地から直接処置内容を描き込んだ画像を委託業者へ送信することで、迅速かつ確実な指示が可能となり、職員が現場引継ぎに要する時間が削減されている。令和5年度は担当地区を持つ全職員が保有できる数のタブレットを発注しているところであり、運用基準をさらに充実させ、今後なおいっそうの効率的な補修対応に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 令和5年度途中から担当地区を持つ全職員がタブレット端末を保有したことで、緊急対応の際に現地から直接委託業者への指示が可能となり、現場引継ぎに要する時間が削減されている。今後も引き続きタブレット端末を活用した効率的な補修対応方法の構築に向け取り組みを進める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 道路等の補修依頼をされた市民の方への対応については、タブレット端末を用い、G o o g l eマップストリートビューや現場写真などを提示することで、確実かつ迅速な状況把握・補修が可能となった。また庁内での打合せについては、データベースでの打合せが可能となり、印刷や資料の準備にかかる時間が削減された。引き続き、タブレット端末の有効的な活用方法を見出し、更なる業務の効率化を図っていく。
イ 生活に身近な道路整備事業について、地域の傾向性の検証、修繕履歴の管理、今後の経年的な修繕の発生予測等について、タブレット端末の活用を検討すること。また、土木要望会でも現地に行かずにタブレット端末の画面により、工法の説明等を行うことなどにより、地域の意思決定までの時間短縮を図り、効率化につなげること。	【 検討中 】 令和 6年 4月30日 土木要望会において、タブレット端末にて航空写真やストリートビューを映すことで、現地状況の共有をはかるなど、要望内容の把握に活用している。その他の活用方法については、今後検討を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 土木要望会においてのタブレットの活用は継続し、現場確認などを行った際の写真を位置情報サービスとリンクさせ、地元への説明の際に活用している。その他の活用方法については、今後検討を行っていく。
④ 道路・公園照明灯のLED化について【経済性の視点】 プロポーザル（5者参加）により、市が管理する道路と公園を対象区域とし約5,000基の照明灯を令和2年度にLED化し、包括的に既設LED照明灯を含めた約6,000基の照明灯を令和12年度まで維持管理を行う委託契約をしている。 契約に当たっては、工事発注方式、リース方式との経費比較検証を行った上で、当委託方式が最も経済性が発揮できるものとして発注しており、全庁的な照明灯LED化の参考例として、全庁的な情報共有に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 全庁的な照明灯のLED化に向け、参考例として関係部署への情報提供に努める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 他部署からの本業務委託における問い合わせについては、積極的に情報提供を行っていく。また、他市町、他県や他関係機関（公安委員会など）については、適宜情報収集を行っており、今後の契約にあたり最も経済性が発揮できる方式を選択できるよう努めていく。
⑤ 単独随意契約について【経済性の視点】 委託契約について、単独随意契約を行っているものもあるが、地方公共団体の契約は競争入札が原則であることを再認識し、できる限り、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう心掛けること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 単独随意契約については、適正な判断に基づき行っているものである。今後も競争入札が原則であることを再認識し、できる限り、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう務める。 【 継続努力 】 令和 6年10月31日 引き続き、競争入札が原則であることを認識し、競争入札や見積り合わせによる契約を行うよう務める。

⑥ 除雪対策について【有効性の視点】 降雪量や路面の凍結状態により必要な除雪機の選定や、気象状況・現地の状況に応じた対応が取れるよう、除雪業務に対応可能な業者と意見交換を行い、適切に機能する除雪対策について発注方法等を検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 今年度も降雪や路面凍結時期までに、除雪業務対応業者と意見交換を行い、適切に機能する除雪対応を図る。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 降雪や路面凍結時期に近づいてきたため、除雪業務対応業者と意見交換会を予定している。今後、意見交換会で出た意見を活かし、適切に機能する除雪対応を行う。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 河川排水課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 令和５年度の河川排水課職員の時間外総数は、約３,４３７時間で、令和４年度約３,０２０時間と比較して約４１７時間増加した。 増加の要因に、職員数が２名減となったことや、男性職員２名が育児休暇を取得したことで、他の職員への負担が増えたことが要因である。一方で、ノー残業デーの実施や働き方改革の一環として、第２・４金曜日もノー残業デーに設定するなど、ワーク・ライフ・バランスの充実に努め、時間外勤務の削減に向けた取り組みを継続していく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 令和６年度は、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、ノー残業デーの実施や働き方改革の一環として、ｉＰａｄなどのデバイスを活用し業務のシームレス化を行うことにより、業務の効率化を図り時間外勤務の３％削減を目標に、取り組みを継続していく。
（３）職員配置におけるリスク 河川排水課は他所属からの様々な受託土木工事も担っており、若手職員が多い職場において負担となっていると思うが、一方で土木技師が様々な業務を経験できる職場でもある。こうした利点を活用して積極的に人材育成に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 課員が互いに理解し支えあい、相互に助け合う雰囲気生まれるように、日頃から意識の醸成を図ると共に、業務に関する研修の機会を持つなど、積極的に人材育成に努めた。

(4) 適正な契約事務の執行におけるリスク 実施する多くの工事で契約変更が生じているが、これは土木工事において生じる残土処理等に必要経費の変更が多くを占めており、その内容については業者からの報告を確認するとともに、一部については実際に廃棄場所の確認も行っているとのことである。業者への牽制を図るためにも、適宜検査を行うなど、契約変更となる場合の適正性の確保に引き続き努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 変更契約は、発注当初では不明・不確定要因が、現場を施工する際に明らかになり、それを変更できる形で契約を行っている。土木工事において、残土の運搬距離や地下埋設物の有無等、不可視の部分があり、変更契約により適切に対応している。今後も、請負者と協議を密に行い、適正性の確保に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 工事の契約では、発注当初に不明・不確定な要因が、現場を施工する際に明らかになるものがあり、土木工事においては、残土の運搬距離や地下埋設物の有無など不可視の部分もあることから、変更契約により適切に対応を行っている。今後も引き続き、請負者との協議を密に行い、適正性の確保に努めていく。
(5) 公有財産の管理におけるリスク 管理する河川の種類によって異なる法令等を改めて確認し、河川台帳の整備を含め法令で定められている業務等を整理するなど、引き続き適正な公有財産管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 河川法や法定外公共物の申請手続きについて、改めて業務内容などの確認を行った。今後も、引き続き適切な公有財産管理に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 公有財産の種類により異なる、河川法や法定外公共物の各種手続きについて、改めて業務内容などの確認を行った。今後も引き続き、適正な公有財産の管理に努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 内部事務の基本的な部分でのミスを防ぐため、チェック機能の向上に向けた検討をおこない、引き続き内部事務管理の徹底を行っていく。 【 措置済 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 内部事務の基本的な部分でのミスを防ぐため、ダブルチェックと、所属長など上位職員によるチェックを行い、内部事務管理の徹底を行った。
② 総合治水対策について【有効性の視点】 ア 市長部局と上下水道局が連携して治水対策に取り組むため、総合治水対策検討委員会を設置しており、令和4年度は幹事会を2回開催している。近年の異常気象による降雨対策を効果的に進めるためにも、全庁的な連携の強化を図るなど、委員会を中心とした総合治水対策に引き続き取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 今後も、都市整備部と上下水道局、危機管理統括部など全庁的に連携し、総合的な治水対策に引き続き取り組んでいく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和6年度は、危機管理統括部が中心となり、都市整備部、上下水道局が連携して「家庭でできる雨水対策」と題したチラシを作成し、7月に組回覧により市民への周知を行った。今後も引き続き、都市整備部と上下水道局、危機管理統括部など全庁的に連携し、総合的な治水対策に取り組んでいく。

イ 河川排水課は、都市整備部のみならず上下水道局や民間企業、市民も含めた幅広い対応が必要な総合治水対策の中心を担う課であることから、その実効性を高めるためにもリーダーシップを発揮して総合治水対策に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 総合治水対策の中心的な担当課として、概念の周知徹底に努めると共に、総合治水対策チェックリストを用いるなど、浸透施設や貯留施設の整備・促進を継続して行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 令和 6 年度は、総合治水対策の中心的な担当課として、関係部局の職員に対し研修会を行い、改めて総合治水対策の取り組みの周知を図った。今後も引き続き、総合治水対策チェックリストを用いるなど、浸透施設や貯留施設の整備・促進を行っていく。
③ 公益財団法人リバーフロント研究所への出捐金について【有効性の視点】 公益財団法人リバーフロント研究所へ出捐金を支出しているが、現状では水辺の空間づくりなどに関する情報提供を受ける程度の活用にとどまっている。出捐金を支出している以上、研究所の積極的な活用を図るとともに、活用が難しい場合は出捐金のあり方についても検討を行うこと。	【 検討中 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 公益財団法人リバーフロント研究所へ出捐金を支出しているが、研究所の積極的な利活用について、検討を行っていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 近年の地球温暖化に伴う異常気象に対応するため、流域治水におけるグリーンインフラを活用した防災・減災対策の推進が求められており、研究所の活動成果など、その活用について検討を行っていく。
④ 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託について【有効性の視点】 河川排水課においても、市内を3ブロックに分けて業務委託を行う地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託を実施している。これによってスピード感のある事業実施が期待でき、市民サービスに繋がるとともに、職員の時間外勤務の削減にとっても有効である一方、業者の新たな参入意欲を削ぐといったデメリットも考えられることから、当該委託についての課題についても整理し、関係部局とも調整の上、今後の効果的な業務委託に繋げること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託については、迅速な現場対応や、職員の時間外勤務の削減など多くの有効性があることから導入された。一方で、施工業者の受注機会の減少といった課題があることも理解しているが、インフラメンテナンスの迅速化が市民の安全安心に直結することから、課題の整理も含め、今後も効果的な業務委託に努めていく。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 地域維持型道路・河川等維持修繕業務委託については、迅速な現場対応や、職員の時間外勤務の削減など、多くの有効性があることから導入している。一方で、施工業者の受注機会の減少といった課題があることも理解しているが、インフラメンテナンスの迅速化が市民の安全安心に直結することから、課題の整理も含め、今後も効果的な業務委託に努めていく。

⑤ 市内の工事業者の育成について【有効性の視点】 土木工事に関わる市内業者の育成も重要であり、担い手不足の解消を図る必要がある。そのためにも、建設業界における働き方改革に対応した工事内容となるよう検討を進めるとともに、それに伴い必要となる経費の増加についても、しっかりと議会や市民に説明できるよう取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 土木工事に関わる建設業界では、技能労働者の高齢化が進行し、将来の担い手不足が懸念されている。そこで、令和5年度から、建設業界における働き方改革として、発注者側から積極的に休暇を取得するよう、試験的に週休2日制が導入された。令和6年度から、本格導入されたことから、建設業界における働き方改革や、市内工事業者の育成に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 土木工事に関わる建設業界では、技能労働者の高齢化が進行し、将来の担い手不足が懸念されている。そこで、建設業界における働き方改革として、発注者側から積極的に休暇を取得するよう、週休2日制の本格的な導入を令和6年度から実施している。今後も引き続き、建設業界における働き方改革や、市内工事業者の育成に努めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 道路管理課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月７日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ア 職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 職員配置や各担当者の業務分担表の再確認を行った。加えて、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇及び育児休業の取得に向け、職員に周知を行い、仕事と生活を調和する職場環境づくりを行った。なお、時間外勤務については、業務効率化等により削減に努める。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 職員配置や各担当者の業務分担表の再確認を行った。加えて、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、年次有給休暇及び育児休業の取得に向け、職員に周知を行い、仕事と生活を調和する職場環境づくりを行った。なお、時間外勤務については、道路台帳システム等の構築について検討を行うなどの業務効率化等により削減に努める。
イ 管理係は、様々な事情もあり、職員の時間外勤務に偏りが見受けられる。課内で知恵を絞り、職員が体調を崩す要因とならないよう、時間外勤務の平準化に注力すること。	【 検討中 】 令和 ６年 ４月３０日 業務の効率化及び時間外勤務を平準化するため、道路台帳システムや電子申請システムの構築による業務のＤＸ化を検討している。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 業務の効率化及び時間外勤務を平準化するため、道路台帳システムや電子申請システムの構築による業務のＤＸ化について、実施に向け、庁内で調整を行っている。
（３）職員配置のリスク 在職年数、当課勤続年数が短い職員が多い中、職員自身が行っている業務の必要性を自らが認識できるよう、コミュニケーションがしっかり取れる体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 短時間の面談を実施するなど、コミュニケーションを多く取れるように努める。
	【 措置済 】 令和 ６年１０月３１日 短時間の面談を実施し、コミュニケーションを多く取った。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5年 8月 8日 課内の職員に対し、事務執行の意識を定着させるとともに、ミス等によるリスクを認識させ、確認すべき事項を確認するなど、内部チェック体制を構築し、内部事務管理の徹底を図った。
② 事務分掌について【合规性の視点】 交通安全係の事務分掌として、「（３）自動車、自転車等の放置防止及び措置に関すること。」が四日市市役所処務規程において規定されているが、実際には、自動車の放置防止及び措置に関する業務は、管理係と交通安全係が連携して対応している。総務課とも調整し、事務分掌が実際の所掌業務と齟齬のないようにすること。	【措置済】 令和 6年 3月 29日 交通安全係は「自転車等の放置防止及び措置に関すること」、管理係は「自動車の放置防止及び措置に関すること」に改めた。
③ 交通安全の啓発について【有効性の視点】 ア 交通安全係では、四日市市交通安全協議会への委託により、数多くの交通安全教室の開催や啓発事業を行っている。コロナ禍からも脱しつつあり、今後も、事故撲滅のため、より効果のある啓発を行っていくこと。	【措置済】 令和 6年 3月 18日 幼保、小・中学校、高校や高齢者に対する交通安全教室の開催、街頭やショッピングセンターほかにおける交通安全啓発活動を行った。
イ 統計上、交通事故による死亡者は高齢者が多いことから、高齢者への効果的な啓発方法について、十分に検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月 6日 高齢者が多く集まる朝市などにおいて、直接反射材シール等を靴に貼付するなど啓発活動を行った。
ウ 交通事故撲滅のため、例えば自転車でのヘルメットの装着率を指標とするなど、時代に即した交通安全対策の企画や政策を打ち出していくこと。	【措置済】 令和 6年 3月 18日 通学時以外の学生によるヘルメットの装着率を上げるため、小、中学校のほか高校においても正しいヘルメットのかぶり方を実演しながら交通安全教室を行った。
④ 職員のメンタルケアについて【有効性の視点】 道路事故における示談交渉については、交渉が長期化し、職員のメンタルの疲弊が激しい状況がある。弁護士の活用や効果的また有効的なガイドラインの策定、さらには専門的な職員の配置にかかる総務部との協議等、根本的な負担軽減策を検討すること。	【検討中】 令和 6年 4月 30日 弁護士の活用や専門的な知識を有する職員の配置について、引き続き、検討を行う。
	【継続努力】 令和 6年 10月 31日 弁護士の活用や専門的な知識を有する職員の配置について、実施に向け、庁内で調整を行っている。

⑤ 借地について【有効性の視点】 借地している道路用地について、借地料を払い続けていくことの妥当性を常に意識し、買い取りに向けた取り組みを継続していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 買い取りに向け、継続的に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 買い取りに向け、粘り強く、継続的に取り組んでいく。
⑥ 指定管理業務における牽制について【有効性の視点】 指定管理に係る協定について、複数年にわたる契約であり、仕様書に記載された業務が確実に実施されているかどうかを普段から現場確認を行うなどして、指定管理者への牽制を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 3月29日 駐輪場及び駐車場の業務が仕様書どおり確実に実施されていることを確認し、指定管理者への牽制を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 都市整備部 用地課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年８月１８日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク ① 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ４月３０日 業務の偏りを解消するため、業務分担及び班体制の見直し等に取り組んだものの、育児休業等の長期休暇を取得した職員が在席していたことから、令和５年度においても、年間３６０時間を超える職員が３名発生した。 また、行政改革プランに掲げる業務改善として、境界査定システムをタブレット端末で利用するためのアプリ開発を令和５年度に完了し、令和６年度下半期からの運用開始に向けた準備を行っている。引き続き閲覧システムの改修等を進め、業務効率化による時間外の削減に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ６年１０月３１日 業務の偏りを解消するため、業務分担及び班体制の見直し等に取り組んだが、育児休業等の長期休暇を取得している職員が多い（令和６年１０月３１日現在で６名）ことから、年間３６０時間を超える職員が発生する見込みである。 一方で、業務改善として行政改革プランに掲げる境界査定システムの改善については、令和５年度にアプリ開発を、また令和６年度にサーバ構築を行ったことから、令和６年１０月からタブレット端末での閲覧が可能となり、職員の負担軽減が図られた。 今後も職員の時間外勤務軽減に向け、業務分担の見直しや業務改善などに取り組んでいく。

② 一部の職員の時間外勤務時間数が多いが、係内はもちろん、所属長のリーダーシップを発揮して、係を越えた柔軟な協力体制を構築すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 職員の時間外勤務を分析し、時間外勤務の多い職員と係長が担当業務の課題点をともに整理し、課題の解消に努めたものの、育児休業等の長期休暇を取得した職員が在席していたことから、令和5年度においても時間外勤務の多い職員が発生する結果となった。 引き続き時間外勤務の偏りを解消できるよう、適宜時間外勤務の状況をみながら、課題の整理に取り組むとともに、状況に応じて係間での協力体制についても検討する。 【 継続努力 】 令和 6 年 1 0 月 3 1 日 職員の時間外勤務を分析し、時間外勤務の多い職員と係長が担当業務の課題点をともに整理するなど、課題の解消に努めたものの、育児休業等の長期休暇を取得する職員が複数発生したことから、令和6年度においても職員間で時間外勤務に偏りが出る結果となった。 引き続き時間外勤務の偏りを解消できるよう、適宜時間外勤務の状況をみながら、課題の整理に取り組むとともに、状況に応じて係間での協力体制についても検討する。
(3) 金券管理におけるリスク 保管庫の鍵を保管しているキーボックスのダイヤル番号について、一定期間で変更するなど、危機管理意識を持って万が一のことを考えた対策をとること。	【 措置済 】 令和 5 年 9 月 1 日 毎月ダイヤル番号を変更し、より適切な金券管理に努めている。
(4) 地籍調査の体制におけるリスク ① 地籍調査にかかる業務負担が今後さらに増加することが見込まれる中で、さまざまな事業を遅滞なく進めるためには用地交渉にも十分な人員が必要である。交渉が難航するケースなど所属としての問題点を把握しながら、引き続き、必要な職員配置の要求を行うとともに、ノー残業デーの確保や時間外勤務時間数の削減への取組みに努めること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地籍調査業務をはじめとする、係内の業務分担の見直し等を行い、両係の課題整理に取り組んだ。加えて、地籍調査の進捗に伴う職員の負担軽減を図るため課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直計画書を提出していく。 今後も職員が働きやすい職場環境の実現に向け、適切な体制づくりに引き続き取り組んでいく。 【 措置済 】 令和 6 年 5 月 7 日 地籍調査業務をはじめとする、係内の業務分担の見直し等を行い、両係の課題整理に取り組んだ。加えて、地籍調査の進捗に伴う職員の負担軽減を図るため課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直計画書を提出した。 今後も職員が働きやすい職場環境の実現に向け、適切な体制づくりに引き続き取り組んでいく。
② 係長級職員が少ないとの問題について、比較的人数規模が大きい境界係を分割することで、結果的に係長級職員が増えるのではないか。これにより、係長の負担軽減だけでなく、地籍調査の業務を進めることにもつながると思われる。係の分割の是非について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 4 月 3 0 日 地籍調査事業の進捗及び組織マネジメントの向上のため、地籍調査事業を専任する課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直計画書を提出していく。 【 措置済 】 令和 6 年 5 月 7 日 地籍調査事業の進捗及び組織マネジメントの向上のため、地籍調査事業を専任する課内室を新設することとし、令和7年度に向けた組織・機構見直計画書を提出した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【措置済】 令和 5 年 8 月 22 日 支出事務における決裁権者の誤りについては、令和5年度以降是正するとともに、職員に「事務共通専決一覧」を配布し適正な事務執行に対する意識づけを図った。また、決裁時の上位職によるダブルチェックを徹底し牽制体制を強化した。 運行日誌の記載不備については、所属長から職員全員に対して記載漏れ等のないよう注意喚起するとともに、所属長による確認を徹底した。
② 地権者対応による休日出勤について【効率性の視点・住民福祉向上の視点】 令和5年5月より、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが5類感染症となったことにより、これまでより事業が進んだり、境界立会い件数が次第にコロナ禍より前の水準に戻ってきたりすることが予想される。交渉、立会いについて、地権者の都合上、休日になる場合もあり、そのケースも今後増加する可能性があるが、地権者への配慮とともに、休日出勤をした場合は適切に振休や代休を取得する等、職員の働き方にも目を配ること。	【措置済】 令和 6 年 3 月 31 日 週休日である土曜又は日曜に職員が出勤した場合、人事課長通知「週休日の振替及び出張の取り扱いについて」（令和元年7月4日付け人事第42号）に基づき、振替を徹底した。令和5年度において、週休日に用地課業務で4時間以上勤務したのは9回あったが、全て振替を行った。今後も交渉や立会いの日程調整においては、地権者等の意向も尊重しつつ、職員のワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、適切なマネジメントに努めていく。
③ 他部局で行う用地取得の連携について【有効性の視点】 道路、河川等の用地取得については部所管の工事に限られており、他部局が行う用地取得については、相談などの協議は行っているものの、用地取得は担当部局で行われている。用地取得には、専門的な知識や経験が必要である。一方、各部局においては、施設の更新や管理地の境界確認により、用地取得が必要なケースが発生することもあるが、頻度は少なく知識や経験の蓄積や継承は難しいことが想定できる。そのため、用地課が培ってきた専門的な知識や経験を活かし、他部局への協力も可能な範囲で行っているとのことであるが、引き続き支援を行うこと。	【措置済】 令和 6 年 3 月 31 日 用地課内においても経験年数が3年未満の職員が約半数を占めることから、知識や経験の蓄積、その継承が課題となっている。また、用地課は部所管の工事に伴う用地取得を行うための人員配置であるが、他部局からの相談等には可能な限り応じており、今後も適宜支援に務めていく。
④ 技術職員配置の要求について【有効性の視点】 所属内の技術職員数が減少している。業務内容から技術職員の増員が必要であるなら、数的根拠も示して人員配置を要求していくこと。	【継続努力】 令和 6 年 4 月 30 日 課内室の新設について技師の配置を検討したが、主事に対応できることから、主事を増員する職員配置計画を提出していく。
	【措置済】 令和 6 年 5 月 7 日 課内室の新設について技師の配置を検討したが、主事に対応できることから、主事を増員する職員配置計画を提出した。

⑤ 単独随意契約の締結について【経済性の視点・公平性の視点】 用地の登記測量や、建物等の補償額再算定再調査の業務委託において、以前に当該地で行った測量や調査の成果を活用するためとの理由で、単独随意契約を締結しているが、価格交渉や比較も行いながら、確かにその方法での契約の方が安価であるのかどうかを確認し、安易に単独随意契約を締結することのないようにすること。	【措置済】 令和 6年 3月31日 当該業務委託においては、過去の成果を活用することで価格以外にも即時性の面で優位であることを確認しており、事業に遅延を生じさせないためにも単独随意契約にて締結することが多いが、今後も引き続き契約の妥当性については確認していく。
⑥ 地籍調査の進め方について【効率性の視点・有効性の視点・住民福祉向上の視点】 所有者不明の土地が多く存在するという問題もあり、地籍調査はたいへん時間を要する事業であるが、所有者を明確にしていこうという全国的な流れからしても、確実に進めていく必要はある。現在行っている、災害リスクの高いところから優先的に進めていく方法は有効であると考えてるので、引き続き優先順位を見極めながら取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 地籍調査によって境界や面積等が明確となり、災害等復旧の迅速化や社会資本整備の円滑化等が見込まれる。 したがって、津波浸水想定ライン内の人口集中地区（DID）を優先的に実施するとともに、社会資本整備事業の促進が図られる地区を選定していく。
⑦ アルコールチェックについて【有効性の視点】 公用車運転時のアルコールチェックについて、用地課所有の車両を他所属の職員が使用する際も含め、単に確認印を押すにとどまることのないよう配慮すること。	【措置済】 令和 5年12月 1日 令和5年12月1日から検知器を使用したアルコールチェックが義務化されたことに伴い、運転前後の検査を所属長立会いのもと行うとともに、検査数値や確認時間等を所属長が自書することで、確認の形骸化を防ぎ、飲酒運転防止に努めている。
⑧ 業務における官民の連携について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 地籍調査事業など、行政の仕事を推進するうえで、官民の連携は不可欠である。業務推進にあたって良好なパートナーとして官民一緒に高め合える方向性を目指すこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 国土審議会（国土交通省所管）からも、調査の実務を担う民間事業者の技術の更なる向上を図る観点から、地籍調査に関する民間資格の積極的な活用を検討すべきと報告されており、令和5年度において業務委託仕様書の資格者要件を精査するとともに民間事業者に対して資格者を確保していくように働きかけを行った。
⑨ 大規模災害発生時の所属の役割について【有効性の視点・住民福祉向上の視点】 危機管理課を兼務する職員が1名配置されていることもふまえ、大規模災害発生時に用地課として担うべき業務はどのようなものか、それを円滑にかつ迅速に行うために何をすべきかを所属として検討、共有しておくこと。	【措置済】 令和 5年11月28日 「都市整備部災害・危機管理マニュアル」等を活用した職場内研修を実施し、用地課の役割や具体的な活動について職員一人ひとりが再確認を行った。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 都市整備部 市営住宅課
- 3 監査実施期間 令和５年８月３日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
例規の適正な整備について【合规性の視点】 市営住宅課の取扱業務を定めている、総務課所管の「四日市市役所処務規程」において、住宅係の業務である、「住宅新築資金等貸付金の償還に関すること」が管理係に記載されていた。総務課と調整のうえ、適切な形に改正すること。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 総務課と調整のうえ、「四日市市役所処務規程」を適切な形に改正した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、若年層の職員も多いため、職員間のコミュニケーションの中で今までとは異なった新しい考えやＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 係内ミーティングの実施や係間での業務割り振りの見直し等の取り組みを実施した結果、令和５年度は時間外勤務が年間３６０時間を超える職員数は１名となり、令和４年度と比較して１名減少し、一人当たり年平均の時間外勤務は１０時間の縮減となった。 所属長は時間外申請の内容から時間外勤務の状況を把握し、各職員へヒアリングによる業務状況の聞き取りにより、特定の職員への負担軽減に努めるとともに、係内での分担、係間の連携を指導し、ワーク・ライフ・バランスの充実に努めている。
（３）適正な契約事務の執行におけるリスク ① 契約内容と工事写真帳が一致するか確認を行うとともに、仕様書のとおり修繕が実施されているか、適宜現場の確認も行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 履行の検査確認を行う際は、契約内容及び修繕内容の確認を行った上で、現場確認及び工事写真帳の確認を行うよう徹底していく。

② 年間700件以上もの契約がある中で、例えば契約を集約するなど、経済性、効率性を上げられる契約のあり方を検討していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 入居者の生活の安定を図るため、緊急に必要な修繕は迅速な対応が求められる。迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がることから、契約及び発注方法の効率化が必要であり、県や近隣他都市の状況などを参考にし、検討していく。
	【 継続努力 】 令和 6年10月31日 施設が老朽化する中で修繕件数は増加しており、迅速な修繕の対応は入居者の生活の安定にも繋がる。経済性、効率性を上げられる契約のあり方については、県や近隣他都市の状況などを参考にし、検討していく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 事務処理についてはダブルチェック等複数人でのチェックを徹底するとともに、職員に会計事務の手引きや各種マニュアルに基づく事務処理の徹底を促し、職員の意識や資質の向上を図った。今後も引き続き、内部事務管理の徹底に努めていく。
② 市営住宅に四日市大学生が入居する取り組みについて【住民福祉の向上の視点】 令和2年度から高齢化対策及び地区パトロール等のために、四日市大学生が市営住宅に入居する取り組みを開始している。活動内容の振り返りや今後の検討課題について、高齢者の安心な暮らしを支える活動（あさけが丘市営住宅）運営会議で議論を行いながら取り組みを継続し、高齢化社会でも安心して暮らせるように多世代交流や混住を進めていくこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月30日 入居学生が自治会活動や見守り活動ができる体制を整え、多世代交流や混住を進めている。 また、四半期ごとに入居学生、大学関係者、自治会、市担当者等関係者が出席する運営委員会を設置し事業の効果、今後の展開等を検証、検討できる体制を整え、高齢者が安心して暮らせるまちづくりとコミュニティの活性化を図った。
③ 市営住宅入居者の高齢化について【住民福祉の向上の視点・効率性の視点】 市営住宅の入居者は高齢者が多いことから、コミュニケーションを大切にし、入居者が住みやすい環境作りにつなげ、併せて入居者の安否確認の効率的、効果的な方法について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 4月30日 高齢者が多い団地に、学生の入居を行い、地域活動に参加する中で活性化を図ったり、入居者の見守りにつながるよう取り組みを進めている。 取り組みを進めていく中で地元、入居住民の意見も取り入れつつ、福祉部局と連携し、入居者の安否確認がスムーズに行えるよう努める。 【 措置済 】 令和 6年 10月31日 高齢者が多い団地に、学生の入居を行い、地域活動に参加する中で活性化を図ったり、入居者の見守りにつながるよう取り組みを進めている。 令和6年度からは高花平市営住宅へ四日市福祉専門学校の学生が入居する取り組みを開始しており、地元や入居住民の意見も取り入れつつ、福祉部局と連携し、入居者の安否確認がスムーズに行えるよう努める。

④ 予算の不用額の発生について【有効性の視点】 予算措置されていた三重団地のエレベーター設置事業について、モデル事業として期待をしていたが、結果的に実施できず、予算に不用額が発生した状況である。経過について慎重に検証し、次につなげるよう努めること。	【措置済】 令和 6年 4月30日 エレベーター設置などの高齢化対策事業に関わらず、計画段階から整備内容を精査のうえ周知を徹底するなど、高齢化する市営住宅居住者や入居希望者への対策を行えるように努める。
⑤ 市営住宅の維持管理等に係る経費について【経済性の視点】 市営住宅に係る経費の削減ができるよう、市営住宅の売却や維持管理の方法等について検討すること。	【継続努力】 令和 6年 4月30日 住宅の売却や維持管理の方法等について、県や近隣他都市の事例を研究し、市営住宅の維持管理等に係る経費の削減ができるよう検討する。
	【継続努力】 令和 6年10月31日 住宅の売却や維持管理の方法等について、県や近隣他都市の事例を研究し、市営住宅跡地の有効利用に努めるとともに、市営住宅の維持管理等に係る経費の削減ができるよう検討する。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 市民生活部 地区市民センター
羽津地区市民センター、常磐地区市民センター、楠地区市民センター、
日永地区市民センター、海蔵地区市民センター、神前地区市民センター
（海蔵地区市民センター、神前地区市民センターは、書面監査）
- 3 監査実施期間 令和５年１０月３０日、１０月３１日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(5) 現金の管理におけるリスク 【共通事項】 収納金を金融機関で入金・振り込みをする際は、事故が起こらないよう複数の職員で持参する等、地区市民センターにおける現金取り扱いに関するルール作成について市民生活課と協議すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 盗難などのリスクを想定し、金融機関への入金は公用車を使用して対応した。現金の取り扱いについては、複数の職員での対応を原則とし、想定されるリスクを回避できる取り組みを市民生活課に報告し、その結果、同日に市民生活課から提示されたルールを再確認した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【法規性の視点】 【共通事項】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6年 3月31日 内部事務処理におけるミスの発生を防ぐために、事務処理誤りに関する事象の発生時には職員間で原因把握と再発防止策の共有を行っており、発生しやすいミスについては、改めて朝礼で周知を行うこととした。また、実際の事務においては、「適正事務の手引き」等で確認し、所属内でミスが発生しやすいポイントを共有しながら上位職を含めた複数の職員での確認を改めて徹底した。 また、所属長は、自身が提出された案件に対して、最終的な可否の判断を行う者であることを再認識し決裁を行う。

② 業務の継承について【合規性の視点・住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 センターの職員は勤続年数の短い職員が多いが、他のセンターからの異動もあり、特に窓口業務については、どのセンターも同じ業務である。しかし、地域の課題や特性など、異なった点も多いことから、より確実な業務継承についての手法を検討すること。	【措置済】 令和 6年 1月30日 事務引継ぎについて、書類にて引継ぎを行い、新たに地区市民センターに配属された場合は、全般を詳細に、他の地区市民センターから異動の場合は、各業務に異動前後で違いがあれば、その部分については、特に詳細に説明するなどして対応した。 日頃から地域の課題や特性については地区市民センター職員全員で把握できるよう文書の回覧や業務の中で情報共有し、これらの取り組みで得た知識や経験等を継承するため引継ファイルを用いるなど、ノウハウを継承する仕組みを確保している。
③ 地区活動団体、民生委員等の担い手について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 ア 多くの地区で、高齢化に加え、同一人が複数の役職を担っているような状況が生じている。地区市民センター職員は様々な会議に参加し地域とコミュニケーションを取りながら、アンテナを立てて情報収集を行い、地域活動をサポートすること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 自治会をはじめ各種地区活動団体の会議に参加し、地域住民と意思の疎通を行いながら信頼関係を構築している。今後も信頼関係が構築できるよう取り組みながら、同時に自治会等と連携し、普段からの情報共有や地域イベントの参加等、地域活動のサポートを引き続き行っていく。 【措置済】 令和 7年 1月31日 現在においても各種地域団体等と連携し、普段からの情報共有や地域イベントの参加等、コミュニケーションを取りながら、情報収集にアンテナを立てて、地域活動のサポートを積極的に行っている。
イ 地域活動団体の担い手の確保が困難になってきている中で、民生委員・児童委員の選出については、円滑に行われた地域もあるが、地域や活動の特性にも対応した、担い手が参加できるような手法をさらに検討すること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 自治会とともに、自治会活動や地域活動に参加する人材の情報収集・共有を図る。 また、民生委員については、改選時期だけではなく、日頃から、各自治会などにおいて、次期候補者を見つけるなどの活動呼び掛ける。市内の地区における事例等を参考に、地域活動団体と意見交換を行いながら人材の確保を図っていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 自治会をはじめとする地域活動団体と連携して自治会活動や地域活動に参加する人材の情報収集・共有を行い担い手の確保を進めるとともに、他の地区における事例等を参考に、地域活動団体と意見交換を行っていく。
④ 地区活動の再開について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【共通事項】 コロナ禍から抜け出し、地域の様々な行事が再開されつつあるが、経験者が少なくなり、行事開始が難しくなっている状況がある。市民センター職員は、円滑に行事が再開されるようサポートをすること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 地区内の諸団体が実施する会議や行事等には、必要に応じて職員が分担して参加し、その活動のサポートを行った。その結果、住民の協力を得ながら、円滑に地域の行事が再開されるようになった。

⑤ タブレット端末の使用方法について【有効性の視点】 【共通事項】 各地区市民センターには2台のタブレットが配備されているが、常に金庫にしまっておくのではなく、窓口で必要となった際にすぐ使用できるようにし、タブレットの有効活用についても検討すること。	【措置済】 令和 5年11月13日 2台のタブレット端末のうち、1台を窓口用として備付け、特に外国語翻訳アプリの活用により市民の来庁意図を汲み取ることができるほか、市政等の情報を調べて回答することで、窓口対応の円滑化につながった。また聴覚障害者への手話対応についても導入されているため、すぐに使用できるよう窓口に置くようにした。 別の1台についてもオンライン会議や地域との打ち合わせ会議等で使用しているほか、苦情要望の際に現地の写真を取り、担当課に送信するなど活用した。 今後もDX推進の動向を把握しながら活用拡大を図っていく。
⑥ 他地区で行っている事業の活用について【有効性の視点】 【共通事項】 地区市民センター職員の中には、複数の地区市民センター勤務を経験する職員も多く在籍する。他地区での経験を現在の勤務先でも活かせるようセンター全体で取り組むこと。	【措置済】 令和 5年 11月13日 社会教育事業等を行う際、他地区で行っていた経験を活かし、地域のニーズに応じたイベントの企画を図った。 また、「地区のおしらせ」を地区市民センター間で情報共有し、他地域での地域活動の人脈等を相互に取り入れ、効果的な事業の実施に取り組んだ。
⑦ マイナンバーカードの普及体制について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【共通事項】 マイナンバーカードの普及促進に当たっては、地域の顔ともいえる地区市民センター職員から住民に説明してもらうことが住民の制度理解につながっていると考えられるので、今後も地域の担い手として住民へのサポートを行っていくこと。	【措置済】 令和 5年 11月13日 地区市民センターではマイナンバーカードの申請から写真撮影をはじめ、その後の受取り方法や活用方法についての説明まで幅広く行った。 保険証としての利用等、住民ニーズに応じた活用の案内を、丁寧に行っていくことにより今後の一層の普及促進に繋げた。
⑧ 館内掲示物の掲示方法について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 館内には非常に多くの掲示物が掲示されているため、掲示効果が薄れていると思われる。デジタルサイネージの導入も含め、掲示方法や整理方法を検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 掲示物については、掲示期限の確認、掲示物のはがれの補修、不要な掲示物の撤去等を逐次行い、掲示物が過剰とならないよう努めた。今後もより良い掲示方法について市民生活課と連携して検討を続けていく。
⑨ 地区市民センター図書館の活用方法について【住民福祉の向上の視点】 【共通事項】 地区市民センターにはWi-Fiも整備されていることから、一人一台タブレットを所持する子どもの学習環境を整備するなど、図書館機能を使用しながら、学校・教育委員会・PTA等と連携し、子どもの居場所づくりにも地区市民センターを活用できるよう検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月20日 夏休み期間中、地区市民センターのWi-Fi環境を活用した学習教室が学校主催で行われた。 開館時間中の図書室は常時開放されており、利用者が自由に利用することができ、今後の図書館機能の有効な活用につながった。
⑩ 窓口業務及び会計年度任用職員の労務管理について【法規性の視点】 【共通事項】 混雑時を含め、勤務時間終了後の窓口業務等については、上位職が積極的にサポートするなどして、円滑な窓口運用に努め、会計年度任用職員の労務管理に留意すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 混雑時や勤務時間終了後の窓口業務等については、上位職がサポートした。また、会計年度任用職員について年休等の取得を促す等して、業務に過度な負担がかからないように留意した。

⑪ 委託事業について【効率性の視点】 【羽津地区市民センター】【楠地区市民センター】【日永地区市民センター】 ア 委託事業については、毎年同じ事業を実施するだけではなく、内容をステップアップさせるなどの検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 生涯学習事業の委託については、事前に方針を示し、専門的知見を反映して実施をしている。実施に当たっては地域組織とも協力しながら行っており、できる限り職員が事業の見学にも行き、事業を体験して参加者の意見を参考としている。 また、人材発掘に努め、地域の実情に応じた事業に取り組むようにしつつ、講座内容の向上等の可否について、講座実施団体に確認し、可能であれば依頼していく。 【 措置済 】 令和 6年10月 4日 生涯学習事業の委託について、地域団体等に対して協力の呼び掛け及び他の地区市民センターの委託事業を参考にする等、新規事業の開拓に努めた結果、新たな事業及び新たな人材と委託契約を結ぶことができた。
【羽津地区市民センター】 イ 複数の団体が子育てに関する事業を行っている。それぞれ実施内容や対象者が異なるのかもしれないが、それぞれの団体が合同で事業を実施することで、経費の削減や事業のマンネリ化を防ぐことに期待ができる。合同での実施の可能性について検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 講座実施団体とともに、合同での実施の可能性について検討している。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 引き続き講座実施団体とともに、合同での実施の可能性について検討していく。
⑫ 金庫の鍵の取り扱いについて【有効性の視点】 【羽津地区市民センター】 金庫の鍵を保管する鍵付きキャビネットの鍵がつけたままになっている。金庫の鍵は館長が保管するなど、適正に管理すること。	【 措置済 】 令和 5年10月31日 金庫の鍵は館長が保管し、未使用時の管理を適正に行った。
⑬ 施設内の整理について【有効性の視点】 【羽津地区市民センター】 ア 倉庫内にはたくさん物品があるため、決められた置き場へ物品が置いてあるようにし、特に防災関係のものはいつ必要になるかわからないため整理をすること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 倉庫に保管物一覧図を掲示し、決められた置き場に物品を置くようにした。
イ 倉庫内で融雪剤が溶けて水浸しになっていたため、適正に管理を行い他の備品等に影響がないようにすること。	【 措置済 】 令和 5年11月30日 道路維持課に依頼し、袋が破損していた融雪剤を撤去し清掃を行った。
ウ プライバシー保護等の観点から、小会議室を応接室として利用しているが、利用しやすいよう整理すること。	【 措置済 】 令和 6年 3月31日 広報配布直前は、小会議室に広報等各戸配布の書類を自治会別に分配し配置しているが、配置位置等を見直し、来客時の使用に支障をきたさないようにした。

⑭ 地場産品の展示について【住民福祉の向上の視点】 【羽津地区市民センター】 羽津地区市民センターに備品として地場産品があるが、市民が見やすいように展示方法について検討を行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月31日 地域で生産された萬古陶磁器を、盗難防止のため事務室内で保存しているが、来館者の目に触れるように事務室外にその作家名とともに写真を多く掲示し、希望者には実物を観覧できるようにした。
⑮ 地区まちづくり構想の推進について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【常磐地区市民センター】 策定された「常磐地区まちづくり構想」の推進体制について、必要な支援を行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月31日 令和元年に策定した「常磐地区まちづくり構想」については、まちづくり推進委員と担当課及び館長による会議の中で協議し、随時見直しを行った。また、まちづくり構想の中の「絆で育む常磐の福祉」を実現すべく、みえ川村老健の協力を得ながら認知症カフェの開催や小学校区ごとに子ども食堂を開催した。
⑯ 災害発生時への備えについて【住民福祉の向上の視点】 【常磐地区市民センター】 2階大会議室の棚の家具転倒防止用器具が緩んで外れかけていた。すみやかに対応すること。	【措置済】 令和 5年11月 6日 市民生活課施設修繕担当職員により修繕を行った。
⑰ 施設の有効活用について【住民福祉の向上の視点】 【楠地区市民センター】 楠地区市民センターは施設が広く、多くの部屋があり、地域団体が多くの部屋を使用している。楠地区内には公共施設も多く、複合化や合理化等の検討も進められているが、楠地区市民センターの幅広い利用促進も含め、検討すること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 楠地区市民センターは、サークル活動や地域団体会議のほか、学校関係等の研修等幅広い利用をしてもらっている。また、今年度から市全体の地域活動で使用する用品の保管や、1階のロビーでの学習コーナーなど、避難所機能を損なわないようにしながら利用を行っているところである。今後も施設の有効利用について検討を続けていきたい。 【措置済】 令和 7年 1月31日 公共施設の利用に関しては、楠地区市民センターの利用も含め、市の行財政改革課を始めとする関係各課や地域の代表者で構成する楠地区行財政改革公共施設検討委員会において議論されており、楠地区市民センターも積極的に効果的な利用につながるよう関わっている。 議論の中で、楠地区市民センターの幅広い利用に係る周知方法について議題に挙がるなど、楠地区市民センターの幅広い利用促進について検討を行っている。
⑱ 看板表示について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 【日永地区市民センター】 北側敷地の出入口に当地区市民センターが避難場所であることを表示する看板が設置してあるが、植栽で表示がかなり隠れており、また、表示自体が色あせている。剪定や看板の塗り直しを行い、誰もが目に付くような表示にすること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 センター事業として、令和6年度末まで樹木剪定や看板の塗り直しを行い、誰もが目に付くような看板表示となるよう努めていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 植栽については、令和6年度末までに剪定及び切枝が完了する。 看板の塗り直しについても、誰もが目に付くような看板表示となるよう努めていく。

⑬ 放置自転車について【有効性の視点】 【日永地区市民センター】 自転車置場に放置されている自転車については 四日市市自転車等放置防止条例に基づき、適正に 処分すること。	【措置済】 令和 5年12月 1日 自転車の持ち主の引き取りにより解決した。
--	--

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 こども未来部 保育園・幼稚園・こども園
ときわ保育園、海蔵保育園、羽津保育園、日永中央保育園
（羽津保育園、日永中央保育園は書面監査）
常磐中央幼稚園、羽津幼稚園、海蔵幼稚園、泊山幼稚園
（海蔵幼稚園、泊山幼稚園は書面監査）
楠こども園、神前こども園
（楠こども園、神前こども園は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和５年１０月１７日、１０月２３日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 出先機関のリスク 【全保育園・幼稚園・こども園】 消耗品等の購入における支出事務において、支払遅延が生じることのないよう、事務担当者は、会計管理課が実施する研修に参加し、基本的な知識の習得に努めること。また、起案時に会計管理課が作成する「会計事務の手引き」等を再確認し、適正な支出事務について徹底すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務について、確実かつ速やかに確認・対応を行っている。 今後も、支払い遅延等のミスが発生しやすい業務形態であることを職員全員が十分に認識し、会計管理課の研修の受講や「会計事務の手引き」の確認を行い、細心の注意をして適切な事務執行に努めている。
	【 措置済 】 令和 7年 1月31日 園と保育幼稚園課でやりとりが発生する事務について、確実かつ速やかに対応を行う様、改めて確認を行った。 また、支払い遅延等のミスが発生しやすい業務形態であることを職員全員が十分に認識し、必要に応じてマニュアルの整備、掲示板の更新を行い、細心の注意をして適切な事務執行を行った。

(3) 職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【ときわ保育園・楠こども園・神前こども園】 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 保育業務支援システム等の新しいシステムを利用し、業務を効率化することで、引き続き時間外勤務の削減に取り組んでいるが、360時間を超過する見込みの職員が数人発生している状況である。保育の現場状況により引き続き時間外勤務が発生する場合もあるが、できるかぎり業務分担を行うことで、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 360時間を超過する見込みの職員が数人発生している状況であるが、新システム等を利用し、業務を効率化することで、時間外勤務の削減に取り組んでいる。今後も引き続き、業務分担の変更や業務の見直しを行い、全園において職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。
(4) 施設の補修が速やかに行われないリスク 【常磐中央幼稚園】 ア 園の西側フェンスは高さ1.2mほどと低く、容易に人が乗り越えられる高さである。防犯上のリスクがあるため、こども園化に併せて整備すること。	【 措置済 】 令和 6年 3月13日 園の西側のフェンスについて、高さ1.5mのフェンスに更新した。
【海蔵保育園】 イ 園児の安全の観点から、施設全体について、日頃から注意深くチェックを行い、少しでも気になるところがあれば速やかに対応すること。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 園職員や包括管理センターの職員が施設全体を定期的にチェックしており、問題があれば速やかに対応しており、今後も同対応を継続していく。
(6) 複雑な雇用形態の中での情報共有阻害のリスク 【全保育園・こども園】 引継ぎは漏れがないように行うこと。また、重大事項は保育日誌等、書類として記録を残すこと。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 雇用形態は多岐にわたっていても、朝礼や書類等で適切に引継ぎを行うことができていると考えているが、引き続き、漏れのない引継ぎに留意し、適切な園運営に努めていく。また、重要案件についても、引き続き、記録として保存に努める。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また園長が決裁を行う際には、決裁権者としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6 年 5 月 1 7 日 頻度の高いミスについては、同様のミスを発生させないように、保育幼稚園課において園専用掲示板及びメールで、所属職員へ共有するとともに、必要に応じてマニュアルを作成した。マニュアルや過去事例を参考に、複数職員で書類をダブルチェックし、園長において最終確認をすることで、ミスの防止・適正な事務執行を徹底している。
イ 事務担当者は、会計管理課が実施する研修に参加し、基本的な知識を習得すること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 9 日 事務担当者は会計管理課の研修への参加や会計管理課作成の資料を確認し、基本的な知識の習得を行った。
ウ 園児が使用する教材的な内容の消耗品の購入が多く、起案も多くなるとのことである。効率化を図って起案数を削減し、支払遅延を起こさないようにすること。	【措置済】 令和 6 年 7 月 3 1 日 計画的な発注を行うことで、発注件数・支払い事務の抑制に努め、起案数を削減することで、支払遅延をできる限り発生させないように日々努めており、今後も引き続き徹底していく。
② 職員の研修について【効率性の視点・有効性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 ア コロナ禍でオンライン研修が始まり、現在は対面の研修と併用している。時間的な面においても効率のよいオンライン研修をさらに受講すること。	【措置済】 令和 6 年 7 月 3 1 日 園に配布したタブレット端末等を用いて、積極的にオンライン研修の受講を行っている。今後も、移動負荷の軽減のため、オンライン対応が可能なものについては、積極的にオンラインで研修を受講するようにする。
イ 令和5年度から開始された幼児教育センターのさらなる活用や、研修についての課題や意見があれば、保育幼稚園課に要望すること。	【措置済】 令和 6 年 7 月 3 1 日 幼児教育センターが開設されたことにより、正職員だけでなく、会計年度任用職員も積極的に研修に参加することができている。併せて、研修のオンライン配信やアーカイブ配信が可能となり、より多くの職員が研修を受講できている。 研修後には、必ずアンケートを実施し、改善事項や要望事項を把握し、保育幼稚園課に要望することで、次の研修に活かすことができおり、今後も引き続き同対応を継続していく。
③ エアコンの設置について【効率性の視点・住民福祉の向上の視点】 【保育園・幼稚園・こども園共通事項】 エアコンが設置されていない部屋もあるが、こども園化に伴い、全園の全室エアコン設置を検討すること。	【措置済】 令和 6 年 6 月 2 8 日 保育で使用する部屋は、既に全室にエアコンが設置されている。令和7年度にこども園化する幼稚園についても、それに伴い新たに使用する部屋にエアコンを増設した。

④ 四日市市立保育所処務規程及び四日市市教育委員会教育長所管事務専決規程について【合規性の視点】 【保育園・幼稚園・こども園・保育幼稚園課】 ア 保育園・幼稚園における「1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注、施設及び備品の修繕に係る発注に関する事」は、園長専決と規定されているが、実際は全て園長の承認のうえで、保育幼稚園課長が決裁している。保育所処務規程には「園長は専決することができる。」とあるものの、専決規程との整合性や事務の合理化の観点から、保育幼稚園課が中心となり専決について整理すること。また、専決の整理に当たっては、園で散見される支払遅延の解消といった観点からも検討すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 保育園・幼稚園における「1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注、施設及び備品の修繕に係る発注」について、課長決裁を行っている理由は、会計規則において、出納員が保育幼稚園課長と定められているからである。また、財務会計システムの支払い事務において、「決裁権者」と「出納員」を分けることは、システムの機能上不可能である。よって、園長が事務を承認し、支払いを行うため、出納員である保育幼稚園課長を決裁権者とする現状の運用を継続せざるを得ない。 規則等については、令和6年度中を目途に現状の運用に即した内容への改正を予定している。 【 措置済 】 令和 7 年 1 月 3 1 日 保育園・幼稚園における「1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注、施設及び備品の修繕に係る発注」について、課長決裁を行っている理由は、会計規則において、出納員が保育幼稚園課長と定められているからである。また、財務会計システムの支払い事務において、「決裁権者」と「出納員」を分けることは、システムの機能上不可能である。よって、園長が事務を承認し、支払いのため、出納員である保育幼稚園課長を決裁権者とする現状の運用を継続せざるを得ない。 規則については、令和7年4月1日付けで現状の運用に即した内容へ改正を行うこととした。
イ こども園における「1件10万円未満の物品の購入、印刷の発注、施設及び備品の修繕に係る発注に関する事」について、現在は「四日市市立こども園管理規則」第24条（園長の所掌事務）に基づき、保育園・幼稚園と同様に事務執行されているが、本条は、専決規程として解することができない。こども園についても、専決規程を早急に整備すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 令和7年度から公立幼稚園がこども園化することに伴い、令和6年度中を目途に例規の整備を行うため、そのタイミングでこども園の専決規程について、整備することとする。 【 措置済 】 令和 7 年 1 月 3 1 日 令和7年4月1日付けで施行する「四日市市立こども園管理規則」において、こども園園長の専決規程について、整備することとした。
⑤ 保育・教育施設向けICTサービス「C o D M O N」について【有効性の視点】 【全保育園】 令和5年10月から「C o D M O N」を使用し、保護者に園だより等を配信している。安全対策を含め効果的な利用ができるように保育幼稚園課へ今後取り入れたいことや問題点などを共有すること。	【 措置済 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 担当や指導係、C o D M O Nサポートと共に、効果的な活用に向けて、必要に応じて園長会等で随時情報共有しており、今後も継続して実施していく。

⑥ 職員間のコミュニケーションについて【有効性の視点】 【ときわ保育園】 コロナ禍の影響で中止されていた行事が再開されている。このような状況下で経験豊富な職員と初めて行事に参加する若手職員が共に準備を行うため、仕事の進捗を可視化し、負担を分散している。職員間のコミュニケーションは重要であり、園長や主任はスキルを伝える役割を果たし、リーダーシップを発揮すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 行事等の実施の際には、若手職員と経験豊富な職員が協力して準備等を行っている。職員間のコミュニケーションを重視しながら、経験豊富な職員が主導して業務を進め、園長と主任がフォローを行うことで、円滑な業務運営に努めており、今後も継続していく。
⑦ あそぼう会での保護者への対応について【住民福祉の向上の視点】 【ときわ保育園】 未就園の子どもを対象に園庭・施設開放をし、園児との交流や保育者とのふれあいを目的としたあそぼう会は、毎回約20組が参加している。支援が必要な子どもも参加しており、職員は保護者の相談に応じ、助言をしており、今後も継続して支援を行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月31日 あそぼう会の際には、未就園児の保護者とコミュニケーションを取り、信頼関係を築き、子育ての支援を行っている。今後もあそぼう会において、継続して保護者の支援を行っていく。
⑧ 園環境の整備について【効率性の視点・住民福祉の向上の視点】 【海蔵保育園・常磐中央幼稚園・羽津幼稚園】 ア 職員室において、プリンター、コピー機、ファックスが配置され、多くのスペースを占有している。それぞれの機器には共通の性能も含まれており、スペースの確保も含めて効率化を図るため、保育幼稚園課と協議し、複合機器の活用による統合を検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 印刷機等の買い替えのタイミングにおいて、園の備品使用状況及び園の空きスペースの状況を確認し、保育幼稚園課で必要と判断した場合は、できる範囲で複合機器を導入していくこととする。
【常磐中央幼稚園】 イ 職員室において、機器を繋ぐLANケーブルが室内環境の良化を妨げている。こども園化の計画に伴い、Wi-Fi環境の整備を検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 令和4年度より「四日市市行政改革プラン」に基づき、各園に保育業務支援システムの導入を進めており、システム導入に併せWi-Fi環境の整備を行っている。幼稚園については、認定こども園に移行する令和7年度に導入予定である。
ウ 園庭の樹木が高くなりすぎており、まとめて剪定を行うなど、整備すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 令和6年度中に剪定作業を行うこととした。
【羽津幼稚園】 エ 防犯カメラの設置されていない園庭は目視すればよいとのことであるが、侵入のリスクがあるため、こども園化に伴う施設整備をする際に設置すること。	【措置済】 令和 6年 2月29日 令和5年度中に園庭を監視する防犯カメラを設置した。設置前と比べ、職員室からでも常時園庭を確認することができるようになり、防犯対策を強化することができた。
オ 幼稚園に設置されている遊具において、こども園化に伴い低年齢児の使用の仕方や、管理方法を検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月 3日 こども園化に伴い、3歳児の受入れが始まる園については、幼稚園にある遊具について改めて点検の上、3歳児向けの使用方法と管理方法について検討を行った。

⑨ 現金の取扱いについて【合規性の視点・効率性の視点】 【海蔵保育園・常磐中央幼稚園】 保育園における職員の給食代や、幼稚園における園児の給食代は、園職員が集金し、その日に金融機関で納付または通帳への入金をしている。事故の生じることのないよう、また、職員の負担軽減のためにも、キャッシュレス化の方法について保育幼稚園課と協議すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 保育業務支援システムの導入後、キャッシュレスシステムを導入した自治体の事例などを参考に、今後、キャッシュレス化について、調査・研究を行っていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 公立園すべてに保育業務支援システムの導入が完了した後、市の歳入システムと連携可能なキャッシュレスシステムについて導入を検討することとした。
⑩ 消火器の設置方法について【合規性の視点・有効性の視点】 【海蔵保育園】 園舎内に消火器が段ボールで覆った状態で設置されており、消火器自体の存在が分かりにくい状況にある。園児が誤って使用しないための措置とこのことであるが、園児の安全に関わることであり、管轄の消防署と適切な設置方法について協議すること。	【 措置済 】 令和 6年 1月22日 消火器を覆っていた段ボールについては、消火器の表示が明確にされており、園児の誤使用も防止できる専用の消火器カバーに交換した。
⑪ 特別支援を必要とする園児のサポートについて【住民福祉の向上の視点】 【海蔵保育園】 特別支援を必要とする園児について、あすなろ学園で開発された「CLM（チェック・リスト・イン三重）」と個別の指導計画を活用し、また、保護者ともコミュニケーションをしっかりと取りながら、早期発見と一人一人の園児に応じた適切な支援に努めている。今後も継続してサポートを行っていくこと。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 特別支援を必要とする園児について、「CLM（チェック・リスト・イン三重）」と個別の指導計画を活用し、保護者とも信頼関係を構築しながら、園児一人一人に応じた適切な支援を行っている。今後も継続してサポートを行っていく。
⑫ 災害発生時への備えについて【住民福祉の向上の視点】 【常磐中央幼稚園】 椅子収納庫が適切に固定されておらず、地震発生時に転倒する恐れがある。速やかに対応すること。	【 措置済 】 令和 6年 7月30日 固定用の金具プレートを用い、床に固定されている金属台と棚を連結した。
⑬ 登園の安全確認について【住民福祉の向上の視点】 【常磐中央幼稚園】 連絡なしに登園しなかった場合、園から何度も電話を入れたり、対応に努めており、また、必要に応じて家庭訪問も行っている。園児受け渡し時の相手の確認も含め、引き続き、園児の安全を第一に考え、対応すること。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 園児が未連絡で登園しなかった場合には、必ず保護者に連絡を取るよう徹底しており、園児の受け渡しについても、事前に確認が取れている相手にのみ受け渡しを行う運用を行っている。また、令和7年度から保育業務支援システムの導入を予定しており、引き続き、システムの登降園管理機能も活用しながら、登降園時の園児の安全確保を確実に行っていく。

⑭ 事業所との連携強化について【住民福祉の向上の視点】 【常磐中央幼稚園】 特別支援を必要とする園児が障害児通所支援事業所に通所している場合、園児の受け渡しをはじめ、事業所職員との情報共有等連携強化を図ること。	【措置済】 令和 6 年 7 月 3 1 日 特別支援を必要とし、障害児通所支援事業所に通所している園児が複数名存在している。園児によって、利用している施設や曜日等、利用状況が異なるため、事業所職員や保護者と密に情報共有を図り、連携を強化して、園児の支援を行っており、今後も継続して実施していく。
--	--

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 楠小学校、神前小学校、常磐西小学校、日永小学校、泊山小学校、
 海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校
 （海蔵小学校、羽津小学校、羽津北小学校、常磐小学校は書面監査）
 羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校
 （楠中学校、山手中学校、南中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和5年10月18日、令和5年10月24日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（2）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【楠小学校、常磐西小学校、羽津北小学校、常磐小学校、羽津中学校、三滝中学校、常磐中学校、楠中学校、山手中学校、南中学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 校務支援システムでの出退勤管理により、管理職が勤務時間を把握している。また、管理職が教職員の業務の負担を確認し、面談等をもとに業務の適正化を行ったり、職員会議や打ち合わせの際に教職員のワーク・ライフ・バランスの意義を継続的に説明したりすることにより、超過勤務の削減に努めている。クラウドを活用したアンケートや情報共有を行うなど、ICTの活用による業務改善を進めている。 令和5年度（11月以降）について、過労死等労災認定基準を上回る学校は、監査対象全小学校で0人、中学校は6校中4校が0人となった。基準を上回る職員がいる学校は、毎月校長面談を行い、長時間労働の原因把握と具体的な負担軽減措置を実施して、状況の解消を図った。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 これまでの取り組みについては継続実施している。小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。さらに、令和6年度からは自動採点システムが導入され、特に中学校において、テストの採点業務時間が大きく短縮され、教員の負担軽減につながっている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【神前小学校、日永小学校、泊山小学校、海蔵小学校、羽津小学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、A I 技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 校務支援システムでの出退勤管理により、管理職が勤務時間を把握している。また、管理職が教職員の業務の負担を確認し、面談等をもとに業務の適正化を行ったり、職員会議や打ち合わせの際に教職員のワーク・ライフ・バランスの意義を継続的に説明したりすることにより、超過勤務の削減に努めている。クラウドを活用したアンケートや情報共有を行うなど、I C T の活用による業務改善を進めている。 令和 5 年度（1 1 月以降）について、過労死等労災認定基準を上回る学校は、監査対象全小学校で 0 人、中学校は 6 校中 4 校が 0 人となった。基準を上回る職員がいる学校は、毎月校長面談を行い、長時間労働の原因把握と具体的な負担軽減措置を実施して、状況の解消を図った。 【 継続努力 】 令和 7 年 1 月 3 1 日 これまでの取り組みについては継続実施している。小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。さらに、中学校での自動採点システム導入を受け、小学校においても、職員室内の複合機のネットワーク化を整備し、従来の紙媒体からのデータでの活用促進・業務の効率化が図られるよう取り組みが進められている。
(3) 理科薬品の適正な管理におけるリスク 【小・中学校共通事項】 ① 理科薬品の保管・管理においては、適正な管理記録の作成が重要である。必要事項の記載漏れや記録の遅延を防ぐ方法を検討するなど、適正な理科薬品の管理に努めること。	【 措置済 】 令和 6 年 7 月 4 日 理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、使用簿の作成するとともに、担当者、校長による点検および定期点検以外の校長による抜き取り実査をしている。令和 6 年 7 月 4 日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。
② 長期間に渡り使用していない理科薬品は、教育委員会とも連携のうえ、必要に応じて適切に廃棄を行い、不要な薬品を長期間保管することがないようにすること。	【 措置済 】 令和 6 年 7 月 4 日 理科薬品については、「理科薬品類の取扱いと管理について」の通知に基づき、使用簿を作成し、適切に管理、不要薬品の廃棄を行っている。令和 6 年 7 月 4 日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。
(4) 教員の部活動における業務負担に関するリスク 【中学校共通事項】 担当種目未経験の教員の負担軽減の観点からも、複数の顧問配置をさらに進めるとともに、部活動指導員及び部活動協力員の地域人材の活用についても取り組みを進めること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 9 日 加入生徒数も考慮し、可能な範囲で複数顧問の配置を行っている。部活動指導員を配置し、教員の負担軽減に努めている。令和 6 年 4 月 9 日付で教育委員会から令和 6 年度の部活指導員の任用・活用について通知された。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【有効性の視点・合规性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて学校内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。校長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、学校において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、各校における内部事務管理の徹底を図ること。 また校長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月 4日 校長は自ら決裁権者、出納員であることを十分認識するとともに、職員への業務に関する知識の集積や単純ミスが生じないよう牽制体制の構築に努めている。 また、他校や共同学校事務室での好事例を参考にするなど、更なる内部チェック体制の強化を図っていく。令和6年7月4日付で教育委員会から適正管理について、再度通知された。
イ 共同学校事務室では、ブロック内の各学校から事務職員が集まり、各学校の事務処理が適正かどうかをチェックしているが、その全員が十分な研修を受けているとは言えないように思われる。財務会計事務については、毎年度、会計管理課が発行する「会計事務の手引き」を活用してはいるものの、各事務職員が会計事務のルールを理解できるよう、協議して工夫すること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 共同学校事務室での点検や決裁の過程での複数の職員によるチェック体制を取っているが、そのチェック体制が十分に機能しているか見直しを図りながら、経験の浅い職員等でもポイントを押さえた点検を行うことができるよう、更にミスを減らす取り組みを行っていく。 また、教育委員会や関係課と連携し、学校や共同学校事務室向けの財務事務研修会の実施を要請するなど、財務事務に関する知識のさらなる集積と事務処理に係るチェック体制の強化を図っていく。
	【措置済】 令和 6年12月13日 小中学校事務職員の会計事務の知識・理解を深めるため、令和6年12月13日に小中学校事務職員を対象とした研修会において、会計管理課による「会計事務の手引き」等の資料に基づいた研修を実施いただいた。
② 市費による教員配置の効果について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 各校において、県費の教員に加え、多種の市費の教員（「学校教育アシスト」「特別支援教育推進」「学びの一体化」等）が、市教育委員会により配置され効果を上げている。今後も、各校の状況に合わせて必要な教員配置を行い、継続して教育の充実を図っていくこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 講師不足の現状の中、市費による教員配置により、さまざまな背景がある児童・生徒に対して、丁寧に関わり添う対応ができている。今後も可能な限り、学校の課題に応じた教員の配置の継続により、教育の充実を図っていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 市費による教員配置は、本市の教育課題に対応するために必要不可欠となっており、教育効果を上げている。今後も教育課題に応じた教員配置を継続し、本市の教育力の向上に資するものとしていく。

③ 学校業務アシスタント等の効果的な活用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 各学校に学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフ等が配置され、教職員の業務補助を行っているが、学校によってその勤務内容は様々である。教育委員会や各学校間で情報共有を図り、どのような活用方法が最も効果的であるかなどを検証し、より効果的な活用につなげることを。	【措置済】 令和 6年 4月15日 学校業務アシスタントやスクールサポートスタッフ等が配置され、印刷やデータ入力、学習環境整備などの分野でのサポートにより教職員の負担軽減に大きく貢献している。 また、校長会や教頭会等の機会を活用し、学校間で各校の効果的な活用方法について情報共有を図り、学校業務アシスタント等の業務内容の見直しを行っていく。このことについて、令和6年4月15日の教頭会で学校へ周知された。
④ 特別支援を要する児童・生徒への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 各校において、特別支援を要する児童・生徒の状況に応じて、介助員や支援員、医療的ケアサポーターが配置され、また必要な場合には他機関と連携を図っている。今後も、継続して各校や児童・生徒の特性に応じた対応をしていくこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 校内特別支援委員会を定期的に実施、支援を必要とする児童・生徒の支援について共通理解を図り、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、関係機関との連携を図っている。介助員、支援員、医療的ケアサポーターの配置により、児童・生徒一人ひとりに寄り添ったきめ細やかな対応を継続していく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 引き続き、介助員や支援員、医療的ケアサポーターの適正配置を教育委員会へ要求していく。また、児童生徒の実態に応じて関係機関と連携を取り、今後も継続して、きめ細かく個々の特性に応じた支援が行えるよう努めていく。
⑤ 学校内におけるいじめ、不登校等への対応について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 学校内におけるいじめや不登校等については、引き続き、登校サポートセンターや、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーなどとの連携をさらに深め、適切な対応が取れるよう取り組んでいくこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 校内の登校サポート委員会等の会議を定期的に開催、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも同席し、連携を取りながら対応を進めている。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 校内の登校サポート委員会等の会議を定期的に開催、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーも同席し、引き続き、連携を取りながら適切な対応が取れるよう取り組んでいく。

イ 不登校をはじめとした児童・生徒からのＳＯＳのサインを把握することが重要であり、そのためにＩＣＴ技術を活用した新たな状況把握の方法についても検討を進めること。 ＳＮＳでのいじめなどについても、家庭との連携を十分に図り、すみやかな実態把握に努め、児童・生徒への適切な対応を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されている。不登校児童・生徒も自宅から利用できるので、本人や保護者の意思を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和6年度からタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入され、すみやかな状況把握、日々の指導に活用されている。 ＳＮＳでのいじめなどについて、通信などで家庭に啓発を行ったり、必要に応じ関係機関と連携し、ＳＮＳ教室を開催するなど取り組みを進めている。
⑥ 教育におけるＩＣＴ活用について【住民福祉の向上の視点・有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア ＩＣＴ活用の急速な進展に伴い、教職員の負担の一時的な増加も考えられるが、教育委員会等との連携も図り、引き続き、ＩＣＴ技術を活用した効果的な教育を進めるとともに、教職員のＩＣＴ活用力の更なる向上に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 ＩＣＴコーディネーターが中心となり、研修会を実施したり、教育委員会から派遣されたＧＩＧＡスクールアドバイザーによるＩＣＴのより効果的な活用やＤＸ化についてのアドバイスや支援をいただいたりしながら、教職員のＩＣＴ活用力の向上に取り組んでいる。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 ＩＣＴコーディネーターが中心となり、研修会を実施したり、教育委員会から派遣されたＧＩＧＡスクールアドバイザーによるＩＣＴのより効果的な活用やＤＸ化についてのアドバイスや支援をいただいたりしながら、引き続き、教職員のＩＣＴ活用力の向上に取り組んでいる。
イ 1人1台配備されたタブレット端末について、オンライン等により授業を受けることができる環境づくりを進めるなど有効活用を図り、特に不登校や怪我・病気等により登校が困難な児童・生徒の学びの保障に繋げることが重要である。児童・生徒や家庭の様々な状況にも配慮しつつ、教育委員会とも連携を図り、積極的に取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されている。不登校児童・生徒も自宅から利用できるので、本人や保護者の意思を尊重しながらも、学校とのつながりをつくる一策としてこのシステムの利用を推進していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 不登校の児童・生徒に対しては、本人、保護者の意向を確認しながらオンライン授業を行うなど、タブレットの活用を行っている。 令和6年度からはタブレットから児童・生徒が健康状況や「心の天気」、日々のコメントなどを入力できるシステムが導入されており、引き続き、児童・生徒や家庭の様々な状況にも配慮しながら取り組みを進めていく。

⑦ コミュニティスクール等の活用について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 【小・中学校共通事項】 経済的な理由も背景として、家庭における教育力の不足がみられる状況にある。近年のＩＣＴ技術の活用等において、家庭での学習に課題があるような場合は、コミュニティスクールをはじめとした多様な方面からのサポートについても、積極的に検討すること。	【措置済】 令和 6年 7月 6日 経済的な理由等による教育力不足の家庭については、コミュニティスクールの委員である主任児童委員など、関係機関と連携、課題を共有し、必要な支援が受けられるようサポートを行っている。 令和6年7月6日に教育委員会によりコミュニティスクールの充実を図るため、委員、学校担当者向けの研修会が実施された。
⑧ 校内の環境整備について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 ア 樹木管理も含めた校内の環境整備には、かなりの労力を要し、また、高所における作業等は危険を伴う。現在も教育施設課によって樹木剪定等の業務委託が行われているが、その範囲の拡大も含め、教育委員会とも協議をし、学校職員の負担が軽減できるよう取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 樹木剪定においては教育施設課による年一回の剪定に加え、主に用務員、管理職等学校職員が定期的に剪定を行い、環境整備に努めている。高所等の危険な箇所については個別で教育委員会へ相談することも含め、学校職員の負担軽減が図られるよう要望していく。 【措置済】 令和 7年 1月 31日 教育委員会が行う各学校の定期的な樹木剪定については、対象本数が拡大された。加えて、学校からの要望や報告により、必要に応じて剪定や伐採が行われているが、今後も教育委員会と協議して取り組んでいく。
イ 防犯カメラの設置については、各学校の状況に応じて設置数が異なっているが、学校への出入口の一部が撮影範囲から外れているなど、設置台数が不十分と思われる学校が見受けられる。校内の学校林出入口などを撮影する防犯カメラの設置も含め、児童・生徒の安全確保のため、必要な防犯カメラの設置を進めること。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 学校の外部からの出入口付近を撮影できるよう防犯カメラが設置されている。現状を確認し、設置台数が不足している場合は、教育委員会と協議し、要望していく。 令和6年度は小学校2校において、防犯カメラの増設が実施される予定である。 【継続努力】 令和 7年 1月 31日 学校の外部からの出入口付近を撮影できるよう防犯カメラが設置されている。現状を確認し、設置台数が不足している場合は、教育委員会と協議し、要望していく。 令和6年度末までに、小学校2校において、防犯カメラの増設が実施される予定である。
ウ 外部との境界に設置されたフェンスにおいて、高さが不十分であったり隙間があったりした事例が見受けられた。再度、周囲のフェンスの設置状況について確認するとともに、防犯・安全対策上で課題がある状況に対しては、必要な対策を講じること。	【措置済】 令和 6年 3月 14日 定期的に安全点検を実施するとともに、管理職による日々の校内巡視の際にも点検を行っている。 フェンスについても隙間や破れ等がないか確認し、修繕が必要であれば、その都度対応を行い、高さが不十分であったり大規模な改修が必要な場合には教育委員会に報告し、対応を依頼していく。令和6年3月14日に学校施設の実査の実施と実査状況の報告について、教育委員会から周知された。
エ 薬品保管庫などにおいて、転倒防止など十分な耐震対策がなされていないものが見受けられた。保管庫の床や壁への固定など、適切な耐震対策を図ること。	【措置済】 令和 6年 6月 3日 薬品保管庫は、転倒防止のため壁に金具で固定するなど、耐震対策を図っている。 令和5年度の監査で指摘のあった学校においても、令和6年6月3日に転倒防止対策を実施した。

⑨ 耐火書庫の設置場所について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 公印や通帳等を保管している耐火書庫が、校長室から見通しが困難な場所に設置されている学校が見受けられる。重要なものを管理する上でリスクが大きいため、大規模なレイアウト変更の機会を捉えるなどして、耐火書庫の設置場所について改めて検討すること。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 設置スペースの都合で、耐火書庫を校長室に置けない学校もあるが、鍵の管理を校長室の鍵のかかる保管場所で行い、必ず管理職の許可のもと開閉するなど、事故が生じないようにしている。また、校長室に設置できていない学校においては、大規模改修の機会を捉え設置場所の改善を図るよう努める。 【 措置済 】 令和 7 年 1 月 1 0 日 設置スペースの都合で、耐火書庫を校長室に置けない学校もあるが、鍵の管理を校長室の鍵のかかる保管場所で行い、必ず管理職の許可のもと開閉するなど、事故が生じないようにしている。また、施設整備が必要な場合は、要望を確認するため、令和 7 年 1 月 1 0 日に教育施設課から学校向けに調査が実施された。
⑩ 備品等の適正管理について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 倉庫内の整理が不十分であるなどの、用品や備品の管理に課題がある事例がいくつかの学校で見受けられた。学校施設開放事業で使用される消耗品も同一倉庫で保管されている場合などは、倉庫内に記録簿が備え付けられていないことにより、使用状況の区別が客観的にわからず曖昧になる可能性もある。体育倉庫内の保管用具の個数を明記して使用状況を適切に管理している学校も見受けられることから、こうした学校の取り組みも参考に、室内の整理整頓等に努め、備品等の適正管理を行うこと。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 2 9 日 令和 5 年度の監査で指摘のあった学校においても、倉庫内の整理整頓を実施した。 学校開放事業で使用される消耗品等が保管されている場合は、保管場所の区分、表示等により管理区分を明確にし、紛失等事故が生じないよう整理を行っている。 令和 6 年 3 月 2 9 日までに各校、備品の年度末実査を実施し、整理整頓等、適正管理の状況を確認を行った。
⑪ 教職員の自動車運転に関する確認について【合规性の視点】 【小・中学校共通事項】 学校の教員が公務で車を使用する際には、公務使用する自家用車の届出を行ったうえで自家用車を使用しているが、運転免許や車検、自動車保険の期間等についての確認を確実にを行うなど、適切な使用となるよう管理を徹底すること。	【 措置済 】 令和 6 年 4 月 2 日 公務使用する自家用車の届出について、運転免許や車検、自動車保険の有効期限の一覧を作成し、更新日が近づいた職員に周知を行う等、適切な使用となるよう管理を行っている。令和 6 年 4 月 2 日に教育委員会から公務使用する自家用車の届出の事務手続について、周知された。
⑫ A E D の使用について【有効性の視点】 【小・中学校共通事項】 すみやかで適切な A E D の使用が、人命救助に大きく寄与することが知られている。必要時には、全教職員が A E D を適切に使用できるよう訓練を行うこと。	【 措置済 】 令和 5 年 1 2 月 1 3 日 養護教諭・養護助教諭が中心となり、年に 1 回全教職員を対象に A E D を適切に使用できるよう訓練を行っている。令和 5 年 1 2 月 1 3 日に教育委員会から A E D の適切な管理等について周知された。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 教育委員会 教育総務課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月１５日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
四日市市奨学会への奨学金返還金について【有効性の視点】 令和４年度の四日市市奨学会への奨学金返還金は、返還予定額 44,986千円（現年度分18,015千円、過年度分26,971千円）に対して、累積滞納額27,761千円 収納率38.3%という状況であり、中には昭和時代の滞納分もある。 令和４年度から四日市市奨学金条例に基づく新たな奨学金制度もできたことから、四日市市奨学会が貸与した奨学金の滞納も含め、統一した債権管理の考え方を整理すること。整理に当たっては、市の債権管理推進本部や、私債権について法的措置も行っている市営住宅課とも情報交換を行い、適切な債権管理を行う体制づくりを行うとともに、公平性に配慮した教育支援のあり方についても再検討すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 初期滞納者を中心に架電し、そのうちの一部が滞納分の全額納付や、分割納付につながった。 今後も返還通知の送付や滞納者への架電対応など、個々への丁寧な対応を続けるとともに、市の債権管理推進本部等からの情報も参考に適切な債権管理を行うための情報収集に努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ７年 １月３１日 奨学金返還金の令和６年度返還分及び過年度分の返還期限は１月３１日と設定しており、１月３１日現在の収納率は現年度分78.9%、過年度分8.5%となっている。これから年度末に向けて重点的に未納者に対する督促、架電対応などを行っていく。また、引き続き適切な債権管理を行うための情報収集に努めていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（４）教育委員会内の内部統制が適切になされないリスク 教育委員会内の各所属で、事務執行における内部チェック・牽制体制が十分に機能するよう、教育委員会の主管課として、内部統制の徹底を図ること。	【 措置済 】 令和 ５年１２月１９日 これまでも法改正等に限らず、日々の事務処理等であっても必要に応じて適切な事務処理を周知徹底してきたところである。本監査後の課長会議にて、改めて周知徹底した。引続き、課長会議や研修等を通じて情報共有を行い、教育委員会内の内部統制を図っていく。
（５）教育委員会内の条例、規則等の制定改廃における法的審査にかかるリスク 今後、教育委員会内の各課が所管する条例、規則等の制定改廃において、個々の案件が生じた際には、市長部局とも協議を深め、制度の実効性を高めること。	【 措置済 】 令和 ５年１２月１９日 今後、教育委員会内の各課が所管する条例、規則等の制定改廃において、個々の案件が生じた際には、市長部局とも協議を一層、以前にも増して密に行うことについて本監査後の課長会議にて確認した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 5年11月16日 起案文書の決裁日の記載漏れ、名刺発注費の起案文書の公費負担した者の名前、枚数の記載漏れ等の単純なミスが見受けられた。 これを受け、所属長から担当者に対して、単純なミスをゼロにすることに努め、グループリーダー等に対して、ダブルチェックを行うよう指示した。
② 四日市市奨学金について【合規性の視点・有効性の視点】 ア 令和4年度から開始された制度である「四日市市奨学金」は、市が対象者に金額の2分の1を給付し、2分の1を貸与するものであるが、支出科目（節）は全額「負担金補助及び交付金」としている。貸与する部分については、支出科目（節）を「貸付金」とし、市の財産としての債権の金額を明確化できるようにすること。	【措置済】 令和 5年11月16日 監査委員からの意見を受け、支出科目（節）を令和6年度予算要求においては「負担金補助及び交付金」及び「貸付金」で行った。
イ 事務分掌の中に、「四日市市奨学会に関すること」は記載があるが、「四日市市奨学金」に関する記載がない。奨学金に関することは教育総務課の主要な事業であるので、事務分掌の見直しを図ること。	【措置済】 令和 5年11月16日 四日市市奨学金は「四日市市長の権限に属する事務の委任及び補助執行に関する規則」第8条において、教育委員会の事務局職員に補助執行させる事務として規定されているので、教育委員会事務局の事務分掌に載せなくてもよいと判断している。
③ 小菅科学教育振興基金について【有効性の視点】 海外留学する学生を対象に、当基金を財源として補助金を支出しているが、令和4年度は対象者がなかった。周知を強化し、基金の有効活用を図ること。	【措置済】 令和 6年 5月20日 令和4年度は、コロナ禍の影響もあって対象者がいなかったが、令和5年度は2名を採用している。令和6年度の募集においては、大学への制度案内通知を前年度より2週間程度早め、より長い周知期間を確保した。引続き、ホームページや広報よっかいちへの記事掲載、大学への通知等を通じて広報を行っていく。
④ 学校規模適正化について【有効性の視点】 学校規模適正化については、教育環境の均質化を図り、地域間格差を解消するという視点で政策展開を図ること。	【措置済】 令和 6年 3月29日 平成19年度に初めて学校規模適正化計画を策定し、平成24年度以降は毎年最新のデータを基に改訂を行っており、令和5年度改訂版の計画策定を行った。 今後も関係課や学校、地域と連携し、子どもたちへより良い教育環境の提供と公平性が担保できるよう検証と取り組みを進めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 教育委員会 教育施設課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月１４日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、タブレット端末導入の検討やＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ７月３１日 施設の計画的な大規模修繕や空調設備の更新等の大型事業に取り組んでおり、それに伴う国庫補助申請業務や財産管理業務等の事務作業も増加していることから、時間外勤務の大幅な削減は難しい。その中で、毎週水曜日と毎月第４金曜日のノー残業デーについて、朝礼時や終業時に職員同士で声を掛け合うことや、書類の電子化を継続して行うこと、所属長が業務の平準化のためのヒアリングや分析を行うなど、時間外勤務の縮減に向けた意識づけを継続して行っている。その結果、時間外勤務が年間３６０時間を超えた職員は令和４年度５人から令和５年度０人へと減少した。また、タブレット端末導入にむけた検討を行い、業務効率化による時間外削減に向け、継続して取り組んでいる。
（４）財産の適正管理におけるリスク 小中学校施設は、四日市市が保有する公有財産施設の約４割を占めているため、今後も継続して適切な財産管理を行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月２９日 適切な財産管理のため、公有財産の管理を統合型ＧＩＳを利用して電子化し、業務改善を行っている。また、財産の取得や処分について、学校からの報告に加え、当課で行った工事の中から、財産の取得処分の必要なものを確認し、財産台帳や統合型ＧＩＳの更新に漏れの無いような体制としている。年度末には所属長の抽出実査を行っているが、校数を３校から１４校へ拡大した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月30日 職員一人ひとりが、適切な事務処理ができるよう財務会計事務マニュアル等を再度確認し、回議前に、もう一度注意深く内容を確認することを徹底した。担当者が作成した書類を、他の職員がチェックし、文書取扱主任を経て上位管理職のチェックを受ける体制を再徹底した。また、ミスを減らすために、チェックリストを利用できるものは、それらを活用することを再確認した。
② 行政財産の目的外使用許可の手続きについて【合規性の視点】 教育施設課においては、全小中学校を所管しているため、目的外使用許可件数が多い。許可を行うにあたり、使用料の減免等の判断に必要な内容を、決裁に記入又は書類を添付することで、使用料の減免等に該当しているかを明確にすること。	【措置済】 令和 6年 1月30日 使用料の減免等を行うにあたり、団体名から活動内容が分かりにくい団体については、団体の活動内容を記載し、免除の根拠が条例や内規のどこに該当するかも記載している。また、使用料の免除の内規の改定を行い、より明確化した。
③ 滞納金の債権管理について【有効性の視点】 平成16年度に発生した学校火災に係る解決金については、現在も滞納金がある状態である。滞納者と連絡を取ることはできているが、令和3年度以降納付には至っていない。定期的な納付に向けて、収納推進課との連携や納付方法の見直し等、納付に至るよう適切な債権管理を行いながら、粘り強く進めていくこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 定期的に住民票による居住確認や、登記記録の確認を行うとともに、文書催告により納付を促している。また電話や訪問にて生活状況の確認や納付相談を行うほか、多重債務の相談窓口の案内も行っている。引き続き生活状況の把握を行いながら債権管理を行っていく。併せて収納推進課が行う研修に参加し知識を深め、債権管理に活かせるよう努めていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 収納推進課が開催する研修会に参加して知識の整理を行った。また、債務者の自宅訪問を行い、生活状況の聞き取りや納付を促した。今後も引き続き、収納推進課との連携を継続し、生活状況に応じた債務整理について考えながら、納付を促していく。
④ 樹木の管理について【住民福祉の向上の視点】 各学校における樹木の管理については、各学校からの要望によるところだけではなく、教育施設課からも各学校へ樹木等の確認を行いながら、倒木等による事故が起らないよう管理を行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月31日 各学校の樹木については、定期的な剪定に加え、学校からの要望や報告により、必要に応じて剪定や伐採を行っている。また、学校からの要望や報告以外にも、当課で危険があると判断した場合には、伐採等の対応を行っているが、引き続き倒木等の事故が起らないよう管理していく。

⑤ 体育館へのエアコンの導入について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 気温の高い時期が長くなり、熱中症の危険性が高くなっている。学校体育館は避難所にも指定されていることから、エアコンの導入については、継続して検討を行うこと。	【 検討中 】 令和 6年 7月31日 体育館への空調設備の導入は、事業費が高額になることをはじめ、気密性や断熱性などの改修方式や空調方式など、多くの課題がある。このような課題がある中、空調設備を整備した体育館の視察を行い、一定の効果を確認した。こういった事例も参考にしながら、実現に向け、引き続き検討を行っていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月14日 四日市市立小中学校全校の屋内運動場へ、空調設備の整備を行うため、令和7年度当初予算に事業費を計上した。
⑥ 児童・生徒アンケートにおける満足度評価の目標値について【有効性の視点】 児童と生徒で回答に差があるのであれば、目標値の算出についてはそれぞれの回答による平均値を使用するなど、児童と生徒で分けて目標を設定することも検討すること。	【 措置済 】 令和 6年 1月31日 令和6年2月実施のアンケートから、児童と生徒でそれぞれの目標値を設定し、使用することとした。
⑦ 学校敷地内の石碑の管理について【効率性の視点】 各学校敷地内にある石碑については、当課、各学校、他部署又は地域団体等のどこが管理を行うのかを整理すること。	【 措置済 】 令和 6年 2月16日 学校敷地内にある石碑の管理状況についての整理は行っており、毎年各小中学校に対し、敷地内の石碑類の安全点検を実施する際に、管理状況についての聞取りも行っている。また、倒壊した際に甚大な人的被害の発生が予想される場合は、児童や生徒が近づかないよう、フェンスの設置を行い、安全対策を行っている。
⑧ PFI事業について【効率性の視点】 PFI事業により、小学校1校、中学校3校の学校施設管理を委託している。実施事業の総括を行い、経済性や効果性等について、今後のPFI事業に活かせるよう検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 四半期ごとの立入検査に加え、事業者からの毎月の報告により、修繕や点検の状況について定期的に効果の把握をしている。今後はこうした状況把握に加え、事業期間満了時までに事業者が実施すべき修繕の確認や、課題等の聞取りを行うなどし、経済性や効果等についても把握していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和9年3月末の事業期間満了前までに、事業の総括を行うことを事業者と情報共有した。引き続き立入検査や毎月の事業報告での状況把握を行うと共に、経済性や効果性等について整理していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 図書館
- 3 監査実施期間 令和５年１１月１０日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ４月３０日 事務を担当する職員から出納員まで、出納会計事務実務研修会の資料を用いて請求日などの請求書のチェック項目等、日常的に確認すべき事項の再確認を行い、内部事務管理の徹底を図った。
② 負担金の支出について【有効性の視点】 負担金として、三重県図書館協会及び日本図書館協会に会費を支払っている。基本額及び会員人数割の額、または図書館規模に応じた額などのルールで金額が決定されていることから減額は困難と結論付けているが、各協会の決算書からは、残高が多くあることがわかる。会費の減額について、提案を試みることに。	【措置済】 令和 ６年 ３月 １日 三重県図書館協会会長に宛てて、三重県図書館協会会費の減額についての要望書を提出した。日本図書館協会については総会等の機会において要望を上げることとした。
③ 職員間の情報共有について【有効性の視点】 土日開庁の交替勤務職場であり、職員全員が揃う機会が限られていることから、情報共有の仕方に工夫が必要となる。職員が揃いやすい朝礼時や休館日である第四火曜日を活用して、積極的な情報共有を意識して行うこと。	【措置済】 令和 ５年１１月２８日 朝礼時にその日の行事などの日常的な情報共有を行うとともに、休館日である第四火曜日に各種の研修を行っており、引き続き積極的な情報共有に努めることとした。

④ 資料収集と蔵書構成について【住民福祉の向上の視点】 資料収集と蔵書構成にかかる市の方針は、「公共図書館の社会的役割と利用者各層の学習要求を十分認識し、『図書館の自由に関する宣言』*を順守し、幅広く資料を収集する」ことであり、利用者のニーズを反映させつつ、電子図書館の導入等社会情勢の変遷に対応することが求められる。一方で、電子図書館と従来の図書館との役割分担や相互の関係性などについて最適な状態の実現を目指し、公共図書館としての意義を十分に果たせるような蔵書構築に、今後も引き続き取り組むこと。 * 1979年5月30日（社）日本図書館協議会総会決議	【措置済】 令和 6年 4月 1日 電子図書館について、利用者ニーズを反映させるため、利用実績を踏まえるとともに、社会情勢に目を向けながらコンテンツの選択を行い、子ども向けの同時アクセス数（利用者数）に制限のない「児童書読み放題パック」を6セット追加した。引き続き、紙の資料と電子の資料の役割と相互の関係性も考えながら蔵書構築を行っていく。
⑤ 蔵書管理のシステム化による事務の効率化について【効率性の視点】 蔵書管理システムは市内複数館を対象とし、5年に1度更新することとなっている。新図書館への移行も視野に入れながら、蔵書の整理や管理の効率化に向け、費用対効果の高い方法を選択すること。	【措置済】 令和 6年 5月 31日 新図書館への移行も見据え、令和6年度に新たにI Cタグによる蔵書管理を導入することとし、蔵書の整理や管理の効率化を図った。
⑥ 係名や事務分掌について【有効性の視点】 奉仕係という名称は、図書館法にある「図書館奉仕」という言葉が元になっているようであるが、いかにも前時代的ではある。新図書館となるのを契機として、係名や事務分掌の見直し等を検討すること。	【措置済】 令和 6年 6月 30日 新図書館へ移転する際には、職員の増加が想定されることから、係名や事務分掌の見直しを行うこととした。
⑦ 電子図書館について【有効性の視点】 学校で配布されているタブレット端末で電子図書を利用できるようにするなど、学校と連携し、児童・生徒たちが電子図書館を利用しやすいようにしているとのことである。引き続き、双方連携の上、児童・生徒の利用促進に取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 7月 11日 リーフレットの配布や校長会での周知、学校掲示板への記事の掲載を行うとともに、学校教育担当課と連携しながら引き続き児童・生徒の利用促進に取り組むこととした。
⑧ 作品展のPRについて【有効性の視点】 市内で活動している作家の作品展などを図書館2階展示コーナーで催しているが、貴重な機会を十分生かせていないという印象を受ける。市民へのPRを強化する方策を再検討すること。	【措置済】 令和 6年 2月 1日 広報よっかいちや、市立図書館ホームページ、四日市市ホームページでの広報を行うとともに、館内各所に掲示を行い周知を行っている。新たに四日市市立図書館公式Xを開設し、市民へのPR強化を図った。
⑨ 新図書館のあり方について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 新図書館に対しては、市民・利用者の期待も大きい。ワークショップ等を通じて引き続き意見を取り入れ、反映に努めること。	【措置済】 令和 6年 6月 30日 令和5年度は、市民一般・高校生・子育て世帯優先と分けて、合計6回のワークショップを行うとともに、「新図書館に願いを」と銘打って利用者から新図書館への願いごとを募ることで、市民ニーズの把握を行った。また図書館ボランティアや職員にヒアリングを行い、政策推進課や設計業者との打合せの場で意見を伝えるとともに、四日市市図書館基本構想策定業務委託報告書の中にまとめた。
イ 新図書館は現在よりも大規模な図書館となる。魅力的な環境を備えている他都市の例も参考にしつつ、新図書館の運営形態に見合った人員が確保できるよう最大限努めること。	【措置済】 令和 6年 6月 30日 四日市市図書館基本構想策定業務委託において、中部・関西地方の類似規模都市との比較を行い、必要人員の検討を行った。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 博物館
- 3 監査実施期間 令和5年11月15日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（3）収蔵品の適正管理に係るリスク 膨大な数の収蔵品の実査について、11年間で 行われた実査は全体の半数ほどにとどまってい る。一年間における具体的な実査数量や、全体を 対象とする実査の完了目標などを明確にした実査 計画を作成し、確実に実査を進めること。	【 措置済 】 令和 6年 3月14日 3万3千点以上の登録のある収蔵資料の実査につ いて、令和6年4月から令和11年3月までの5年 間で一巡できる計画を作成した。毎月約500件前 後、年間約6千件を目標として、収蔵資料の実査を 行っている。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受 けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析し て、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加 えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図 るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方 改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活 用等による業務改善をはじめとする業務効率化等 による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 職員の長期休職、職員数減に伴う業務の負担や時 間外はあったものの、係員の相互協力やノー残業 デーの推進に努めた。時間外勤務が年間360時間 を超える職員は令和4年度では2人だったのに対 し、令和5年度は5人であった。今後はL o G o チャットで効率的に情報共有をはかるとともに、ア ンケートの集計でA I－O C Rを活用するなどD X の推進に励み、業務効率化と時間外削減に努める。
	【 措置済 】 令和 7年 1月31日 職員の長期休職、職員数減に加えて産休・育休に 伴う職員減による業務の負担や時間外はあったもの の、引き続き係員の相互協力やノー残業デーの推進 に努めた。また、令和7年度に向けて、プラネタリ ウムの投映回数の見直し等を行い、効率よく業務を 実施できる環境を整えられるよう図った。また引き 続きL o G oチャットで効率的に情報共有をはか るとともに、アンケートの集計でA I－O C Rを活用 するなどD Xの推進に励み、業務効率化と時間外削 減に努めた。その結果、令和6年度の時間外勤務 は、年間360時間を超える職員は0となる見込み である。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 5年11月29日 内部事務について、事務処理誤りがないよう職員には改めてチェックするように指示した。また、職員の業務に関する知識不足を補うため、本庁で行われる財務に関わる研修に毎年異なる職員を参加させ、知識の向上をはかるとともに、資料の情報共有及び復命の徹底を行った。また、事務処理については複数の職員がチェックしたことが分かるように印を入れるようにするなど、改めてチェック体制の強化をはかった。 また、所属長が決裁権者や出納員としての自らの責任を改めて認識し、ひとつひとつの項目に注意を払うなど決裁を丁寧に確認をして、事務処理誤りを減らすよう努めた。
② 四日市公害と環境未来館との連携について【有効性の視点】 令和2年度より四日市公害と環境未来館を含む常設展とプラネタリウム投映を行う「時空街道ツアーex」を実施し、連携を図っている。今後も、両館が密に連携を図り、より魅力のある施設を目指すこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 令和5年度には、四日市公害と環境未来館の特別展「～6億年のタイムトンネル～恐竜&地球の生きもの進化展」と連携して夏のファミリー番組は恐竜をテーマとした番組を投映し、1万1千人以上の来館者数を記録した。毎月四日市公害と環境未来館と行うそらんぼ調整会議（連絡会議）を通じて情報共有・交換を行っている。これからも引き続き博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館が連携した魅力ある施設を目指していく。 【措置済】 令和 6年 9月10日 引き続き毎月四日市公害と環境未来館と行うそらんぼ調整会議（連絡会議）を通じて情報共有・交換を行っており、博物館・プラネタリウム、四日市公害と環境未来館が連携した魅力ある施設を目指した。令和6年度には四日市公害と環境未来館の特別展で海の生物を中心とした写真展であった「中村征夫写真展」と連携して、常設展「白里亭」にて館蔵品展Ⅱ「やきもの水族館」を実施した。
③ 調査研究事業について【有効性の視点】 平成18年度を最後に調査研究の発表が途絶していたが、令和3年度から15年ぶりに発表が再開された。令和3年度は「歌川広重保永堂版四日市三重川」、令和4年度は「富田の焼き蛤」、令和3・4年度に「お月見どろぼう調査報告書」の調査研究を行い、結果をホームページに掲載している。職員のモチベーションにもつながり、博物館の活動として重要な調査研究を、今後も継続して行っていくこと。現在、ホームページ上の掲載場所が分かりにくいいため、トップページに表示するなど、市民にも分かりやすいものにすること。	【措置済】 令和 5年12月 7日 令和5年度に「旧楠町より合併によって移管された120年前の植物標本の修復と保存について」、「博物館における旧記録媒体のデジタル化について」を発表しており、調査研究を継続的に行っている。また、四日市市立博物館ホームページのトップに「調査研究の成果」のリンクを作成し、四日市市立博物館研究紀要掲載ページへのアクセスを分かりやすいものにした。ホームページでも上部に掲載することで、アクセスしやすくし、博物館の活動が市民に分かりやすく伝えられるように表示を行った。

④ 人員配置について【有効性の視点】 博物館として調査研究を十分に行うことができるよう、必要な分野の学芸員の確実な確保に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 令和6年度は令和5年度と比較して体制は変わらなかったが、職員配置計画において、要望を続けていくとともに、他館の配置状況や博物館法改正による調査研究等の資料を作成して、人事当局に働きかけている。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和7年度は会計年度任用職員（フルタイム）の学芸員枠の採用を3人予定している。また、引き続き職員配置計画において、要望を続けていくとともに、他館の配置状況や博物館法改正による調査研究等の資料を作成して、人事当局に働きかけている。
⑤ プラネタリウムの発信について【有効性の視点】 高精細な映像を投映することができる本市のプラネタリウムの魅力について、発信を強化し、集客増に努めること。	【 措置済 】 令和 5年12月26日 博物館Instagramにて発信を開始した。また、四日市市立博物館ホームページや博物館Facebookのみならず、四日市市掲示板、博物館Instagramや四日市市公式LINEなど様々な広報媒体を利用してプラネタリウムの情報を発信している。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 教育委員会 学校教育課
 3 監査実施期間 令和5年11月13日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（2）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 所属長が職員の業務状況や時間外勤務状況を把握した上で、業務分担の見直しや繁忙時における係間の応援体制を構築することで事務分担の平準化を図り、時間外勤務の削減に努めた結果、令和5年度は過労死等労災認定基準を上回る勤務を行った職員はなかった。また、業務効率化を図るため、業務RPAの導入を実施し、時間外勤務の削減に取り組んだ。今後も引き続き職員のワーク・ライフ・バランスの充実に向けて取り組んでいく。

2 3E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
業務委託における履行確認の適正実施について【合規性の視点】 業務委託において、履行確認が職員の確認印のみで行われている事例が見受けられた。本来必要である業者からの業務完了報告書について仕様書に記載し、適切な履行確認が行われるよう改めること。	【措置済】 令和 5年11月13日 業務完了報告書については業務委託仕様書に記載し、履行確認方法を適切に行うよう改めた。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（4）学校における事務処理等における内部統制上のリスク ① 各学校において適正な会計事務処理が行われるためには、学校や共同学校事務室の職員の会計等に関する知識の集積が重要である。そのためにも、会計管理課と連携し、会計事務等に関する研修を共同学校事務室等に対して実施するなどし、学校における適正な会計事務等の執行に取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 7月30日 令和6年12月13日実施予定の小中学校事務職員に対する研修会において、会計管理課による会計事務に関する研修を行うこととした。引き続き学校における適正な会計事務等の執行に取り組んでいく。

② 共同学校事務室で確認された課題等については、学校間の不均衡を防ぐためにも、対応が必要なものについては予算化の判断材料として活用できるよう、共同学校事務室を通じた適切な情報把握に努めること。	【措置済】 令和 6年 1月22日 月1回程度開催される共同学校事務室長会議に学校教育課の職員が参加し、各学校の情報把握を行い、議事録を供覧する等課内で共有を図っている。令和5年度第10回の会議において学校事務職員向けの財務会計研修の機会が不十分であるとの意見があったことから、研修の実施を検討することとした。
③ 各学校において使用されている書類等の様式については、市長部局等で使用されているものと記載内容や方法が異なるものがあるなど、その統一性に課題がある状況が見受けられる。必要に応じて様式の統一を図り、学校における事務執行がより適正に行われるよう取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 2月15日 寄贈品台帳、財務会計システムによらない備品台帳の照合記録については、平成25年8月5日付の会計管理者からの通知において、様式は任意とされていることから、各学校において統一性がないものとなっていたが、確実な照合の実施のため、学校長に対して会計管理課の提示する参考例の周知を行い、学校における適正な事務執行が行われるよう取り組んだ。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6年 4月20日 会計事務処理においては、「会計事務の手引き」による確認を意識づけするとともに、職員の業務に関する知識の向上や所属において発生しやすいミス等を所属内で共有し、改善に取り組んだ。今後も引き続き、複数名でのチェック・牽制体制の徹底及び情報共有等による職員一人ひとりの意識の改善を実施し、内部事務管理の徹底を図っていく。
② 小中学校における教職員の働き方改革について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 小中学校においては、児童生徒の不登校や特別支援の対応など教職員が担う役割が非常に多くなっており、教職員の働き方改革の推進が急務となっている。学校業務アシスタントの各学校への配置や、ICT技術の新たな活用などにより、教職員の業務負担の軽減を図っているが、引き続き教育委員会の各所属とも連携し、教職員の働き方改革について効果的な取り組みを行うこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 教職員の働き方改革の推進のため、学校業務アシスタントの各学校への配置、各校における労働安全衛生委員会の開催や業務改善アドバイザーを活用した学校訪問を実施している。また、教育委員会の各所属とも連携し、部活動の在り方や勤務時間外の電話対応の仕組みの導入等について取り組むことにより教職員の業務負担の軽減を図っている。今後も引き続きICT技術の新たな活用などによる効果的な取り組みを行っていく。 【措置済】 令和 6年12月25日 令和6年度は各中学校へのカラー複合機の導入、各小学校のコピー機のネットワーク接続を実施することにより、自動採点システム使用に対応するなど、学習効果の向上や作業の効率化を図った。今後も引き続き、学校業務アシスタントの各学校への配置、各校における労働安全衛生委員会の開催や業務改善アドバイザーを活用した学校訪問の実施と併せて、教育委員会の各所属とも連携しながら教職員の業務負担の軽減を図る取り組みを行っていく。

イ 各学校に配置されている学校業務アシスタントについては、学校現場での業務の検証や教職員からの要望等を適切に把握し、有効な活用方法について学校に周知するとともに、欠員が生じることのないよう適切な配置に努めること。	【措置済】 令和 6年 4月 3日 学校業務アシスタントの学校現場での業務の検証については、毎月の業務報告により行っており、教職員からの要望等についても把握している。学校業務アシスタントの有効な活用方法等については改めて学校へ周知した。現在欠員は生じていないが、今後も引き続き、適切な配置に努めていく
ウ 小中学校における教職員を対象としたストレスチェックを実施しているが、学校現場におけるメンタルを原因とした休職を防ぐためにも、ストレスチェックの結果からストレスの原因や傾向について学校教育課で適切に把握したうえで学校とも情報共有を図り、職員配置や労務管理の面でも有効活用に努めること。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 教職員を対象としたストレスチェックの結果については、原因や傾向を把握し、学校現場におけるメンタルを原因とした休職を防ぐために、労務管理や職員配置の面において活用することとし、今後も引き続きこれらの取り組みを進めていく。
	【措置済】 令和 7年 1月 29日 令和6年10月に実施したストレスチェックの結果における原因や傾向等の分析結果の提供を各学校長へ行い、学校教育課人事担当者や情報を共有し職員配置の面においても活用した。また、令和7年1月には産業医や学校業務改善アドバイザーの出席による総括労働安全委員会を開催し、メンタルヘルスの状況と不調の未然防止、過重労働状況と総勤務時間縮減の取り組み等について協議を行い、今後に向けての助言をいただいた。今後も引き続き、連携したこれらの取り組みを進めるとともに、労務管理や職員配置の面において活用していく。
③ 小中学校における給食事業について【有効性の視点】 ア 令和4年度から学校給食費が公会計化されたことにより、学校における給食費の徴収・管理業務がなくなったことで、教職員の負担は減少している。 その一方で、新たに市の債権として位置付けられたことから、今後は市の歳入として債権管理を行っていく必要があり、令和4年度から新たに再任用職員を配置し、徴収や滞納整理業務に従事させるなど体制を整備している。 また令和5年度からは、学校給食センターが稼働し、中学校における給食が開始された。開始にあたっては大きな問題も生じず、スムーズなスタートが切れたとのことである。 今後も引き続き、食育の観点からも適切な学校給食事業を進めるとともに、給食費の公会計化に伴う適切な債権管理に取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 令和5年度に開始された学校給食センターによる中学校における給食については、大きな課題も生じておらず、引き続き、給食を「生きた教材」として食育の観点からも適切な学校給食事業を進めていく。また、公会計化により新たに市の債権として位置付けられた学校給食費については、今後も引き続き、適切な債権管理に取り組んでいく。 【措置済】 令和 6年 12月 25日 令和6年度には新たな取り組みとして、8月と12月に農業センターと連携した野菜の収穫体験・親子料理教室を開催し、参加者アンケートの結果からも高評価を得た。また、中学校の職場体験学習として計4校の生徒を受け入れ、体験を通じ生徒が給食調理の大変さや調理員の想いに触れ、おいしく安全・安心な給食を提供するための工夫等を学ぶことで、学校給食センターの取り組みを通じた食育の推進を図った。引き続き、給食を「生きた教材」として食育の観点からも適切な学校給食事業を進めるとともに、公会計化により新たに市の債権として位置付けられた学校給食費について、適切な債権管理に取り組んでいく。

イ プロポーザルによる契約を行っている小学校の給食調理業務委託において、業者選定時の各業者の財務状況を分析するための業務委託を実施しているが、財務状況分析の結果を基にして職員が業者の経営状況を見ることができる知識も必要と考える。様々な研修を受講するなどして知識の習得に努め、業者の都合により突然給食が提供できなくなるような事態が生じることのないよう、より適正な業務委託に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 小学校の給食調理業務委託における業者選定時の事業者の財務状況分析結果について、職員が分析結果を基に、事業者の経営状況を見ることができるよう、外部研修の受講の検討等により知識の習得に努めていく。また、不明な点がある場合には、行財政改革課在籍の会計専門監へ随時相談を行うこととし、業者の都合により突然給食の提供ができなくなるような事態が生じることがないように、適正な業務委託に取り組んでいく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和6年度小学校給食調理業務委託における業者選定時の事業者の財務状況分析結果については、特に不明な点がなかったため、行財政改革課在籍の会計専門監への相談事案は発生しなかった。引き続き、職員が分析結果を基に、事業者の経営状況を見ることができるよう知識の習得に努め、適正な業務委託に取り組んでいく。
ウ 学校給食費の公会計化に際して生じる債権管理業務においては、必要に応じて収納推進課と情報共有するとともに、早期の滞納整理に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 学校給食費の債権管理業務においては、必要に応じて収納推進課と情報共有を実施し、今後も早期の滞納整理に努めていく。 【 措置済 】 令和 6年11月13日 収納推進課から情報提供のあった債権管理実務研修及び私債権等管理・回収対策セミナーへ2名の職員が参加し、滞納整理についての知識の習得を図った。今後も引き続き情報共有を実施し、早期の滞納整理に努めていく。
エ 小学校の給食調理においては、直営・委託に関わらず人材の確保は重要な課題である。給食調理員の配置等を所管している教育総務課とも連携を図り、調理現場において適切な業務執行が行われるよう、環境整備のための取り組みを行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 小学校給食調理における人材の確保は重要な課題であることから、採用や配置等を所管している教育総務課と連携を図り、行政改革プランの改革事項に位置付けた取り組みを行っている。今後も調理現場の環境整備のため取り組みを進めていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 小学校給食調理における人材の確保については、採用や配置等を所管している教育総務課と連携を図り、行政改革プランの改革事項に位置付けた取り組みを行っており、令和7年度に向けて委託にかかる予算の確保を実施した。今後も引き続き調理現場の環境整備のため取り組みを進めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 教育委員会 人権・同和教育課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月８日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（４）委託事業における検証のリスク 委託経費の変更において、仕様書に「需用費（消耗品費）は、委託料総額の２０％程度までとする。」と明記しており、変更により２０％超になったものの軽微な変更とみなし承認したが、協議内容を記録に残していなかった。また、委託料の減額の精算が行われたが、その積算根拠となる収支決算書は添付が漏れていた。内容の証拠書類であるため今後必ず残し、委託仕様書に定める添付書類は十分チェックすること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 令和６年２月２０日に開催した子ども人権文化創造事業担当者会議において、指摘内容について適切な報告・事務処理を行うよう各担当者に指示した。また、令和５年度において需用費が２０％超となった業務については協議内容を文書に記録し、同年度委託業務完了報告において、すべての委託業務について収支決算書を含む仕様書に定める必要書類が揃っていることを確認した。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 令和５年度は、当年度限りの要因として、三重県人権・同和教育研究大会の地元開催に関連した事務局業務及び地域支援業務が発生し、特に地域団体等との協働が必要となる人権プラザ配置職員の時間外勤務が増加したことから、年間３６０時間を超える職員数は４人となり、令和４年度より増加した。引き続き、働き方改革に向けた職場環境づくりを全職員で意識し、共有予定表による勤務予定の把握及び業務分担の確認を行い、ワーク・ライフ・バランスの確保に努めていく。 【 継続努力 】 令和 ７年 １月３１日 令和６年度の勤務状況に関して、地域行事への協力や地域で発生した人権課題への対応のため、人権プラザ配置職員の時間外勤務が生じている。一方、当課が主催する教職員研修会の参加申込、事後報告、アンケート等を自動化することで、各集約業務を効率化することができた。所属長が職員の勤務状況を把握し、業務分担の見直しを進め、時間外勤務の削減に努めていく。

(3) 職員配置におけるリスク 所属長は行政職員の業務内容を把握し、行政職員に業務の偏りがないよう平準化に努めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 行政職員の業務内容については、課の業務の中で行政知識や業務経験が求められる分野を優先し、業務量の平準化に努めた。
---	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 ア 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6 年 1 月 11 日 内部事務に関して、「適正事務の手引き」の確認や出納事務研修の内容をふまえ、所属長の責任を十分認識して確認に当たるよう努めた。また、所属内のチェック・牽制体制の確立に向けて、複数職員による確認を徹底するとともに、チェック項目の意味を所属長や文書取扱主任から説明し、内部事務に対する理解の促進及び知識の向上に努めた。
イ 復命書の作成がなされていない事例があったが、出張を証明するだけでなく課内での情報共有につなげるためにも必ず作成すること。	【措置済】 令和 6 年 1 月 11 日 出張に伴う復命書の作成の必要性を全員が認識するよう周知し、用務及び成果の共有のため全員に決裁のうえ保存するよう改めた。
② メディア・リテラシー養成を通じた人権教育推進事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 小学3年生、中学2年生を対象にインターネット上で発生するいじめや差別などの人権侵害を解消するため、メディア・リテラシーを題材とした出前授業を行っている。情報を正しく見極め、他部局作成の啓発リーフレット等も活用しながら、全庁一丸となって引き続き人権に配慮できるようメディア・リテラシー養成を通じた人権教育の推進を行うこと。	【措置済】 令和 6 年 3 月 1 日 メディア・リテラシーを題材とした人権教育出前授業は、令和5年度は全小中学校で実施、令和6年度においても同様に継続しており、各校と事前に打合せの上、小3・中2の各学級ごとにきめ細かく児童生徒の様子を確認しながら授業を実施している。 また、全学年に配付するリーフレットの内容を見直し、各学校での人権学習で活用できる内容を盛り込むなど、より効果的な事業の推進に向けて改善に努めた。
イ 人権教育に関する出前授業の実施やオンラインによる授業の実施について、今後も継続して取り組み、結果の検証や実効性の確認を行うこと。	【措置済】 令和 6 年 7 月 18 日 出前授業実施校において、授業後に児童生徒に対してアンケートを実施した。授業の理解について結果を検証するとともに、小中学生の関心が高い題材を例示するなど、実効性の向上に努めた。

③ 教育課題の支援体制について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 人権・同和教育課は、本課の他に人権プラザ勤務の職員や人権センターとの兼務職員で構成され、人権プラザ（総務部）の業務のうち、学校や家庭における教育に関する問題については、人権プラザ配置の指導主事が主に対応している。引き続き情報の共有を図りつつ、所属長は職員の状況を把握し、支援体制を堅持すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 毎月実施する指導主事会議において、各人権プラザの状況や地域の課題の共有を行っている。特に出先機関との即時情報共有や、研修等資料の共有、対応方針等の職員の行動に関する相談・指示において、L o G oチャットが非常に有用であり、積極的に活用しながら職員の状況把握に努めた。 【 措置済 】 令和 7年 1月27日 引き続き指導主事会議を定期的実施し、本課と人権プラザの情報共有を図った。会議場所として各人権プラザを順に割り当てていくことで、各職場や地域の状況、職員の状況を把握することができた。
④ 保育園・幼稚園・こども園職員の研修について【有効性の視点】 人権・同和教育課が主催する教職員に向けた研修会等に、小中学校の教職員だけでなく、園の職員も受講できるよう対応している。人権保育、人権教育の推進のために、幼少期からの人権意識の形成が大切なことから、引き続き職員研修についてこども未来部との連携、情報共有を進めること。	【 措置済 】 令和 6年 5月14日 学校・園からの要請を受けて指導主事が校園を訪問し、人権教育に関する指導・助言を行うほか、当課が主催する人権教育初任者・転入者研修会では、園の職員も対象として研修参加を呼び掛け、参加があった。引き続き、保育幼稚園課等と連携して幼少期の人権意識形成の支援に努めていく。
⑤ 人権教育について【有効性の視点】 社会や歴史の授業において人権の歴史に触れるなど、様々な教育活動の中に人権教育を位置付けることで、授業を通して子どもたちの人権意識の高まりが期待できる。そのため、教育委員会内で連携を深めながら、学校への働きかけを継続すること。	【 措置済 】 令和 6年 5月22日 人権学習の時間に限らず、教育活動全体で人権教育の取り組みを進め、子どもたちが人権問題を自らの問題として自覚し、解決する行動力の育成に向けて組織的に取り組みを進めることを推進している。各小中学校で策定する人権教育カリキュラムをすべて人権・同和教育課で確認し、各教科や様々な活動の中で人権と関連し、意識を高めるための取り組みを明示するよう働きかけを継続した。
⑥ 四日市人権・同和教育研究会事業について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 人権・同和教育課が事業費補助を行う四日市人権・同和教育研究会について、蓄積された成果を市民へ周知を行うとともに、時代に応じた内容の付加等についても協議し、本市の人権教育の歴史を後世に引き継ぐよう努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 四日市人権・同和教育研究会の活動は、本市人権教育、人権行政と密接に関係し、市民への啓発において重要な役割を担っている。今後の活動では、公開講演会等で市民の関心の高い人権テーマを取り扱うなど、時代に応じた内容を付加しながら、途切れない活動を継続していけるよう、支援していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和6年8月に同研究会が開催した四日市人権・同和教育研究大会では、1, 446人が参加し、さまざまな分科会で報告や討議を通して市民への人権啓発に大きく寄与することができたと考えられる。今後も効果的な人権教育に向けた活動への協力を継続していく。
イ 四日市人権・同和教育研究会事業において、教職員同様に同和行政推進監に対しても役割分担を通じ、積極的な関与を働きかけること。	【 措置済 】 令和 6年 5月 1日 8月に開催する四日市人権・同和教育研究大会において、同和行政推進監に分科会の司会や大会運営の協力を依頼し、校園や地域団体による報告・討議に関わることで、研究会事業への理解促進を図った。

⑦ 地域の児童生徒の自主自立支援について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 ア 子ども人権文化創造事業委託においてキッズ・スクール活動や子どもの居場所づくり活動は非常に重要な取り組みであり、人権プラザを広く活用しながら時代や地域に適応した施策展開をすること。	【措置済】 令和 6年 2月20日 子ども人権文化育成協議会担当学会議において、本事業は人権プラザ所在地域のみでの実施に止めることなく、時代に適応して広く人権課題を取り扱い、差別解消に向けた周辺地域への理解や交流の促進につながる内容を企画していくよう共有を図った。
イ 自己実現支援事業において時代の変遷とともに事業のあり方を変えていく必要があり、人権同和施策を担っていく立場として時代に適応した展開を図るよう検討すること。	【措置済】 令和 6年 2月20日 子ども人権文化育成協議会担当学会議において、本事業は差別に起因する学力の低位性の解消という目的から発展し、時代の変遷とともに高校・大学進学という現代的な目標も視野に入れた選択を子どもたちが意識することにつながるような事業の企画や学校との連携強化等に努めるよう共有を図った。
⑧ 公有財産の管理について【効率性の視点】 人権プラザ等の一部において、人権・同和教育課が公有財産の管理を行っている。教育的な施設として過去からの経緯があるものの、総務部が一括して維持管理の責務を担った方がよいことから総務部と一括管理について検討すること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 各人権プラザの設立の経緯や、地域と密接にかかわる事情により、公有財産の所管の変更については困難を伴うものの、日常の維持管理については総務部人権センターと協議し、人権プラザにおける通信費を総務部に集約するなど一部について整理に至った。引き続き財産管理について検討を継続する。
	【継続努力】 令和 7年 1月31日 人権プラザの管理について、令和6年度は4館共通の通信設備整備工事について総務部人権・同和政策課が施工し、大規模工事については総務部が一括して実施することを確認した。職員配置や住民向け事業の実施など、人権プラザの運営に関する総務部との協力体制を続けていく中で、引き続き最適な維持管理のあり方を検討していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 教育委員会 指導課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月９日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、定期的な年休取得や働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 令和５年度は令和４年度と比較して、年間３６０時間を超えた職員数に変化はなかったが、時間外平均時間が数時間減少し、年休の取得日数は増加した。引き続き職員の時間外勤務の原因を分析して、職員配置及び業務分担の再確認等を行うとともに、各業務で使用するファイル等の見直しや、ＲＰＡを活用した業務の改善をすすめ、業務の効率化による時間外の削減に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 ７年 １月３１日 年休の取得及び働き方改革の取り組みを進めているが、児童・生徒や保護者対応など即時対応が必要な業務も多く時間外勤務の大幅な削減には至っていない。年休取得日数は増加している。 引き続き、ＲＰＡやＡＩ技術を活用した業務改善の取り組みを進めていく。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 １月３１日 出納会計事務実務研修会や出納員研修会の資料を活用し、課内で研修を行い誤りやすい事例を再確認し、改めて定められたルールに則った事務執行の意識の定着を図った。 また、事務共通専決一覧と適正な事務事業推進のためのチェック事項を作成し、確認しながら事務処理を行えるようにした。

② 電子教材を活用した学力の育成について【住民福祉の向上の視点】 ア 指導課では、全中学校及び登校サポートセンターに学習支援教材「学んでE-net!」を配備しているが、いろんな学習支援教材について教育という専門的な視点から活用方法や効果について検証及び研究し小学校への拡充についても検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 導入した学習支援教材については、学力向上に効果的につながるものであるか、子どもたちに使いやすいものか、といった視点で検証している。 小学校への支援教材の拡充については、中学校と合わせて活用方法や効果などを検討し、採用時点で本市の子どもたちの実態に合った、より良い教材を検討していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 当課にて導入した学習支援教材については、子どもたちが使いやすく、学力の向上につながっているか等の視点で検証を行っているが、1人1台タブレット導入の実施に伴い、各課において様々な学習支援教材を導入している状況である。 これからも本市の子どもたちの実情に合わせた活用方法や効果などを検証し、より良い教材を活用していく。
イ 全国学力・学習状況調査における本市の結果については、全国の平均正答数と比較すると上回っている、もしくは同程度となっている。今後も結果の分析はもちろん、電子教材の有効的な活用方法等を研究し、児童・生徒の学力の育成及び定着に向けた検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 今後、全国学力・学習状況調査の結果を踏まえて、各教科の学力等の分析を行うとともに、各教科の授業改善の視点について明らかにする。また、授業改善の方法等を各学校に向けて具体的に指導していく。 電子教材の活用についても、学力向上の効果的な手立ての1つとして研究・発信を続けていく。 【 措置済 】 令和 6年10月 4日 全国学力・学習状況調査の結果を踏まえ、各教科の学力等の分析を行い、これまでに子どもたちが学習してきた内容を次年度へつなげることを目的とし、各学校に電子教材等を作成・提供し、春休みの期間中に取り組むように呼び掛けた。 今後も学力向上・定着に向けた取り組みを続けていく。
③ スクールカウンセラー等と学校の連携について【住民福祉の向上の視点】 不登校傾向や家庭環境等に係る問題等における支援のために、スクールカウンセラー等を派遣している。スクールカウンセラー等と学校が連携し、それぞれの児童・生徒に寄り添った支援方法の検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 教育相談の充実を図るため、全校にスクールカウンセラー（SC）を配置するとともに、緊急支援が必要な場合はハートサポーター（臨床心理士等）を学校や家庭に派遣した。スクールソーシャルワーカー（SSW）については、全中学校区で拠点型として配置した。学校においては、生徒指導委員会や特別支援委員会、登校サポート委員会、ケース会議等にSCやSSWが参加し、専門的な見地で助言することにより、問題解決に向けての適切な支援や関係機関との連携につなげている。 【 措置済 】 令和 7年 1月13日 更なる教育相談の充実を図るため相談件数の多い5中学校区にもSCを配置することとした。 今後も、児童・生徒に寄り添った適切な支援や関係機関との連携を深めていく。

④ 部活動指導における指導員及び協力員の配置について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 部活動指導員及び部活動協力員を配置することで、部活動の充実及び生徒の見守りを行いながら教員の勤務時間の削減を行っている。また、再任用の教員や非常勤講師に依頼し、教育的観点をもって部活動を実施することも重要である。生徒が入部したい部活動を選択でき、かつワーク・ライフ・バランスの観点から、教員の勤務時間の削減にもつながり、部活動中の事故などが起こらないよう、部活動指導員及び部活動協力員の配置等について、引き続き検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 部活動指導については、部活動指導員及び部活動協力員を配置することで、生徒への部活動指導の充実を図るとともに教員の負担軽減に向けた取り組みを行っている。今後は国が示す中学校の休日部活動の地域移行に沿って、部活動改革を進めていく。具体的には令和5年度から令和7年度を地域移行への推進期間として、総合型地域スポーツクラブや拠点型活動を担う各競技種目の協会や団体との連携を進め、教員が休日の部活動に係らない体制を構築していく。 【 継続努力 】 令和 7 年 1 月 3 1 日 部活動の地域展開と併せて、再任用教員や非常勤講師、地域にいる住民に依頼することで部活動指導員等の配置を進めている。 部活動が継続して実施される限りは、生徒が入部したい部活動を選択できるよう、再任用教員などに積極的に依頼することで、教育的観点を持った部活動を実施できる体制を構築していく。
⑤ 部活動の地域移行について【有効性の視点】 部活動の地域移行については、総合型スポーツクラブとの連携では市内全域を網羅できるわけではない。その中で、地域にいる部活動指導を行いたい人材を探すツールを検討し、人材が確保できるよう努めていくこと。	【 継続努力 】 令和 6 年 7 月 3 1 日 国が中学校の休日部活動の地域移行を掲げ、その推進期間を令和5年度から令和7年度と示したことから、本市においても、その期間における地域移行への取り組みを進めている。現在、総合型地域スポーツクラブに部活動指導業務について委託を行う一方、休日の部活動を、種目ごとに学校の枠をこえて行う拠点型活動も実施し、その活動を担う各種目の協会や団体にも部活動指導業務について委託を行っている。今後は拠点型活動の拡充をはじめ、総合型地域スポーツクラブとの連携も継続しながら、中学校の休日部活動の地域移行に向けて取り組みを進める。 【 継続努力 】 令和 7 年 1 月 3 1 日 国の方針を受け本市においても、総合型地域スポーツクラブへの部活動指導業務委託と種目ごとの拠点型活動を実施しており、令和7年度には種目や拠点を増やして実施する予定である。 引き続き、総合型地域スポーツクラブとの連携も継続しながら、令和8年12月を目途とし、中学校の休日部活動の地域展開に向けて取り組みを進めていく。

⑥ 行政施策の浸透について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 当課の指導主事は学校現場及び行政のどちらも知る職員であることから、必要な行政施策が学校現場や児童・生徒に浸透するような方法を引き続き検討を行っていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 学校現場と行政の双方を理解していること、実際に学校を訪問していることをいかし、学校や子どもたちの実態に合った施策を展開できるようにしていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月17日 当課には学校や保護者から日々の困りごとなどの相談を受けることが多く、その都度他課と連携・調整し、業務にあたっており、広く周知が必要な施策については、校長会などの機会を捉えて施策の周知・浸透を図っている。 今後も、様々な行政施策の中から学校現場や児童・生徒に合ったものを指導・助言できるように課内会議等での情報共有と学校現場への情報発信を続けていく。
⑦ 小学校高学年の教科担任制について【住民福祉の向上の視点】 教科担任制とすることで、一つのクラスを複数の教員が見られるということは教員及び児童それぞれにメリットがある。今後もノウハウを蓄積しながら各学校で共有し、よりよい学校運営ができるよう継続的に効果検証をしていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 教科担任制については、各学校の規模等に合わせたかたちで実施できるように指導助言を行っている。今後は、教育課程検討委員会等で成果や課題を検討し、チーム担任制も加え、効果的な実施に向けて継続的に取り組んでいく。 【 措置済 】 令和 6年12月 3日 教科担任制については、引き続き、各校の実情に合わせたかたちで実施していけるように指導助言を行っていく。 更にチーム担任制についても先進地視察を実施し、教育課程検討委員会等で課題の検討等を行った。 今後も、質の高い学びと持続可能な学校の実現を目指して取り組みを進めていく。
⑧ 通学路の交通安全確保について【住民福祉の向上の視点】 通学路の交通安全確保については、指導課が国や警察、都市整備部等の関係部局と連携が取れるようマネジメントを行い、スピード感をもって危険箇所の改善に取り組むこと。また、通学路の危険箇所については、現状が把握でき、関係部局や保護者等を含め共通認識が持てるようなGISの活用方法を検討すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 通学路の安全確保については、四日市市通学路交通安全プログラムに則り、教育委員会、道路管理者、警察が継続的に合同点検やその結果に基づいた各種対策を実施している。さらに、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実等をPDCAサイクルとして繰り返し実施することで安全性の向上に努めている。また、GISを用いて、通学路の危険箇所、対策状況を関係部局や各学校と共有し、学校を通じて保護者等への情報発信を行っている。 【 措置済 】 令和 7年 1月28日 今年度も四日市市通学路交通安全推進会議を開催するとともに、通学路の合同点検などを実施し、各種対策を実施した。 今後も、対策実施後の効果把握、対策の改善・充実等を繰り返し実施することで安全性の向上に努めていくとともに、GISを活用し危険箇所、対策状況を関係部局や各学校と共有し、学校を通じて保護者等へ適切に情報を発信していく。

⑨ 業務委託契約の履行確認について【合規性の視点】 委託契約期間の中で、仕様書のとおり業務が実施されているかを完了報告書等の確認だけでなく、現場に行くなどして履行の確認を行うこと。	【措置済】 令和 6年 2月 1日 新たに業務委託を開始したものを中心に、打ち合わせの際や、履行場所に赴き仕様書通りに業務が実施されていることの確認を行っていたが、課付主幹や課長補佐と担当で確認することとした。
⑩ 現金等の適正な取り扱いについて【合規性の視点】 英語指導員の報酬や生徒指導緊急対応で現金を取り扱っているため、銀行への振り込みや管理について、事故が生じることのないよう取り扱いには十分留意すること。	【措置済】 令和 5年 11月 9日 扱う金額の大小に関わらずダブルチェックを行うなど現金の取り扱いには注意を払っていたが、監査を受け、課長ないしは課長補佐をダブルチェックの相手にすることにした。今後も事故が発生しないように留意していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	定期監査（財務監査・行政監査）
2 監査対象	教育委員会 教育支援課
3 監査実施期間	令和５年１１月８日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 ＩＣＴ担当職員の業務内容が増えているため、グループ内での業務分担の見直しや休暇取得の促進等、職員のワーク・ライフ・バランスを充実を図る。業務分担を見直し、令和５年度は時間外勤務が年間３６０時間を超えた職員は０人となったが、今後も取り組みの充実を図る。 また、ＡＩ技術の活用等による業務改善を目指し、課の働き方改革アクションプランに「『調べＡＩ、聞きＡＩ』の達人に」を掲げ、今後も働き方改革への取り組みに努めていく。
	【 継続努力 】 令和 ７年 １月３１日 時間外勤務の内容を分析し、業務が一部の担当者に偏っている場合には、グループ内の役割分担を見直し、業務の効率化を図る。 また、文書作成やデータ処理、定型業務等においてＡＩを活用し、業務負担を軽減する。 令和７年度は、ＩＣＴのサポート業務を外部に委託し、指導主事の本来業務の時間を確保したい。
（４）学校における個人情報の管理におけるリスク ① 相談支援ファイルについては、記録の保存などは行われておらず、ファイルの紛失があると貴重な情報が喪失することになる。家庭に置く期間を短くするなど、各学校に対応を求めているとのことであるが、引き続きファイルの紛失を防ぐ方法について研究し、適切な情報管理に努めること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 校長会や特別支援教育コーディネーター研修等を通じて、「相談支援ファイル管理簿を用いて適切に管理を行い、家庭での紛失に繋がらないように対策を行うよう」に適宜呼び掛けている。 家庭での紛失が多いため、夏季・冬季休業中に返却した場合、相談支援ファイルの返却期限を保護者と決めるように学校には対応を求めている。
	【 継続努力 】 令和 ７年 １月３１日 家庭での紛失が多いため、夏季・冬季休業中に返却した場合、相談支援ファイルの返却期限を保護者と決めるように学校には対応を求めている。また、来年度に向けて保護者の相談支援ファイルに係る意識の拡充を目的にした引継ぎシートを作成し、保幼から小、小から中、中から高への引継ぎ時の紛失を防ぐ。

② 相談支援ファイルの紛失を防ぐという観点からも、GIGAスクール構想の推進の中において、情報のセキュリティ管理に十分留意したうえで、ファイルのデジタル化についても検討を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 5月30日に行われた特別支援教育推進協議会でも、相談支援ファイルのデジタル化をすることで紛失を防ぐだけでなく、進学先・就労先・関係機関への引継ぎや途切れのない支援に繋がるという意見が出た。鈴鹿市がデジタル化に取り組むようなので、情報を今後も収集し、検討していく。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 年に4回行われる特別支援教育推進協議会（内2回は作業部会）で、福祉部局と情報交換を密にしていく。また、相談支援ファイルのデジタル化の実現の可能性を探り、他県や他市町の情報を引き続き収集していく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 5年11月20日 起案文書を回議する際に、仕様書の内容や受託者の提出書類に不備がないか、起案者が一つ一つ指差し確認を行うこととした。加えて、決裁権者は修正項目を発見した場合、直ちに差し戻し修正のうえ再回議を求めることとし、事務文書の適正化を強化した。 また、計算を伴う事務文書の作成に当たっては担当者任せにせず、計算式も含めて間違いがないか複数人で確認し、合見積もりや積算を行うなど適正な執行に努めているが、今後も十分な確認を心がけていく。
② ICT技術活用の推進について【効率性の視点・有効性の視点】 ア 国のGIGAスクール構想を受け、児童生徒に1人1台のタブレットが配備され、授業や家庭学習においてICT技術の活用が進んでいる。引き続き各学校への適切な支援を実施するとともに、新たな機能の導入などについても情報収集に努め、AI等も含めたICT技術の効果的な活用を推進すること。 併せて、教職員の負担軽減につながるようなICT技術の活用についても、積極的に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 各校の管理職・ICT担当・ICTコーディネーターが利用できるコミュニケーションサイト（Google Classroom）において、ICT技術の効果的な活用方法について、教育支援課やGIGAスクールアドバイザーから情報発信に努めている。 また、公式に校務に利活用できるAIの使い方を紹介し、校務改善を促進している。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 GIGAスクール訪問において、校務の効率化やクラウドアプリの具体的な活用方法について助言したり、教育センターニュースにおいてAIの活用事例を紹介したりして、校務や授業改善を促進している。

イ ICT技術の活用を小中学校で推進するにあたり、GIGAスクールアドバイザーの活用などを通じて、教職員の負担軽減を図るとともに、学校間で格差が生じることのないよう取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 学校間で格差が生じないように、GIGAスクールアドバイザーや教育支援課指導主事が学校訪問し、各校における授業改善、校務改善を促進するとともに、ICTを効果的に活用するために、管理職の相談に乗っている。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 GIGAスクール訪問によって、各校のICTの活用状況を定期的に把握し、サポートが必要な学校にはGIGAスクールアドバイザーや教育支援課指導主事が重点的な支援を実施している。
ウ ICT技術を活用したタブレットへの授業の配信等については、不登校である児童生徒に対する学びの保証に有効な手段の1つである。また障害がある児童生徒に対しては、その特性に応じたICT技術の有効な活用が重要である。こうしたICT技術の活用方法に学校によって違いがあることで、子どもにとって学校間で格差が生じることにならないよう、教育委員会で活用方法等について整理をして学校現場への周知を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 不登校である児童生徒に対しては、本人及び保護者の希望があれば、オンラインで一斉授業に参加することができる等、可能な限り、個の状況に合わせた活用を行っている。 障害がある児童生徒に対しては、個別の教育的ニーズに応え、合理的配慮を提供していくという点から、読み上げ機能がついた教科書の利用支援や、コグトレ（認知機能トレーニング）のオンライン版の活用支援、通級指導教室での個に応じたタブレット等の活用を進めている。 学校間で格差が生じないように、随時、ICT技術の活用方法について学校現場への周知を図る。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 不登校児童生徒に対しては、学びたいときに学べる選択肢を増やすため、いつでもオンラインで一斉授業に参加することができるよう、校内ふれあい教室のWi-Fi環境を整備するなど、個の状況に合わせた活用を行っている。 障害がある児童生徒に対しては、読むことに困難のある児童生徒のために作成されたマルチメディアデージー教科書の一括申請を継続して行う。また、コグトレ（認知機能トレーニング）のオンライン版のライセンスを付与する活用支援も継続して行う。今後も、特別支援学級や通級指導教室での個に応じたタブレット等の活用を検証していく。 学校間で格差が生じないように、随時、ICT技術の活用方法について学校現場への周知を図る。
エ GIGAスクール構想の推進にあたり、小中学校にICT活用実践推進校を設け、個別学習の有効性を研究しているが、推進校以外の学校への横展開も含めて検証を行い、市内の小中学校における基本的な水準の確保を図ること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 各校におけるICT活用の促進を図るため、令和6年度は全小中学校59校を訪問して、ICT活用出前講座を実施し、活用水準の確保を図る内容とともに、各校の課題に応じたオーダーメイドの内容も盛り込んで授業改善を図っている。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 毎月の校長会議においてICT活用実践の好事例を紹介したり、ICT活用実践の授業公開を実施したりして、各校の授業改善に働きかけている。

③ 不登校児童生徒への対応について【有効性の視点】 ア 近年、不登校の児童生徒数は増加しており、登校サポートセンターを中心に各学校と連携して不登校の児童生徒への支援にあたっている。今後予定されている中学校の校内ふれあい教室の拡充に合わせ、必要な講師の確保・配置を行うなど、不登校の児童生徒への対応をさらに充実させていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 中学校校内ふれあい教室は、令和7年度には全校設置を予定している。不登校生徒支援を充実させるためには、専任教員（非常勤講師等）の配置が不可欠であり、最低ラインとして週18時間の配置を目指すとともに、入級生徒の多い学校については、複数配置を目指す。 併せて、小学校校内ふれあい教室の設置に向けても、モデル校を設置する等の検討を進めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 中学校校内ふれあい教室は、令和7年度には全校設置を予定している。不登校生徒支援を充実させるためには、専任教員（非常勤講師等）の配置が不可欠であり、より多くの時間を開室できるよう、最低ラインとして週18時間の配置を目指すとともに、入級生徒の多い学校については、複数配置を目指す。 併せて、令和7年度は小学校3校に校内ふれあい教室モデル校を設置する予定であり、小学校の校内ふれあい教室の拡充を目指す。
イ 校内ふれあい教室の中学校への拡充に伴う専任教員の配置にあたっては、そのカバーを行う非常勤講師等の人材確保の面で大きな課題がある。不登校児童生徒への対応を充実させていく観点からも、教育委員会内で連携を図り、大学生や教員免許を持ちながら他の仕事をしている人も対象に、四日市市で教員となる魅力を発信し、人材確保につながるような取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 6年11月21日 不登校支援を充実させるための方策の一つとして、校内ふれあい教室には、専任教員を配置できるよう努めていく。 退職OB教員や教員免許を所持する人材の確保に向けて、学校教育課と連携を図り、働きかけをしていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 不登校生徒支援を充実させるためには、専任教員（非常勤講師等）の配置が不可欠である。退職OB教員や教員免許を所持する人材の確保、更には退職養護教諭の活用も検討し、学校教育課と連携を図りながら人材確保に努める。
ウ 不登校支援対策については、登校サポートセンターを中心に各学校のふれあい教室が核となるが、これに加えて官民の連携も非常に重要である。他市のフリースクールへの助成なども参考にしながら、保護者支援も含めて重層的に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年11月21日 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けて、民間施設・団体との連携は、国の動向も含め、不可欠な状況になってきている。今年度、市内にある民間施設・団体との連絡会を立ち上げ、5月、11月に2回開催した。来年度以降については設置要項を作成し、それに基づいた連絡会を定期的に開催できるよう準備を進めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 不登校児童生徒の多様な学びの場の確保に向けて、民間施設・団体との連携は、国の動向も含め、不可欠な状況になってきている。今年度、市内にある民間施設・団体との連絡会を立ち上げ、5月、11月に2回開催した。 令和7年度については、設置要項を作成し、それに基づいた連絡会を定期的に開催するとともに、全国の自治体がどのように官民連携を行っているのか（助成を含む）についての調査を行い、本市の連絡会のあり方を検討していく。

④ 教員の資質・能力の向上について【有効性の視点】 教育課題に対する研究を毎年行っており、その際には国立学校教育政策研究所から講師を招いてアドバイスを受けているとのことである。この研究の報告を学校現場等で有効に活用できるものとするためにも、様々な角度からアドバイスを受けることについても検討を行うこと。	【措置済】 令和 6年 7月11日 教育課題に対する研究報告が学校現場等で有効に活用できるよう、冊子やメール配信の形で、研究論文を市内の教員や教育機関に配付する他、夏季休業中に研究発表のための特別研修講座を計画している。この講座には、有識者を招いて、研究成果を吟味したり、研究の新たな活用方法を考えたりして、より多くの教員参加者を見込み、学校現場に還元できる内容を想定している。
⑤ 教育相談への対応について【住民福祉の向上の視点】 保護者からの教育相談については、近年は特に問題の内容も細分化し、対応が難しいものも多くなっていると思われる。丁寧な対応が教育委員会の信頼にもつながることから、しっかりと柔軟な対応に努めること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 今年度から水曜日にセラピスト1名を増員し、学校を通じた保護者からの発達検査の依頼にタイムリーに応えられる体制をとっている。今後もセラピストと相談しながら、丁寧な見立てを行い、必要によっては他機関とも連携していきたい。
	【継続努力】 令和 7年 1月31日 来年度も今年度同様、水曜日にセラピスト1名を継続して任用していく。最新の発達検査器具を来年度複数台購入し、児童・生徒の実態把握に活かし学校での支援や保護者相談等に活かしていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 環境部 環境政策課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死等労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行いながら、職員を守るためにもしっかりと働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死等労災認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ６年 ７月３１日 職員配置の見直しにより令和５年度に会計年度任用職員を１名増員、令和６年度に会計年度任用職員から再任用職員の配置換えを行った。加えて、業務分担の見直しや、会議形態をＷｅｂ会議へ移行するなどの業務効率化に取り組むことで、令和４年度に確認された過労死等労災認定基準を上回る状況については、令和４年度の２名から令和５年度は１名と減少をしたものの解消には至らなかった。また、上記取り組みにより時間外勤務が年間３６０時間を超える職員数は令和４年度１０名から令和５年度５名に半減した。今後も過労死等労災認定基準を上回る状況の解消および年間３６０時間を超える職員の削減に向け、業務分担や業務効率化などの見直しを継続して実施する。
	【 措置済 】 令和 ７年 １月３１日 業務分担や業務効率の見直しを進めることで、令和６年度は過労死等労災認定基準を上回る状況を解消できる見込みとなった。しかしながら、年間３６０時間を超える職員は５名程度生じる見込みのため、業務効率化などの見直しを継続して実施する。

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、事務処理誤りが複数見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 5 日 事務処理誤りが確認された箇所について、職員全体で共有するとともに、適切な事務処理について研修を行った。 また、チェック・牽制を担う係長以上の職員については、事務処理手順や当課独自に整備しているチェック表の活用について改めて確認し、内部事務管理の徹底を図った。
② 特定外来生物の捕獲・処分について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 特定外来生物であるアライグマ・ヌートリアの捕獲・処分件数が減少している。生態系の保全や生活環境等への被害を防止するために、件数の減少原因を研究し、効果的な事業の実施に務め、目標処分頭数についても再度検討を行うこと。併せて、その他の特定外来生物の駆除についても、国や県と連携しながら素早い対応を行っていくこと。	【継続努力】 令和 6 年 7 月 31 日 捕獲頭数の減少について、市の保有檻が少ないことから、捕獲依頼から檻の設置までに時間を要していることが原因の1つである可能性がある。そのため、保有檻の数を増加させ、依頼後の速やかな設置に向けた体制の強化を図った。今後も、捕獲頭数の推移を把握し、適切な対策を講じるとともに、目標処分頭数の適切な設定について検討を行う。 【措置済】 令和 7 年 1 月 31 日 市の保有檻を増加させるとともに、捕獲依頼後の速やかな設置に向けた業務分担の見直しを実施することで体制の強化を図った。捕獲・処分件数の目標設定については、住民の生活環境等への被害を防止することを目的とした事業であることから、指標を処分頭数から捕獲率（捕獲・処分件数／依頼数）に変更し、適切な事業実施に努める。
③ 公害保健福祉事業等の実施について【有効性の視点】 公害健康被害認定者の健康の回復や増進を図るために、保健師による療養の指導や、インフルエンザ予防接種費用の助成等を行っているが、認定者の高齢化やニーズの変化等に合わせて、事業の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6 年 3 月 8 日 保健師による療養指導について、以前は各家庭を訪問し療養指導を行っていたが、コロナ禍による訪問拒否や、勤労世代は訪問の時間を作れない等のニーズに合わせ、家庭訪問は引き続き行いつつ、電話相談や認定疾病の療養に関する最新情報の提供として冊子を送付することによってぜん息等の自己管理や増悪予防を行った。
④ 環境保全の周知について【住民福祉の向上の視点】 市民団体が独自に実施した市内の河川等におけるPFOS、PFOAの水質調査について、4地点で公共用水域における水質の要監視項目の暫定指針値を超過したとの報道がされたが、その数字が市民の不安を煽る状況になる可能性もあるため、市の対応について適宜情報発信を行っていくこと。	【措置済】 令和 6 年 7 月 18 日 本市が実施している河川の環境基準点におけるPFOS、PFOAの水質調査結果について、市HPに適宜掲載した。今後も引き続き本市の対応等について適宜情報発信に努める。

⑤ 主要施策における説明の記載について【有効性の視点】 主要施策において、市内の測定地点における環境基準達成率の指標があるが、説明には、2地点において環境基準が達成できなかった旨の記載がなされている。環境基準が達成できなかったことでの影響も記載していくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 環境基準が達成できなかったことにより住民の生活環境に影響がある場合については、主要施策に記載することとする。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 令和6年度の測定結果を評価するにあたり、環境基準が達成できなかったことによる住民の生活環境への影響の有無について、令和7年度の主要施策に記載することとした。 なお、令和8年度以降についても同様の対応とする。
⑥ 単独随意契約における事務手続きについて【合規性の視点】 単独随意契約にて業務委託を行う際には、契約理由を明確にし、適切な契約事務を行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 4日 単独随意契約となる契約について、実施形態を改めて精査し、適切な契約事務となるよう整理した。
⑦ 必要な人員の確保について【効率性の視点】 化学技師等の業務に必要な人員について、確保に努めていくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 化学技師等の必要な人材の確保について、引き続き職員配置を要望していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 令和7年度の職員配置計画において化学技師等の配置を人事当局に要望した。令和8年度も引き続き化学技師等の職員配置を要望していく。

令和5年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 四日市公害と環境未来館
- 3 監査実施期間 令和5年11月17日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（４）収蔵品の適正管理に係るリスク 同館の資料は博物館と共用の収蔵庫で保管しているが、実査が行われていない。実査方法について早急に博物館と協議の上、実査を開始すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 実査すべく収蔵庫内の資料約2万点を確認したところ、一部順番通りでないものなどが見受けられるため、実査を行うにあたり、どのような方法で確認していくべきか検討を行っている。今年度内には実査を始めることを目標に準備を進めている。
	【 措置済 】 令和 7年 1月12日 実査が行えるよう収蔵庫の資料収納箱の配置と収納されている資料番号がわかる一覧データを作成している。また、一部資料について、収納箱と収納された資料とが一致しているかの実査確認を行った。実査の際には収蔵庫を管理する博物館と日程調整ならびに具体的な内容について協議を行った。今後も継続して実査を行っていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間360時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 6年 7月31日 令和4年度は職員2名の欠員が生じた影響もあり、時間外勤務が360時間を超える職員があったが、令和5年度については適正に人員配置され、業務分担を行うことができたため、360時間を超える職員はいなかった。
（４）収蔵品の適正管理に係るリスク 未整理資料のうち「四日市公害と環境未来館」に関連する資料については、学芸員が資料のランク付け等の重要な判断を行い、そのあとの整理は会計年度任用職員が行うなど、効率的な整理方法を早急に検討すること。	【 措置済 】 令和 6年 1月12日 未整理資料について、一部の作業について会計年度任用職員を新たに雇用し作業を行うことで、整理を進めている。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【措置済】 令和 6年 2月 1日 所属長から、適切な事務執行について改めて職員に周知し、決裁時に各職員が相互に確認するよう再度認識させた。
② 博物館との連携について【有効性の視点】 学校の見学スケジュールにおいて、博物館の常設展示室も見学ルートに入れ、また、当館の見学とプラネタリウム投映を組み合わせることにより、常に連携を図っている。また、令和3年度、5年度の特別展・企画展開催時に博物館と連携し、プラネタリウムで関連番組の投映を行っている。「四日市公害と環境未来館」と博物館は、同一施設内に設置されており、博物館との効果的な連携があつてこそ市民に強くPRすることができるので、今後も、両館が密に連携を図り、より魅力のある施設を目指すこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 当館主催の展覧会とプラネタリウム番組の内容を関連付けたり、博物館の周年事業の際に当館でもイベントを開催するなど連携を意識して事業を実施した。今後も定期的な打ち合わせの場で情報共有を行うなど常に連携を意識しながら、博物館とともに魅力ある「そらんぼ四日市」を目指していく。
③ 語り部の減少による四日市公害の歴史と教訓の伝承について【有効性の視点】 四日市公害裁判判決から50年が経過し、「語り部」は高齢化により現在3名となり、歴史と教訓の風化が懸念される。当館では、当時を経験された60人を超える証言記録映像をアーカイブとして保有し、展示室で公開しているが、解説員養成の制度をさらに充実させるとともに、引き続き、伝承方法の研究を行っていくこと。	【措置済】 令和 6年 5月15日 新しく語り部になっていただける方を探し、今年度から新たに一人語り部を増員した。今年度夏休みの講座で語り部から話を聞く代わりに、証言映像を用いながら職員が解説する手法を試みた。このような方法も検討しながら、引き続き伝承方法の研究を行っていく。
④ 環境技術の見識を有する市職員の確保について【有効性の視点】 業務上、環境技術についての見識が求められることから、環境技術の見識を有する市職員の確保に努めること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 現在、市職員ならびに会計年度任用職員の中に環境技術の見識を有する職員は配置されているが、今後も引き続きそのような職員の配置を要望していく。
⑤ 学術機関との連携について【有効性の視点】 資料の有効活用のため、大学等学術機関と連携を図ること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 現在資料整理を行っている途中であるため、それと併せて、資料の有効活用のため、大学などの学術機関との連携について検討していきたい。
	【継続努力】 令和 7年 1月31日 資料の有効活用のため、大学などの学術機関との効果的な連携にあたり、他の公害資料館の取り組み事例等について調査ならびに検討をしていく。

⑥ エコパートナー環境学習等業務委託事業について【有効性の視点】 現在、登録されたエコパートナーに9事業を委託しているが、環境教育は非常に重要であり、事業数を増やすことや、事業内容を深めることも検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月24日 年度当初に事業募集するだけでなく後期にも追加募集を行って、より多くの事業を実施できるよう努めた。エコパートナー交流会や活動報告などを通して、本事業について周知を図っていく。
⑦ 環境学習事業等運營業務委託について【有効性の視点】 継続性を持たせ、経年的な事業を取り入れることなどについても検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 毎年同内容の講座をするのではなく、新たなテーマを取り上げたり環境学習の効果なども考えながら、次年度の講座についての事業計画を調整している。様々な年代をターゲットにした環境学習講座を多数実施することで、継続的な学習機会の提供を行っている。今後も事業の内容について精査していきたい。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 環境部 生活環境課 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
業務委託の管理について【合规性の視点・住民福祉の向上の視点】 業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。	【措置済】 令和 6年 7月31日 業務委託契約において、提出を義務付けている業務報告が提出されない場合は、速やかに契約相手方に報告を提出するよう指導する。また、契約相手方と連絡が取れないなどのトラブルが起きた場合は、他の業者に依頼するなど、速やかに適切な対応をとっていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は令和４年度は２名であったが、令和５年度は１名に減少した。今後も業務分担及び業務内容の見直しによる効率化を図るとともに、働き方改革推進本部の通知を参考に時間外勤務時間の削減を図っていく。
	【継続努力】 令和 7年 1月31日 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員は令和５年度は１名であったが、令和６年度は生じない見込みである。令和６年度上半期の課内総時間外勤務時間数が８７８時間（Ｒ５：７７６．５時間）と、新規事業が増加したことにより時間外も増加している。引き続き業務内容の見直しなど効率的な業務遂行を心掛けるとともに、職員間での声かけなどにより時間外勤務時間の削減を図る。

(3) 職員配置におけるリスク 勤続年数が2年未満の職員で構成される係もあり、係長の負担が非常に大きくなっていると思われる。現在の体制においては、係長に業務が集中するのはやむを得ない部分もあると思うが、管理職はこうした状況をしっかりと把握し、適切にフォローを行うとともに、人員配置についても部を通して適切な要求に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承については、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図るよう努めている。 また、係長など一部の職員に負荷がかかる状況をつくらないためにも、管理職等によるフォローに努めるとともに、適切な人員配置を要求していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 業務遂行に必要な知識及びノウハウの継承について、手順書の作成や業務分担の見直しを行うとともに、係内会議等で情報共有、意思統一を図った。 また、管理職等により適切にフォローを行うことで、一部の職員に業務が集中する状況を作らないよう努めた。 人員配置に関しては、令和6年度配置がなかった再任用職員について令和7年度にも引き続き要望した。
--	---

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合规性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 4月 1日 事務処理の基本的な部分でミスすることがないように、係長等の上位職によるチェックを徹底するなど、業務方法の改善を実施するとともに、適切な事務処理を徹底するよう周知を図った。 また、会計事務の手引きや掲示板の重要通知集を活用するなどして、職員に正しく事務処理を行うよう周知を図った。 決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。
② 環境事業課との業務区分の整理について【有効性の視点】 令和4年4月の組織改編に伴い、従来の生活環境課が生活環境課と環境事業課の2課に分割された。それに伴い、ごみに関する業務のうち、収集や処理等の業務は環境事業課の業務となり、生活環境課はごみ減量等に関する政策立案や意識啓発等を担うこととなった。 課は分割されたものの、ごみを減量するという目標は両課で共通である。将来的にも両課が同じ方向性を持って業務を行っていくため、廃棄物対策監を先頭に、日ごろから連絡を取り合うなど両課がよりよい関係を構築できるよう、環境整備に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 未だにごみの分別・収集について問い合わせを受けることが多いものの、可能な範囲で生活環境課で対応し必要に応じて環境事業課へ引継ぐ対応を行っている。また、日常の連絡に加え、必要に応じて両課で打ち合わせを行ったり視察や研修に同行することにより、情報や課題の共有を図り問題の早期解決を心掛けている。 今後も廃棄物対策監を先頭に、両課がより良い関係を構築できるよう環境整備に努めていく。 【 措置済 】 令和 7年 1月31日 引き続き市民からの問い合わせに対し協力して対応するほか、ごみ処理基本計画の改定作業をはじめ各種計画の作成や統計作業を連携して行うなど、廃棄物対策監を先頭に、両課で情報・課題を共有し環境整備に努めた。 今後も廃棄物対策監を先頭に、両課がより良い関係を構築できるよう協力していく。

③ 北大谷斎場への職員の配置について【有効性の視点】 北大谷斎場には、市職員としては受付や火葬証明書の発行のため会計年度任用職員のみが配置されているが、施設管理等は業務委託で行われており、現状の配置で十分機能しているとのことである。配置されている会計年度任用職員の負担や責任が過大なものにならないよう、引き続き課と斎場の連携を密にし、適切な業務執行に努めること。	【措置済】 令和 6年 4月23日 北大谷斎場の施設管理等は業務委託で行われており、判断を伴うような事象には委託業者が対応している。 北大谷斎場に配置されている会計年度任用職員は、火葬許可証への公印押捺及び簡易な電話・窓口対応が主たる業務である。このため、会計年度任用職員に過大な負担や責任が生じることはない。 また、従前より市職員も定期的な現地確認及び月に1度月次報告会を行っている。その際、業務上の相談を受けたり、要望を聞くよう努めた。今後も連携を密にし、適切な業務執行に努める。
④ 墓じまいや改葬の方法等の周知について【有効性の視点】 近年では墓じまいをする家庭も増えているとのことであるが、市民がその際の適切な手続きをスムーズに行うことができるよう、ホームページ等による適切な周知に努めること。	【措置済】 令和 5年11月21日 墓じまいに際して必要となる改葬に関する手続きについて、ホームページにその手順及び申請書を掲載し、周知に努めた。
⑤ 市営霊園の使用者調査について【効率性の視点・有効性の視点】 旧町村から引き継いだ3霊園の使用者の確認については、これまでも現在の利用者の調査などを行い、8～9割程度の把握ができているとのことである。弁護士等の法的な専門家の活用などを通じ、引き続き効果的に使用者調査を進めること。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 今後も継続して使用者の調査などを行うとともに、必要に応じて弁護士相談を活用するなどして、引き続き使用者の調査を進める。墓地敷地内に看板を設置し使用者への申出及び承継手続きを継続的に働きかけていく。 【措置済】 令和 7年 1月31日 墓地敷地内に設置した看板により、承継手続きを申し出る利用者が増えており、承継に対する意識が一定程度浸透したと思われる。 今後も、引き続き調査を行い、墓地敷地内に設置した看板を更新しながら、墓地使用者への申出及び承継手続きを継続的に働きかけていく。
⑥ 資源集団回収助成金について【有効性の視点】 資源集団回収にかかる助成金を支出しているが、近年は活動自体が低下傾向にあるとのことである。こうした事業は、子どもたちが関わる教育の面でも重要であり、希薄になりがちな近年の地域住民間の関係性を保つことにも効果があることから、当該事業の効果的な推進に取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 資源集団回収については、近年は自治会・子ども会の減少や活動休止、新型コロナウイルス感染症流行の影響などにより回収団体が減少傾向のため、活動自体も低下傾向になっている。当該事業を効果的に推進していくため、今後も助成金制度の周知や団体への聞き取りなど、拡充に向けた施策の検討を行っていく。 【継続努力】 令和 7年 1月31日 資源集団回収の活動を推進するため、助成金制度の周知を継続して行うとともに、活動自体を促進するために、制度自体の周知に効果的な取り組みを検討していく。

⑦ 食品ロス削減の取り組みについて【有効性の視点】 食品ロスへの対策として様々な啓発活動を行っており、令和５年度からは四日市市社会福祉協議会に委託し、食品ロスマッチング事業などを実施しているとのことである。今後も引き続き、実効性の高い取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 ６ 年 ７ 月 ３ １ 日 食品ロス削減の取り組みとして令和５年度に開始した食品ロス削減マッチング事業は一定の成果を挙げている。令和６年度以降も当該事業を推進するとともに、食べきり推進店認定事業、市の行事と合わせて開催するフードドライブや出前講座による食品ロス削減啓発などの取り組みを進める。
	【 措置済 】 令和 ６ 年 １ ０ 月 ２ ４ 日 食品ロス削減マッチング事業においては、市主催のイベントに合わせたフードドライブの実施に加えて、企業からの寄付を促進するため、商工会議所を通じて企業に対し周知を行うなど、食品ロス削減にかかる取り組みを着実に実施している。食品ロス削減の啓発については、食べきり推進店認定事業、フードドライブ、出前講座による周知などによる取り組みを進めており、今後も継続していく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 環境部 環境事業課
- 3 監査実施期間 令和５年１１月１６日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
業務委託の管理について【合規性の視点・住民福祉の向上の視点】 業務委託契約において、毎月の提出を義務付けている業務報告が一部提出されておらず、結果的に年度末に一部契約不履行となり違約金を受け取った事例が見受けられた。今回は実質的な影響はなかったが、法定点検が規定通り行われなかったことは重大な問題であり、契約相手方と連絡が取れないなどトラブルが起きた場合には他の業者に依頼するなど、市として緊張感を持って、速やかに適切な対応をとること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 令和５年度から、一部契約不履行があった当該業者とは契約せず、業務の安定的な履行が望める業者と契約を締結した。 業務委託契約において、万が一提出を義務付けている業務報告書が提出されない場合には、速やかに契約相手方に報告書を提出するよう指導する。また、契約相手方と連絡が取れないなどのトラブルが生じた場合は、他の業者に依頼するなど、適切な対応を行っていく。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に取り組むこと。	【継続努力】 令和 6年 7月31日 令和４年度は年間の時間外勤務時間数が３６０時間超の職員が３名いるものの、令和５年度においては月当たりの平均時間外勤務時間数が減少した。（Ｒ４：２７時間→Ｒ５：２５時間） 今年度も引き続き、業務分担及び業務内容の見直しなど業務遂行について効率化を図り、時間外勤務時間数の削減を図りたい。
	【継続努力】 令和 7年 1月31日 時間外勤務時間数が３６０時間を超えた職員が令和５年度は３名であったが、令和６年度においても４名生じる見込である。引き続き業務分担及び業務内容の見直しなど業務遂行について効率化を図り、時間外勤務時間数の削減を図りたい。

(3) 職員配置におけるリスク 所属の規模及び事務量に対し、事務職員が少ないように見受けられる。業務量や業務の内容を数値に基づいて精査し、必要な人員確保に最大限努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 南北清掃事業所を含む当課の業務の性質上、事務職員に加え労務職員がもつ知識及びノウハウは必要不可欠である。このことによる事務職員の不足に対しては、マニュアルの作成や業務内容及び業務分担の見直しを行うことで業務の効率化に努めている。 今後は、業務量及び業務内容を鋭意精査し、必要に応じて適切な人員配置を求めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 南北清掃事業所を含む当課の業務の性質上、事務職員に加え労務職員がもつ知識及びノウハウは必要不可欠である。このことによる事務職員の不足に対しては、マニュアルの作成や業務内容及び業務分担の見直しを行うことで業務の効率化に努めている。 今後は、業務量及び業務内容を鋭意精査し、必要に応じて適切な人員配置を求めていく。
(4) 公有財産が適切に管理されないリスク 適切に実査を行っていても、実査記録の照合日などが誤っていると、実査の実効性に疑義が生じかねない。正確な記載を心がけること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 クリーンセンターをはじめ多くの施設を所管する当課においては、適切な公有財産の実査を実施している。しかしながら、その後の書類作成時において前年度のデータを引用するため、実施日等の修正に漏れが生じたものである。今後は、実査記録の決裁を複数の職員で注意深く確認していく。 【 措置済 】 令和 6年10月 7日 クリーンセンターをはじめ多くの施設を所管する当課では、公有財産の適切な実査に努めている。 監査以降2度実査を実施しているが、実査記録の決裁を複数の職員で注意深く確認のうえ提出した。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で、いくつかの事務処理誤りが見受けられた。これは、職員の業務に関する知識不足や単純なミスに加えて所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能していないことに要因がある。所属長は定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 6年 1月 9日 事務処理の基本的な部分でミスすることがないように、係長等の上位職によるチェックを徹底するなど、業務方法の改善を実施するとともに、適切な事務処理を徹底するよう周知を図った。 また、会計事務の手引きや掲示板の重要通知集を活用するなどして、職員に正しく事務処理を行うよう周知を図った。 決裁承認者及び決裁権者の確認時においても会計規則や根拠法令等に基づく細やかな確認を意識し、事務処理誤りを防ぐよう努めている。

② 不法投棄、資源物持ち去りなど不法行為への対応について【合規性の視点・有効性の視点】 許可なく資源物を持ち去る行為や事業系廃棄物の不適切な搬入については、巡回パトロールの実施などに加え、対策強化のための条例改正も行い、一定の効果は見られたとのことである。引き続き、不法行為への対策を検討し取り組むこと。特に、資源物持ち去りについては、今後も、他自治体への調査などを行いながら、より有効な対策について研究すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 資源物持ち去りについては、今年度から職員を1名増員し、禁止命令の交付に加え告発につなげるなど実効性のある対策に取り組んでいる。 さらに有効な取り組みを行うため、他自治体への調査に注力していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 資源物持ち去りについては、今年度から職員を1名増員し、禁止命令の交付に加え告発につなげるなど実効性のある対策に取り組んでいる。 さらに有効な取り組みを行うため、他自治体への調査及び研究に注力していく。
③ 所属の分離、独立による効果的な事業展開について【有効性の視点】 クリーンセンター内への環境事業課設置により、ごみ収集・処理の現場との物理的距離が近くなった。これにより、現場の状況を把握しやすくなったメリットを生かして、課題や対策案を積極的に発信、提案するなどし、今後も生活環境課と緊密に連携して効果的な事業展開に取り組むこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当課が担うごみの収集及び処理と生活環境課が担うごみの減量施策は密接に関連するところである。このことから、日頃の情報共有や打ち合わせの実施、また必要に応じて視察や研修に同行するなど、情報や課題を共有し、問題の早期解決に努めていく。 【 措置済 】 令和 6年10月31日 当課が担うごみの収集及び処理と生活環境課が担うごみの減量施策は密接に関連するところである。このことから、今後の施策を取りまとめる「ごみ処理基本計画改定」や「展開検査」等において密に打合せを行い情報共有するとともに、必要に応じて視察や会議に共に出席するなどし、問題の早期解決に努めた。
④ 職員間のコミュニケーションについて【有効性の視点】 多様な立場の職員が混在する職場であることから、相互にコミュニケーションを密にし、円滑な施設運営に当たること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 事務職及び労務職で組織された当課においては、相互にコミュニケーションを密にし、各々がもつ知識やノウハウの共有に努めていく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 事務職及び労務職で組織された当課においては、相互にコミュニケーションを密にし、各々がもつ知識やノウハウの共有に努めることが重要であると認識しており、従前から実施する班長会を引き続き開催し、情報共有に努めていく。
⑤ 工事の繰越しについて【住民福祉の向上の視点】 道路工事に併せて行う水路拡幅工事は、道路工事の地元調整に時間を要したことで繰越となったという状況がある。事業スケジュールに影響を及ぼさないよう、予算計上までに十分な調整を行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当課の工事は、原課契約分を除き都市整備部の工事担当課へ執行委任して実施しているところである。今後においても、執行委任先の所属とスケジュール等を十分調整し実施していく。 【 措置済 】 令和 7年 1月17日 都市整備部の工事担当課へ執行委任する工事において、進捗状況を含めたスケジュール等の綿密な調整に努めた結果、令和5年、6年と繰越することなく完了した。

⑥ 旧北部清掃工場の解体について【住民福祉の向上の視点】 施設の性質上、解体工事については、土壌汚染や大気汚染などへの安全対策及び地元説明を十分行うこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月 31日 令和9年1月にかけて実施する旧北部清掃工場の解体工事については、都市整備部営繕工務課及び施工業者と施工内容や安全対策等を密に打合せし、これまでと同様に地元に対して丁寧な説明に努めていく。
	【 措置済 】 令和 6年11月14日 安心安全な施工に向けて、当工事の施工を委任する営繕工務課及び施工業者と密に打合せを行うとともに、地元に対しても工事概要を組回覧するほか、10月、11月には説明会を実施するなど丁寧な説明に努めてきた。この工場解体は長期に渡る工事でもあることから、引き続き機会を捉え、チラシの配布や説明会の開催など、今後も丁寧な対応に努めていく。

令和５年度 定期監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 監査事務局 |
| 3 監査実施期間 | 令和５年１１月２８日 |

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 文字起こしシステムを利用して会議録の同時編集を行うことで、監査等の記録作成にかかる時間を飛躍的に短縮することができた。また、タブレットＰＣの追加導入により、ペーパーレス化による効率的な監査事務の運用を進めた。 これらの取り組みに加えて、朝礼時に時間外勤務予定を報告する取り組みを続けたことで、令和４年度に年間３６０時間を超えた職員は２人であったが、令和５年度においては０人とすることができた。
（４）監査事務局内の内部統制が適切になされないリスク 財政・会計・法務・監査等の経験を有する職員の確保及び育成を図るとともに、さらに高度の内部統制に努めること。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月３１日 研修受講を積極的に進めて職員のスキルアップを図るとともに、受講した職員が職場研修で他の職員に研修内容を共有することで、事務局全体へのフィードバックを行っている。 令和５年度は、１１月に国際文化アカデミー、１～２月に市町村アカデミーにおける研修に職員が参加し、監査事務や内部統制に関する知識の集積を図った。 令和６年度においても、一般社団法人日本経営協会や市町村アカデミーのほか、新たに自治大学校で監査・内部統制専門課程を受講することとした。今後も、こうした外部研修の成果を職場に還元するなどし、引き続きより高い水準での内部統制に努めていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 内部事務管理について【合規性の視点】 内部事務の基本的な部分で事務処理誤りが見受けられた。職員の業務に関する知識不足や単純なミスの発生を防ぎ、所属内でのチェック・牽制体制が十分に機能するよう、所属長は引き続き定められたルールに基づいた事務執行の意識を職員に定着させるとともに、所属において発生しやすいミス等によるリスクを認識させ、日常的に確認すべき事項を定型化して確認するなど、内部チェック体制を整備して、内部事務管理の徹底を図ること。 また所属長が決裁を行う際には、決裁権者や出納員としての自らの責任をあらためて認識したうえで行うこと。	【 措置済 】 令和 5年11月28日 定期監査で注意のあったケース、他課の事前調査等において発生したケースについて情報共有を行い、再発防止を図った。 また、事務の執行が例規に基づくことを改めて認識するよう呼び掛け、意識付けを行った。
② 監査事務の効率化について【有効性の視点】 監査事務は、全部局に影響を及ぼすこと、監査委員の事務補助という立場から最小の手順で効果的な資料作成・提案が求められる。一方で、地方自治法改正に伴うリスク及び3 Eの視点導入時に大幅見直しを行い、導入前より手順が増加している。監査事務フローをさらに見直し、I C T導入等今日的課題に論理的に取り組める職員の育成を図り、事務局内、ひいては全部局の働き方改革に資する取り組みを進めること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 監査事務フローを見直し、事務負担の軽減を図り、より効率的かつ効果的な監査手法を検討していくため、監査事務におけるデジタル技術の活用に関心する職員が実践的に取り組んでいるところであり、これをさらに推進して職員の育成及び課題の解決につなげていく。また、この取り組みについて、総務部デジタル戦略課を通じた全部局への共有も考えている。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 従来から取り組んでいる監査時の議事録作成のシステム化や、監査資料作成時のR P A導入に加え、令和7年度中に監査資料の時間外勤務状況を自動抽出できるよう、デジタルツールを活用した取り組みに着手したところである。運用が軌道に乗れば、監査対象所属が監査資料作成にかかる時間を軽減させることが見込まれる。
③ 包括外部監査制度の導入に向けた準備について【有効性の視点】 中核市移行に備え、中核市に義務付けられている包括外部監査制度の導入に向けて、できる準備をしておくこと。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 当市が過去に包括外部監査を実施した際の資料も参考としつつ、すでに導入済みである都市の実施状況を確認するなど、制度導入にあたってすべきことを研究していく。 【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 過去の包括外部監査関係資料を確認するとともに、令和6年度東海地区都市監査委員会総会・研修会において、包括外部監査経験のある講師による研修を、監査委員とともに受講した。令和7年度行政監査では、監査専門委員に同氏への監査専門委員に委嘱を検討するなどし、制度導入に向けた研究を段階的に進めていく。

④ 公の施設の指定管理者監査について【有効性の視点】 公の施設の指定管理者監査は、一巡するのに10年以上を要しており、今年度でやっと全ての施設が監査を受けることとなる。今後は、牽制を強化するためサイクルの見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 対象団体の少ない出資団体監査も合わせて監査サイクルの見直しを行った。公の施設の指定管理者監査は、これまで1年度に2件実施していたが、対象施設によっては1年度に3件実施する計画を作成し、概ね8年程度で一巡できるよう改めた。
⑤ 過去からの監査結果の活用について【効率性の視点】 過去からの監査結果は貴重であり、これが有機的に活用されることが望ましい。ICT技術の活用により、検索・活用の利便性を向上させること。	【継続努力】 令和 6年 7月 31日 全国都市監査委員会のホームページにある監査結果検索システムについて、四日市市の監査結果も登録を行う方向で検討を進めている。これにより効率的に過去の監査結果を検索することが可能となるため、監査委員会に諮ったうえで、令和6年度中に登録を行いたい。
	【措置済】 令和 6年 11月 30日 全国都市監査委員会のホームページにある監査結果検索システムに、該当実施期間における監査結果を登録した。今後も継続して登録し、監査の質の向上に活用できる環境を整えていく。
⑥ 住民監査請求への対応について【有効性の視点】 住民監査請求について事前研究に努め、いつ請求があっても通常業務への影響が最小限となるよう準備しておくこと。	【措置済】 令和 6年 6月 25日 令和6年4月に2件あった住民監査請求については、主担当とともに副担当も事務を行っており、育休中を除く書記全員が住民監査請求の経験を積むことができた。 引き続き、住民監査請求についての研修の受講、書籍の活用などで、日頃から学びを深めるよう努めていく。
⑦ 監査結果の議会での活用について【有効性の視点】 監査結果について、議会でも有効に活用されることが求められる。当局とは、市長・副市長との意見交換を行っていることから、議会へのアプローチについても検討すること。	【措置済】 令和 6年 3月 11日 令和5年度より、市長・副市長との意見交換と同時期に、監査委員から議長・副議長に対する監査結果報告を行うこととした。
⑧ スキルを有する職員の確保等について【有効性の視点】 ア 職員定数条例の定めはあるものの、限られた人員で本市の内部統制の最後の砦としての役割を果たせるよう、財政・会計・法務・監査等のスキルを有する職員の確保及び育成に最大限努めること。	【措置済】 令和 6年 3月 31日 人事異動に際しては、監査に必要なスキルを有する職員の配置が必要である旨をあらためて人事担当部局へ伝え、職員の異動によって監査事務局の機能が低下しないよう努めた。 引き続き、外部研修なども通じて監査事務局職員の育成に努めていく。

イ 現在、管理職を中心として行っている資格取得の流れを、職場全体に拡大すること。	【 継続努力 】 令和 6年 7月31日 自治大学校や市町村アカデミーをはじめ、積極的に職員の研修受講を進めている。資格取得には至っていないが、監査に有用な研修を通じ、引き続き職員の能力向上に取り組む。
	【 継続努力 】 令和 7年 1月31日 令和6年度は、所属初の自治大学校内部統制・監査専門課程への職員派遣をはじめ、市町村アカデミーなどの研修受講を行った。 令和7年度においても、引き続き積極的に職員の監査に必要な知見を高め、全庁の適正事務に寄与するべく、派遣研修も含めて各研修受講に必要な予算措置を行った。また、職員の能力向上を図り、必要な資格取得やリスクリングにつながるよう取り組んでいく。
⑨ ホームページの周知活用について【有効性の視点】 監査事務局のホームページについて、周知活用を図ること。	【 措置済 】 令和 6年 3月27日 市役所ホームページのトップページ下関連サイトに、監査事務局ホームページのバナーを掲載し、利用者の目に留まりやすくなるようにした。 また、監査結果や措置状況の公表にあたっては、広報よっかいちにお知らせを掲載することとした。

令和５年度 出資団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 出資団体監査
 2 監査対象 株式会社四日市市生活環境公社
 環境部 生活環境課（出資に関する事務の所管所属）
 3 監査実施期間 令和６年１月１５日

【株式会社四日市市生活環境公社】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（２）会計経理及び財産管理等が適正に行われないリスク 工具器具備品は固定資産台帳に登載し、備品シールを貼付して管理しているが、備品シールの劣化により識別ができないものが見受けられた。不備のない適切な事務処理を行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 １月 29 日 固定資産管理票が劣化し、識別ができないものについては、新しい管理票に貼り替えた。今後、実査をする中で識別できないものがあれば、速やかに貼り替えを行う。
（４）事業継続性のリスク 職員の年齢層に偏りがあり、若年層職員が少ない。事業の重要性を広く十分に発信し、事業継続のために、若年層の雇用促進策を強化すること。また、賃金体系についても、若年層にとって魅力的なものになっているか再検証すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 高校生のインターンシップ、大学生のワンデイ就職見学会による新卒者の求人に加え、転職サイトの活用により第二新卒者の求人を強化するなどした結果、新たに８名の職員を確保することができた。また、給料表のベースアップ、手当の増額において考慮した結果、三重労働局「新規学卒者初任給情報」に対する比率でも見劣りすることはなくなった。（高卒初任給比率 89%→98%）

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 業務の効率化について【効率性の視点】 近年、本社を十七軒町から平尾町に移転するとともに、事業活動の拠点を平尾町に統合し、将来的に山間部に集中するし尿収集業務の効率化及び統合による業務全体の効率化を図っている。また、事業効率化のため、グループ制により衛生、資源再生の両部門の事業に従事できる職員の育成を図っているとのことである。 現在、衛生部門では、し尿収集件数の減少や中継貯留槽の老朽化に伴い、し尿収集の効率が悪化している。今後もさらなる悪化が想定されているため、事業効率化を継続して進め、利益の増加に繋げること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 安定し継続的な業務遂行を維持するため、衛生・資源再生の両部門の事業を実施できる人材を、幅広い年齢層で効果的に育成していく。 また、衛生部門においては、し尿収集件数の推移等を注視して、半期ごとにコースの見直しを行っており、今後も継続して事業の効率化を進めていく。
② レンタルトイレの貸出事業（自主事業）について【有効性の視点】 ア 災害時には社会貢献として非常に重要な役割を担っており、また、収益率もよく、さらに強化を図ること。	【 措置済 】 令和 ６年 ４月 １日 レンタルトイレ事業の社会的貢献としての重要な役割を再確認し、さらなる、顧客確保に努めて収益率を高めていく。

イ 当社がこの自主事業を行っていることについて、市民の認識は低いと思われるので、自主事業の枠内で、市民への周知を強化すること。	【措置済】 令和 6年 5月 1日 これまでもホームページ等でレンタルトイレ事業をはじめとした公社の事業を市民に周知しているが、令和6年5月1日より運用ポリシーに基づき、新たにSNSの活用による周知を開始した。
ウ 現在の生活様式に即し、洋式トイレの割合を上昇させること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 生活様式の変化に伴い、2～3年前頃から洋式トイレの需要が高まってきている。ニーズを的確に捉え、長期的な視点に立った購入を行い、洋式の割合を高めていく。
③ 内部留保について【有効性の視点】 別途積立金を含め内部留保が多額になっている。これについては、本社の移転、退職金、高額車両の買い替えなどに備えているとのことであるが、本社移転、事業部統合も完了しており、今後、投資も含め、内部留保を有意義に活用すること。	【継続努力】 令和 6年 8月31日 本社移転、事業部統合が完了したことに伴い、中長期に及ぶ業務量の見通しに見合った体制づくりや、安定かつ継続して受託できる持続可能な体制づくりに向けて必要な資金を計画的に積み立てるよう、臨時的・投資的経費見込みの見直し作業に着手した。
	【継続努力】 令和 7年 2月28日 中長期に及ぶ業務量の見通しに見合い、安定かつ継続して受託できる持続可能な体制づくりに向けた資金計画の見直しを図るため、業務量、職員数及び車両台数等、並びにそれらに必要な資金などを検討している。

【環境部生活環境課】

特になし

令和５年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 平津新町自治会
市民生活部 市民協働安全課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和６年１月１７日

【平津新町自治会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 ３Ｅ（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 防犯カメラの画像データ管理について【効率性の視点】 自治会役員が画像データの管理を行っているが、自治会役員には定期的に交代が生じる。安全安心なまちづくりのため、役員交代後も引き続き画像データの適正な管理を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ３月 ３１日 防犯カメラの適正な管理に向け、役員交代時は「平津新町自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準」を活用し引き継ぎを行っている。
② 防犯カメラ設置事業について【住民福祉の向上の視点】 当自治会は計画的に防犯カメラを設置しているところである。防犯カメラの設置により犯罪抑止力が高まり、事件に巻き込まれないまちづくりとなるような効果のある事業として引き続き進めること。また、他地区へ設置のノウハウ、効果の情報共有をすること。	【措置済】 令和 ６年 ４月 ４日 計画的に防犯カメラを設置しており、令和６年度においても設置に向け準備を進めている。 また、地区の定例会において防犯カメラの設置方法や効果などについて情報共有を図ったとともに、個別に問い合わせがあった場合は対応している。

【市民生活部 市民協働安全課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(3) 指導監督の適切性が保たれないリスク 事前申込書や交付申請書などの提出を受けた際には、添付書類の内容を十分確認し、誤りがないようにすること。	【措置済】 令和 ６年 ２月 ２２日 担当者が受理時に書類を確認するとともに、決裁においても承認者及び決裁権者が添付書類の内容を十分に確認するよう徹底し、記載漏れや誤りがある場合に直ちに修正を求めた。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 補助金交付による地域防犯活動の支援について【有効性の視点・効率性の視点】 当事業は、市民による防犯活動を補完するものとして位置付けられ、四日市市地域防犯活動支援事業補助金とともに、市民による防犯活動を支える柱となっている。 ただし、700余の自治会中130程度の自治会が当補助金を活用するにとどまっている。 防犯カメラ設置の必要性について、地域の広さや住民の意識などそれぞれ異なることから地域の実情に合わせて交付することや、補助金制度を活用したことがない地域に対しても設置の事例を紹介するなど引き続き補助金の募集について周知すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 防犯カメラ設置については、各地域での自主的な防犯活動を補完するものとして設置を進めているものであり、地域での必要性に応じて、設置の判断を各自治会でされている。 防犯カメラ設置について、市内全地区の自治会長が集まる場で情報共有を行っているとともに、予算要求の段階から、全自治会に設置意向を呼びかけるなどしており、令和6年度においても引き続き周知を図っていく。
② 防犯カメラの設置について【有効性の視点】 ダミーカメラの設置は、地域の犯罪抑止に効果があるため、住民からダミーカメラの要望が高いと聞く。他の制度で、ダミーカメラの設置を補助対象にできないか、可能性を研究すること。	【検討中】 令和 6年 8月 31日 これまで、ダミーカメラの設置を望む声やその設置を補助対象にする要望は、自治会等から直接寄せられていないが、犯罪の抑止効果を高めるため、他市で補助対象としている事例について研究する。 【措置済】 令和 7年 2月 28日 ダミーカメラは、ダミーであることが判明した場合に犯罪抑止効果自体が無くなるとともに、ダミーカメラの増加に伴い、全体として防犯カメラの犯罪抑止効果の低下も懸念されることから、現行どおり録画装置を備える防犯カメラのみを補助対象とする。 なお、他市の事例について調査したところ、ダミーカメラを補助対象とする自治体は少なく、対象としている自治体においても、実際の申請件数は、直近数年で数件程度に留まっている。
③ 画像データ等の保存期間について【有効性の視点、住民福祉の向上の視点】 四日市市防犯カメラの設置及び運用に関する条例施行規則において、画像データ等の保存期間は30日以内の範囲内としている。規則制定当初に定めた「30日以内」の期間が現状でも妥当か等、記載内容の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 8月 31日 個人情報の保護に関する法律第22条において「個人情報取扱事業者は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データを正確かつ最新の内容に保つとともに、利用する必要がなくなったときは、当該個人データを遅滞なく消去するよう努めなければならない。」と規定されており、警察をはじめ、多くの行政機関等が最長でも一か月としている状況を参考にして「30日以内」と規則で定めている。 この期間について、平成27年に規則を施行して以降、個人の権利利益保護の観点が社会的に大きく変化したことが無く、警察等での保存期間も見直されていないこと、また、何ら問題となった事例や見直しを望む声も無いことからみても、指摘の保存期間を見直す必要はないと判断する。

④ 自治会防犯カメラの設置及び運用に関する基準について【有効性の視点】 自治会の運用基準別表における設置年月日欄は、防犯カメラの当初設置予定日を基準日として記載することとなっている。後に運用基準を確認した際に、記載されている当初設置予定日と実際の設置年月日が乖離しており、記載内容の見直しを検討すること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 工事時期の影響により当初設置予定日と実際の設置年月日と乖離する場合があることから、補助金交付申請時は予定として提出してもらっている。 設置後において、予定していた日と実際に設置した日が異なる場合は、設置日に修正が図られるよう実績報告時に徹底しており、令和6年度においても引き続き確認を行っていく。
⑤ 補助金の募集チラシについて【有効性の視点】 補助金事務手続きの流れにおいて、年に1回程度、防犯カメラ運用状況の報告を依頼しているところある。1回程度とあいまいにすることなく、必ず1回は報告するとともに、状況に応じて追加の報告が必要な場合があるという記載に改めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 令和6年度の募集チラシでの補助金手続きの流れの欄に記載の文言を「年1回防犯カメラ運用状況の報告依頼をするとともに、状況に応じて追加の報告が必要な場合がある」に改めた。

令和5年度 財政援助団体監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 財政援助団体監査
- 2 監査対象 社会福祉法人博秀会 たいすい保育園
こども未来部保育幼稚園課（財政援助に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和6年1月17日

【社会福祉法人博秀会 たいすい保育園】

指 摘

特になし

意 見

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 保育士能力向上について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 幼児教育センターにおいて研修プログラムを有効に活用しており、引き続き研修プログラムの活用と園での情報共有をしながら特別な支援が必要な子どもが入園した際には常に対応できるような体制を整備すること。	【 継続努力 】 令和 6年 8月31日 研修プログラムを定期的に活用し、学んだ内容を職員間で共有を行う。また、個別の支援計画等を作成する際は、保護者や専門機関と連携し、定期的に体制を見直すなど、職員間の協力体制を強化し、質の高い支援を提供できるよう努める。
	【 措置済 】 令和 6年12月17日 研修計画に基づき特別支援の研修を受講し、研修内容を職員会議等で共有した。 個別の支援計画の策定に際しては、専門機関と会議の場を設ける等連携を強化し、小学校への接続の際にも個別の支援計画の資料を活用した。 また、ケース会議を実施し、職員間の協力体制を強化することで、支援の質の向上に努めた。

【こども未来部 保育幼稚園課】

指 摘

- 1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 事務の適正性について【法規性の視点】 ア 補助対象児認定調書の様式について、あて先に付ける敬称部分に「四日市市長様」と、「様」を用いているが、敬称部分を空白とした様式に改めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 令和 6 年度より敬称を空白とした様式に改めた。
イ 「事業計画書」と「事業成績書」は同一の様式である「事業計画（成績）書」を使用している。書類が分かりにくいいため、交付申請は「事業計画書」、実績報告書は「事業成績書」と改めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 令和 6 年度より「事業計画書」と「事業成績書」の様式を分離した。
ウ 園からの補助金申請の提出書類の確認において、一部不適切な運用がなされていた。確実にチェックし、不備な点は早急に指示をすること。	【措置済】 令和 6 年 8 月 31 日 不備が発見された際は保育幼稚園課で修正を行わず、随時園に修正を指示し再度提出を求めることとした。
② 補助対象児童の認定について【法規性の視点】 対象児童の認定については、補助金交付要領第 6 条第 2 項に「四日市市特別支援保育専門委員会」（以下「専門委員会」という。）にて協議することとなっているが、専門委員会を経由しないまま、園に専門委員会で協議した結果として通知している。 専門委員会の関与について整理されておらず、対象児童の認定の実態と補助金交付要領が乖離している。対象児童の認定における専門委員会の関与について、考え方を整理したうえで補助金交付要領を見直し、補助金交付要領に沿った形で事務を行うこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 対象児童の認定については、補助金交付要領の規定等と実際の事務処理に齟齬が生じており、本来は要領を改正し、規定等を見直す必要があったが、見直しのないまま事務処理が続けられていた。 今回、本財政援助団体監査による指摘を受け、令和 6 年度に要領の改正を行い、実際の事務処理に沿った規定や様式となるよう見直しを行った。
③ 専門委員会について【有効性の視点・法規性の視点】 専門委員会は複数の役割を有しているが、その依拠するところの要綱や要領、それに定められている様式に不整合が生じている。専門委員会の役割やあり方、補助金交付の事務処理の流れを改めて検証し、専門委員会を分割することも含め事務処理の流れ並びに要綱、要領及び様式を見直すこと。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 特別支援保育は主に公立園において実施しており、専門委員会のなかで、支援児がより良い集団生活が送れるように支援内容や入園後の配慮等について、園とともに検討を行っている。 一方、私立保育園、認定こども園においては、支援が必要となる児童の保育に対応するため、本補助金を活用し、加配保育士の配置を行っている。私立園においては軽度の支援児が多く、対象児童の認定については、軽度の支援児も含め幅広く認定を行っており、課内の保育指導担当に確認を行いながら事務処理を進めている。なお、補助金交付要領については、令和 6 年度に要領の改正を行い、実際の事務処理に沿った規定や様式となるよう見直しを行った。

④ 補助金交付手続きの実施時期について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 事業開始時期は４月であるが、補助対象児童の調査が１０月、交付決定が３月下旬で、補助金交付要領第９条の９割以内の概算交付が事実上不可能な状態となっている。子どもの発達状況及び在園期間の確認が必要であることは理解できるものの、希望する園にあつては概算払いの選択を可能とし、園の財政負担を軽減する制度本来の目的を達成できるよう、スケジュールの見直しを図ること。	【措置済】 令和 ６年 ６月 ７日 スケジュールの見直しを図り、年度当初から補助対象児童の調査を兼ねた交付申請案内を行った。
--	--

意見

特になし

令和５年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|--|
| 1 監査の種類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 監査対象 | 一般社団法人四日市歯科医師会（四日市市歯科医療センター）
健康福祉部 保健企画課（指定管理に関する事務の所管所属） |
| 3 監査実施期間 | 令和６年１月１８日 |

【一般社団法人四日市歯科医師会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（３）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク 現金出納簿は、現金の紛失等の事故を防ぐためにも重要な書類であり、作成にあたっては記載誤りのないよう十分注意して行うこと。	【 措置済 】 令和 ６ 年 ４ 月 １ 日 現金出納簿の記載誤りについては直ちに補正した。さらに令和６年度から現金出納簿の様式を変更し、毎月、市の担当職員がダブルチェックを行うことができるよう改めた。

2 ３ E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 自主事業についての事業計画への掲載について【合規性の視点】 歯科医療センターは、自主事業として訪問歯科診療を実施しており、その実績については毎月の事業実績報告書や年度の事業報告書で報告するとともに、年度末の運営委員会においても報告がされている。その一方で、年度の事業計画書には内容が記載されていないことから、自主事業の事前承認の点からも、事業計画書へも記載を行うこと。	【 措置済 】 令和 ６ 年 ３ 月 ２ ９ 日 令和６年度から毎年度の事業計画書に自主事業に関する実施計画を記載して市に提出するよう、市と協議のうえ見直しを行った。 令和６年度は、仕様書の範囲内において、自主事業として訪問歯科診療を月１回実施していくことを計画し、令和６年３月２９日付で、令和６年度四日市市歯科医療センター事業計画書及び予算書を市に提出した。
② 現金の取り扱いについて【合規性の視点】 窓口で収納した現金については、協定書の仕様書のとおり原則として当日中の金融機関への預け入れに努め、時間的に困難な場合は翌営業日の早い時間帯に預け入れるなど、現金の取り扱いにおいて事故防止に最大限努めること。	【 措置済 】 令和 ６ 年 ４ 月 １ 日 歯科医療センターの診療時間は、火・木曜日が午後１時３０分から午後４時３０分まで、日曜日が午前９時３０分から午後０時３０分までとなっており、当日中の金融機関への現金預け入れが困難であったことから、事故防止に向けて市と協議した結果、仕様書の見直しへとつながり、令和６年度からは、徴収した現金は速やかに金融機関に預け入れることとし、金融機関の時間外等により入金できない場合は、厳重な管理を行うとともに、翌金融機関営業日に預け入れることとした。

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
告示手続きの適正な執行について【合規性の視点】 四日市市歯科医療センター条例施行規則第2条第1項第2号の規定に定められた、市長が特に必要と認めた日の診療日について、必要な告示手続きが取られていない状況が見受けられる。速やかに定められた手続きを行うとともに、必要があれば規則の見直しも含め、今後は適正な執行に努めること。	【措置済】 令和 6年 3月29日 令和6年2月定例月議会において、四日市市歯科医療センター条例の一部改正を行い、年末年始の応急診療日を12月30日から翌年の1月2日までと明記した。（令和6年3月25日議決） これに伴い、令和6年3月29日付けで、四日市市歯科医療センター条例施行規則を改正し、告示手続に関する規定を削除した。

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（2）指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク モニタリングレポートを作成する際には、毎年の業務として機械的に行うことなく、事業収支の内容等を含め、ヒアリング等を通じて指定管理者の事業内容の把握をしっかりと行うこと。	【措置済】 令和 6年 2月16日 歯科医療センターの円滑な運営と事故防止を図るため、毎月1回、市と指定管理者による連絡調整会議を行うよう改めた。令和6年2月からは毎月継続して会議を行い、情報共有や事業内容の把握を行っており、よりの確なモニタリングレポート作成につなげていく。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 指定管理者の収支等の適切な点検について【有効性の視点・合規性の視点】 指定管理者の収支等については、定期的に帳簿等の確認を行っているとのことであるが、その際は他の用件のための外出機会を利用して訪問するのではなく、指定管理者の収支等の確認のためという明確な目的をもって訪問し、毎月の帳簿等の確認を確実にすること。	【措置済】 令和 6年 2月16日 帳簿等の確認を定期的を実施するよう方針を改め、毎月実施する連絡調整会議において、指定管理者の経理担当者同席のもと確認することとした。
② 事業報告書や協定書の内容確認について【合規性の視点】 事業報告書等において、若干の記載誤りが見受けられた。指定管理者制度を導入してから期間が経過していることを考えると、各種書類の内容が適切に確認されているか疑念を生じかねない。指定期間更新の機会などに協定書や仕様書等の見直しを行うとともに、施設から提出される各種書類の確認をしっかりと行い、適切な運用に努めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 指定期間の更新機会を捉え、各種書類の内容や整合性を確認した。令和6年度を初年度とする5年間の協定においては、事業報告書の提出期限等の記載に不整合がないよう確認し、協定締結を行った。引き続き、毎月指定管理者から提出される書類については、しっかりと確認を行っていく。

③ 福祉医療費領収証明書の発行にかかる手数料の取り扱いについて【合規性の視点】 障害者手帳等を取得している人への医療費助成のために必要な福祉医療費領収証明書を歯科医療センターが発行しているが、この際に助成を行う自治体が支払う手数料について、四日市市在住の利用者と他市町在住の利用者で取り扱いが異なっている。適正な取り扱いがどのような形式であるか確認を行い、必要に応じて取り扱いを改めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 四日市市歯科医療センター条例第10条第1項の規定に基づき、令和6年度以降は福祉医療費領収証明書の発行手数料は全て市が受け入れることと改めた。本件については指定管理者及び近隣市町と調整済であり、今後は取り扱いに差異がでないよう万全を期している。
--	--

【一般社団法人歯科医師会・健康福祉部 保健企画課】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 歯科診療の効果的な推進について【住民福祉の向上の視点】 健康寿命の延伸のためには、口腔ケアが重要である。自主事業として実施している訪問歯科診療も含め、地域の開業医との連携を図り、四日市市の歯科診療の効果的な推進について、引き続き取り組みこと。 なお、現在自主事業として実施している訪問歯科診療については、その有効性を検証し、将来的に指定管理業務委託への包含の可能性も含め、研究を行うこと。	【継続努力】 令和 6年 8月 31日 訪問歯科診療は、通院することが困難な障害者の方へ口腔の健康維持と早期治療につながる有効な取り組みであるため、引き続き、地域の開業医との連携を図りながら、歯科医療センターとの役割分担や効果的な推進方法を検討していく。 なお、令和6年度は、地域の開業医を対象に、将来的に自院での障害者治療の受け入れ体制を拡充するための理論や実践を学ぶ研修会を行い、障害者歯科診療に対する地域の対応力を高めていく。
	【継続努力】 令和 7年 2月 28日 訪問歯科診療は、通院することが困難な障害者の方へ口腔の健康維持と早期治療につながる有効な取り組みであるため、引き続き、地域の開業医との連携を図りながら、歯科医療センターとの役割分担や効果的な推進方法を検討していく。 なお、令和7年2月に、地域の開業医などを対象に、外部講師による自閉スペクトラム症の特性や当該患者の歯科診療の対応方法を学ぶ研修会を開催し、地域全体で障害者歯科診療への対応力を高める取り組みをした。

② 歯科医師の確保と体制の整備について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 歯科医療センターでは障害者を対象とした歯科診療を行っていることから、専門となる歯科医師の確保が重要である。大学との連携などを含め、運営に必要な体制の整備に努めること。	【 継続努力 】 令和 6年 8月31日 障害者歯科診療を担うことができる歯科医師の確保は、歯科医療センターの基盤を左右する重要課題であるため、日本障害者歯科学会への参加や大学を通じてのネットワークを介して、必要な人員を確保していく。
	【 継続努力 】 令和 7年 2月28日 障害者歯科診療を担うことができる歯科医師の確保は、歯科医療センターの基盤を左右する重要課題であるため、日本障害者歯科学会への参加や大学を通じてのネットワークを介して、必要な人員を確保していく。 令和6年度においては、学会参加時の交渉や大学教授への個別訪問をして、人員確保に向けて継続的なアプローチを重ねている。

令和５年度 公の施設の指定管理者監査の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 公の施設の指定管理者監査
- 2 監査対象 社会福祉法人四日市市社会福祉協議会
(四日市市障害者自立支援施設 あさけワークス)
健康福祉部 障害福祉課（指定管理に関する事務の所管所属）
- 3 監査実施期間 令和６年１月１９日

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会】

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（３）施設の管理に係る収支会計処理が適切に行われないリスク ① 現金の紛失等の事故を防ぐためにも、短期間とはいえ施設で現金を取り扱う際には現金出納簿での管理を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 １月２２日 あさけワークスでは、利用者や実習生の給食代を現金集金することがあり、その都度出納簿に記録しているが、記載内容に誤りがないかの確認を担当者のみではなく、２名体制で確認することとした。
② 契約書は業者と委託契約を交わすうえで非常に重要な書類である。複数の職員で確認するなど事務処理誤りの再発防止に努め、適切な業務執行に取り組むこと。	【措置済】 令和 ６年 １月２２日 令和４年度に不備のあった契約書については早急に社会福祉協議会、業者ともに是正した。これ以降の契約書について不備が無いか、その都度複数名で確認している。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 事業報告書における金額の記載について【合规性の視点】 年度末に作成される事業報告書において、作業等に伴う収入額を記載しているが、事業報告書の提出後に決算処理に伴う金額の変更が行われており、実際の決算額と事業報告書が異なる状況となっている。決算額の市への報告もされているが、基本協定書等には事業報告書は毎会計年度の終了後４０日以内に提出すると定められていることから、金額が確定したのちに作成して提出するなど、正確な金額が記載された事業報告書を作成すること。	【措置済】 令和 ６年 ５月１０日 本来であれば、収支決算書の額と同額を事業報告書にも記載すべきであるので、このような間違いのないよう十分注意していく。令和６年５月１０日に提出した書類は、正しい決算額を記載した。今後は迅速に決算業務を行い事業報告書を作成するよう努める。

② 災害等への備えについて【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 施設では毎月の避難訓練等の実施や備蓄品の準備など、災害に備えた対応をしているとのことである。引き続き備蓄品等が十分にあるか定期的に見直しを行うとともに、近隣の八郷小学校への避難のみならず施設2階への垂直避難も想定するなど、障害者が多い施設における減災について取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 災害等への備えについては、月1回、備蓄が十分であるかどうかを確認している。また、常に3日分の食料等は確保している。 また、避難訓練については、近隣避難所への避難を想定して毎月行っている。歩行が困難な利用者が多く、訓練の際に負傷することもあるため、2階への垂直避難を頻繁に実施することは危険であり、災害時には早めに避難所へ避難すべきであると考えているが、緊急事態の際には垂直避難の方法があることも念頭に置き、災害時に備える。
③ 利用者への就労支援について【住民福祉の向上の視点】 ア セーフティネットの役割を担う就労継続支援B型の施設において、A型事業所への移行が難しい利用者が多いという状況は理解できるが、意欲のある利用者や挑戦できそうな利用者に対する支援についてはしっかりと行えるよう、体制づくりに努めること。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 現在の利用者の中でA型事業所へ移行希望者はいないが、今後も希望があれば施設を見学したり、サービス計画を策定する相談事業所につなぐよう支援をしていく。現在の利用者からは、B型事業所の見学希望が多く、実際に見学することで利用者自身の意欲が向上し、あさけワークスの作業環境の改善につながっている。
イ 利用者が両親等の援助が無くなった際に少しでも自立できるよう支援することが必要であることから、各種作業等における単価や市場価格との違いといった金銭的な背景を把握しておくことも、利用者にとってプラスとなる部分であると考え。事業を進めるにあたっては、こうした情報の収集などにも留意して取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 利用者が作業工賃を多く得られるよう工賃の高い作業に重点的に取り組んでいる。今年度に入り、受注先から受け取る工賃も上昇しており、今後も作業単価や市場価格を把握しつつ利用者工賃のアップに務める。
④ 施設におけるコンプライアンスの遵守について【合規性の視点】 昨今、福祉施設においてコンプライアンス上の問題があるという事案が全国的にみられる。虐待防止の貼り紙をするなどの取り組みを行っているが、こうした事案は絶対にあってはならないものとして、引き続きコンプライアンスの遵守を徹底する取り組みを進めること。	【措置済】 令和 6年 2月 1日 従来から職員は虐待防止の研修に積極的に参加し、法人全体での虐待防止にも力を入れているが、2月1日に改めて「虐待案件があれば早急に報告をすること」、「施設単位でも機会を見つけ研修・事例の報告を行うなどの取り組みを行うこと」を周知した。また、万が一、利用者への対応に問題があった際には相談できる機関を利用者に通知している。今後も法令遵守について法人全体として徹底していく。

【健康福祉部 障害福祉課】

指 摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
(2) 指定管理者への指導監督が適正に行われないリスク 必要な点検等が確実に実施されていることを確認するためにも、点検内容や時期、根拠法令等を仕様書に記載することが望ましいと考えられる。新たに協定を交わす際には、こうした点にも留意して仕様書を作成すること。	【措置済】 令和 6年 3月 29日 令和6年度指定管理者年度協定にかかる仕様書において、点検内容や時期、根拠法令を明記し、協定を交わした。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 複数の福祉施設における指定管理業務委託の方法について【有効性の視点】 障害福祉課は、あさけワークスに加えて共栄作業所とたんぼぼの2つの障害者自立支援施設についても、社会福祉法人四日市市社会福祉協議会を特定した候補者として指定管理者に選定し、それぞれの管理運営を行っている。施設によって事業内容に差があるとはいえ、他部局で行われているように複数の施設を一括して指定管理業務委託する方法も考えられる。引き続き施設の運営管理を委託していくにあたって、どのような指定管理業務委託の方法が適切であるかについても研究もを行い、今後の適正な指定管理業務委託に取り組むこと。	【検討中】 令和 6年 8月 31日 あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画が進行中である。再整備を進めていく中で、各施設の事業内容や運営方法の整理を行い、指定管理業務委託の方法についても併せて検討していく。 【継続努力】 令和 7年 2月 28日 引き続き、あさけワークス、共栄作業所、たんぼぼの3施設について、施設の集約化及び再整備の計画を慎重に進めている。令和8年度に行う次期指定管理者の選定期間における再整備計画の進捗状況を踏まえ、より効果的な指定管理業務委託の方法を選択していく。

【社会福祉法人四日市市社会福祉協議会・健康福祉部 障害福祉課】

指摘

特になし

意見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

特になし

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意見	措置（具体的内容）・対応状況
① 施設の職員体制の整備と適切な指定管理料の取り扱いについて【有効性の視点】 ア 令和4年度は育休者の代替職員の配置が遅くなったとのことである。別施設の職員の配置転換などは困難であったとのことであるが、代替職員が不在の期間があったということは体制的に課題があると考えられるため、今後こうした状況が生じることのないよう取り組むこと。	【措置済】 令和 6年 4月 1日 職員が育児休業等を取得することが判明した時点で早急に募集をかけることとする。応募が無い場合でも利用者の処遇に影響の無いよう法人内で人事配置の調整を行っていく。 職員体制に変更が生じた場合は障害福祉課へ随時報告すること及び、速やかに必要な措置を行うことを周知徹底した。支援体制に影響が生じないよう人員配置について働きかけていく。

イ 職員が当初予定通り配置できなかったことで人件費が減少し、結果として収入超過が生じている状況には課題がある。こうした状況が継続することのないよう、指定管理料の取り扱いや人員配置等について整理を行い、適切な施設運営が行われるよう努めること。	【措置済】 令和 6 年 4 月 1 日 収入超過の主原因は、育児休業代替の雇用が早急にできなかったことであるので、今後は求人を早急に幅広く行う。 また、令和 6 年度指定管理者協定書に、協定書に定める金額どおり支払うことが合理的でない場合の精算規定を設け、協定を交わした。
---	--

令和５年度 随時監査（工事監査）の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
 2 監査対象 四日市中央線道路整備工事（その２）
 都市整備部 市街地整備課
 3 監査実施期間 令和６年１月１６日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク 工事施工区域内の蛇籠の上に、空き缶が置かれていた。工事施工区域内に市民が入り、空き缶を置いた可能性があるため、工事関係者以外が入ることのないよう、安全対策を十分に行うこと。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 2 2 日 工事期間中は、蛇籠などの施工途中の構造物からできるだけバリケードを離して配置し、歩行者から手が届かないようにするなど、施工区域と交通開放部の隔離をより一層強化する措置を行った。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 蛇籠ベンチについて【住民福祉の向上の視点】 デザイン性から蛇籠をベンチとして配置しているが、蛇籠は石の間に隙間があり、利用者が隙間に物を落としてしまう可能性が十分に予測できる。蛇籠ベンチの利用については、先進他都市の安全な利用方法を把握したうえ、本市での対応策を検討すること。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 2 2 日 本工事で整備する蛇籠ベンチと同様の構造の先進事例である久屋大通公園では、運用開始以降トラブルなどはなく、運用しているとのことであった。 本工事で整備した蛇籠ベンチは、木製座面を配置し、蛇籠本体の網目を小さくしているほか、詰めている石も上部ほど細かくするなど大きな空隙が無い構造とする措置を行った。 今後は、ベンチ以外の蛇籠と合わせて、維持管理する中で供用後の現地の状況を観察しながら、追加の措置が必要であるか検討を行う。
② 自転車専用道路の終点について【有効性の視点・住民福祉の向上の視点】 今回の工事区間は、中央通り再編事業の最西端である。しかし、中央通りは今回の整備区間で終わらず、堀木日永線まで続いている道路である。今回の工事で整備する自転車専用道路の終点は、中央通りの側道につながる形となっているが、側道は店舗等の出入口もあり走行する自動車も多数見受けられ、接触事故が増加することが危惧される。自転車が安全に通行できるように警察等とも十分協議し、安全対策を行うこと。	【 措置済 】 令和 6 年 3 月 2 2 日 事業区域最西端となる自転車道終点部の処置は、警察と協議したうえ、路面標示で安全に未整備区間へ導入するよう措置を行った。

③ 通行者の事故について【住民福祉の向上の視点】 自転車、歩行者及び次世代モビリティ等が衝突するなどして、事故が起こらないよう空間の分離に加えて、安全に見通せる視距の確保などを行うこと。また、車の誤進入による事故等が起こらないようリスクを回避する可能性を検討し、対策を行うこと。	【措置済】 令和 6年 3月22日 現設計も自転車道と歩道の間に緩衝緑地を設けるなどの空間分離を図っているほか、植栽で視距が阻害されないように剪定などの維持管理を行っている。 自転車道への車両誤進入対策については、交差点部へのボラード設置や自転車道である旨がわかるよう路面標示等やカラー舗装を行うなどの措置を行った。 今後は、維持管理する中で供用後の現地の状況を観察しながら、追加の措置が必要か検討を行う。
④ 施工中のトラブル対応等について【住民福祉の向上の視点】 施工中に大きなトラブルや事故が発生していないため、工事完了まで今後も大きなトラブルや事故等が発生しないように引き続き注意すること。	【措置済】 令和 6年 3月22日 その後も事故やトラブルの無いよう施工し、完了した。
⑤ 工事の施工状況について【有効性の視点】 監査専門委員からの工事技術調査において、どの項目においても問題はなく、全体的にも特に不具合がないとの所見であった。監督職員の現場・施工状況の管理が行き届いている結果であるため、今後も継続していくこと。	【措置済】 令和 6年 3月22日 その後も監督員による適切な施工管理が行われ、完了した。
⑥ 他課との工程調整について【有効性の視点】 今回の工事では、下水建設課が発注する工事との兼ね合いもあり契約変更が行われている。しかし、うまく調整ができたことで工期の遅れや手戻り、複数回の掘り起こしが発生することなく、施工することができているため、今後も継続していくこと。	【措置済】 令和 6年 6月 5日 その後も工程調整を適切に行い、本工事及び下水建設課発注工事共に問題なく完了した。

令和５年度 随時監査（工事監査）の結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 随時監査（工事監査）
- 2 監査対象 常磐ポンプ場№.6 雨水ポンプ設備更新工事
上下水道局技術部 施設課
- 3 監査実施期間 令和６年１月１６日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
(6) 現場の安全管理が適切に行われないリスク ポンプは１０トンを超える非常に重い機器であるため、設置をするにあたっては、安全管理の体制を整えて施工すること。	【 措置済 】 令和 ６年 １月２４日 ポンプを吊り上げる門型クレーンの構造計算を行い安全を確認したうえで施工を行った。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 工事における騒音について【住民福祉の向上の視点】 騒音は規制値を下回れば問題がないというわけではなく、工事施工中は大きな音が発生することを念頭に置きながら、近隣住民のことを考え、慎重に施工すること。	【 措置済 】 令和 ６年 １月１７日 近隣住宅付近における騒音状況を確認する監視人を配置し施工を行った。
② ポンプの試運転について【有効性の視点】 不測の事態に備えてのポンプ場であるため、今回設置したポンプの試運転を行う際には、多くのパターンを想定して十分な試運転を行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ７月１９日 通常の自動運転、大雨に備えた先行待機運転など多くのパターンを想定し試運転を行った。
③ ポンプ設置後の点検について【有効性の視点】 ポンプ設置後に行う点検作業については、委託業者に任せるだけではなく、担当者が随時現場の確認に行くなどして、委託業者を牽制しながら実施状況の確認を行うこと。また、職員の技術力により委託業者への牽制も左右されることから、技術の継承を継続して行うこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ７月３０日 委託業務の監督員がポンプメーカー推奨の点検内容を理解し、受託者の点検状況を現場で確認していくように取り決めた。 また、現場で点検状況を確認する場合に、若手職員は先輩職員に付いて回ること、ポンプや付属する設備の構造等に関する知識やスキルを習得すること、技術の継承を継続している。
④ 施工中のトラブルについて【住民福祉の向上の視点】 施工中に大きなトラブルや事故等が発生していないため、工事が完了するまで大きなトラブルや事故等が発生しないように引き続き注意すること。また、市民の命や財産を守る機器であるため、適切に稼働できるよう施工すること。	【 措置済 】 令和 ６年 ７月１９日 施工中に大きなトラブルや事故等が発生するなく完成した。また、適切に稼働することを確認し完成した。

令和５年度 行政監査結果（指摘・意見）に基づく措置状況等の報告

1 監査の種類	行政監査
2 監査のテーマ	公益財団法人三重北勢地域地場産業振興センター 解散後の引継状況について
3 監査対象	商工農水部 商業労政課
3 監査実施期間	令和６年１月２６日

指 摘

特になし

意 見

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
（１）財団から引き継いだ財産は、公有財産台帳や備品台帳に適切に反映されているか。 工作物として引き継ぐものとそうでないものについて改めて基準を確認し、状況を精査しておくこと。時間が経過するほど、事実が不明確になる懸念があるので、できるだけ迅速に整理しておく必要がある。	【 継続努力 】 令和 ６年 ８月３１日 基準を改めて確認し、台帳への登録が漏れている公有財産について、台帳に記載すべき形質や価格等の確認を行い、登録に向けた作業を進めているところである。
	【 措置済 】 令和 ６年 １０月１日 台帳への登録すべき公有財産について、整理を行い、令和６年１０月１日付けで登録した。

2 ３E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

意 見	措置（具体的内容）・対応状況
① 今後の施設運営、活用策などあり方の方向性について【経済性の視点・効率性の視点・有効性の視点】 ア 令和４年度から、近鉄四日市駅周辺で計画している中心市街地拠点施設整備との連携も視野に入れながら、新たな産業拠点施設としての活用策を具体的に検討しているとのことである。直営化の利点や近鉄四日市駅に近い立地の良さを生かしつつ、求められる機能やあるべき姿を研究し、学生などの若年層の利用促進にもつながるような新たな事業展開に取り組むこと。	【 措置済 】 令和 ６年 ３月１５日 令和４年度のあり方検討委員会での議論を踏まえ、令和５年度には、関係機関と調整を行いながら、施設に導入する機能のうち、スタートアップ支援機能及び産業情報発信機能のコンセプト、求められる機能の具体化を行うとともに、機能が最大限に発揮できる諸室の配置などを盛り込んだ基本計画を令和６年３月１５日付けで策定した。 基本計画には、幅広い世代が気軽に立ち寄ることができる交流空間や展示スペースなども盛り込んでおり、引き続き、新たな産業の拠点施設がより有益なものとなるよう、新たな事業展開を検討していく。

イ 現在、民間の２団体に対し、部屋及び駐車場の行政財産目的外使用許可を通年で与えている。これらについて、制度の趣旨への適合性などを必要に応じて点検するとともに、立地の良さなども考慮して、賃貸借契約による収入増の方策など、経済的な視点からも検討を行うこと。	【措置済】 令和 ６年 ２月 ２ ９ 日 2 団体から令和 6 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日までの行政財産継続使用許可申請があり、改めて、地方自治法第 2 3 8 条の 4 第 7 項および四日市市公有財産規則第 5 条第 5 号の規定ならびに各団体の活動を勘案し、制度および施設の趣旨に適合していると判断し、令和 6 年 2 月 2 9 日付けで使用許可を行った。 今後、新たな産業の拠点施設として当該施設の活用を進めていく上では、経済的な視点ももちながら、適宜検討していく。
--	---

令和４年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 市民生活部 市民生活課 |
| 3 監査実施期間 | 令和４年６月３日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ５年 ４月３０日 業務分担の再確認を行ったうえで均等な業務配分となるよう調整を行い、一つ一つの業務について作業工程を見直し、効率化を図った。その結果、令和４年度においては、過労死等労災認定基準を超える勤務を行った職員は１名であり、前年度に比べ１名減少させることができた。今後も引き続き多面的に時間外勤務縮減に向けた取り組みを強化していく。
	【 継続努力 】 令和 ５年１０月３１日 令和５年度については、市民課のマイナンバーカード発行事務を支援するための職員派遣及び選挙事務従事が必要であったことから、応分の時間外の増加が見込まれるが、事務の効率化より時間外の削減に引き続き取り組んだ。 また、２０時以降の残業が見込まれる場合には、時間外承認一覧を作成することとし、上位職は職員の業務の進捗の把握に努め、必要に応じて業務分担の平準化を行うこととしている。 今後も引き続き時間外勤務縮減に向けた取り組みを行っていく。
	【 継続努力 】 令和 ７年 ３月３１日 特定の職員が過重労働にならないよう、職員の状況に応じ、適宜、業務分担の見直しを図ったが、令和６年度においても過労死等労災認定基準を上回る状況の解消には至らなかった。今後も引き続き、業務分担を見直すとともに、業務効率化につながる手法を検討しながら、時間外勤務縮減に向けた取り組みを進めていく。

令和４年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 市民生活部 市民課 |
| 3 監査実施期間 | 令和４年６月１日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 ５年 ４月３０日 市民課やマイナンバーカードサービスセンターへの休日応援を各地区市民センターへ依頼したほか、９月後半からマイナンバーカードの交付前の各事務処理を部全体の応援体制を組んだ事により、市民課負担を軽減することに努めたが、それを上回る業務量の増大には年度後半の延べ６名の兼務職員による部外からの応援により対応した。
	【 継続努力 】 令和 ５年１０月３１日 マイナンバーカードサービスセンターや市民課での休日交付の応援を各地区市民センター職員に依頼したほか、市民課職員の休日出勤は振替休日を徹底した。また、２０時以降の時間外勤務については、各グループリーダーに事前報告することとし、内容を明確化し、時間外勤務の時間数の減少に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 ７年 ３月３１日 水曜日のノー残業デーの実施や、有給休暇の積極的な取得について、所属長やグループリーダーから課員に声掛けを行い時間外の削減に努めている。また、申請書作成端末の導入や、証明書のオンライン請求といったデジタル技術を導入し、業務の効率化を図った。しかし、令和６年度においても過労死等労災認定基準を上回る状況の解消には至っていない。

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
① 例規の適正な整備について【合规性の視点】 市民課が所管する市民窓口サービスセンターの取扱業務を定めている「四日市市市民窓口サービスセンターに関する規則」において、その記載内容が現状と一致していないまとなっている条文が見受けられた。総務課とも調整のうえ、現状にあった内容となるよう、適正に改正を行うこと。	【 検討中 】 令和 5年 4月30日 当初、業務の内容や法改正の影響を想定していたため、令和6年度を目途にしていたが、規則改正は内部決裁で可能とのことなのでなるべく早い時期で令和5年度中に改正を行う。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 戸籍証明の広域化のための条例改正に合わせ、令和6年3月に行うこととした。
	【 措置済 】 令和 6年 7月17日 令和6年7月17日規則第63号において、「子ども医療費」や「児童手当」といった現状にあわせた内容に改正を行った。

令和４年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|------------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | こども未来部 こども未来課 |
| 3 監査実施期間 | 令和 4 年 8 月 1 8 日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（３）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間３６０時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5 年 4 月 3 0 日 こども関連施策の増大及び多様化が進む中、各係の業務量が増大の一途を辿っており、相互応援を行うことで特定の職員に業務が偏らないように努めたが、年間３６０時間を超える職員については、令和３年度の６人から、令和４年度は８人に増加した。 令和５年度は、こども施策に加え新たに結婚支援施策が所掌となり人員体制が強化された。（増員３人：内訳 正職１人、再任用１人、会任パート１人）時間外勤務の削減に努めるため、新体制のもと、課全体での相互応援のあり方や職員体制と分担を確認し、業務の効率化を行う。また、ワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、課全体で時間外削減を推進するための目標を設定していく。
	【 継続努力 】 令和 5 年 1 0 月 3 1 日 時間外削減を推進するための目標として、「各自が決めた月６日以上は、定時で帰ろう！」を決めて時間外の削減に努めている。また、朝の朝礼において所属長から水曜日のノー残業デーの声掛けを行い時間外の削減に努めている。
	【 措置済 】 令和 7 年 3 月 3 1 日 引き続き「各自が決めた月６日以上は、定時で帰ろう！」との目標を立て、毎週水曜日の朝礼ではノー残業デーの声掛けを継続するなど、働き方改革の取り組みを進めた結果、令和６年度末には過労死認定基準を上回る勤務状況は解消している。

令和4年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
 2 監査対象 消防本部
 3 監査実施期間 令和4年 8月23日

【消防救急課】

指 摘

2 3 E（経済性、効率性、有効性）等の視点からの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
四日市市消防団運営費交付金について ア 四日市市消防団運営費交付金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）第2条で規定する6項目の交付対象のうち、「(6)その他市長が認めたもの」に該当としているものが交付金額全体の内、多くの割合を占める。交付要綱において、対象経費を明確にすること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、令和6年度からの施行に向けて消防団と協議を行っている。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、消防団の会議等で協議を行った。 令和6年3月中に改正を行う。
	【 措置済 】 令和 6年 3月25日 四日市市消防団運営費交付金における対象経費をより明確にするため、交付要綱の交付の対象を改正した。
イ 交付要綱では、四日市市消防団規則で定められた定員数で交付金を算定することとしているが、定員割れしている分団が多く存在するため、実態に応じたより適切な交付実績となるよう検討すること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 令和6年度からの施行に向けて各分団の実員数で交付するように消防団と協議を行っている。 なお、交付金額を算定する基準日についても併せて協議を行っている。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱における対象経費を明確にするように要綱の改正（案）を作成し、消防団の会議等で協議を行った。 令和6年3月中に改正を行う。
	【 措置済 】 令和 6年 3月25日 四日市市消防団運営費交付金における交付の額について、実員数で交付するよう交付要綱の交付の額を改正した。
エ 四日市市補助金等交付規則の趣旨に則り、交付要綱を改正し、上記ア、イ及びウについて反映させること。	【 継続努力 】 令和 5年 4月30日 令和6年度からの施行に向けて、交付対象、交付金額について消防団と協議しながら四日市市消防団運営費交付金交付要綱の改正を行う。
	【 継続努力 】 令和 5年10月31日 令和6年3月中に改正を行う。
	【 措置済 】 令和 6年 3月25日 四日市市消防団運営費交付金交付要綱の改正を行った。（施行期日 令和6年4月1日）

令和4年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- | | |
|----------|-----------------|
| 1 監査の種類 | 定期監査（財務監査・行政監査） |
| 2 監査対象 | 総務部 人事課 |
| 3 監査実施期間 | 令和4年11月18日 |

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 厚生労働省の定めている過労死の労災認定基準を上回る勤務状況が発現し、かつ職員の時間外勤務が恒常化しており、時間外勤務が年間360時間を超える職員が多く見受けられた。所属長は、職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認等を行うこと。加えて、職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい職場環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めること。また、AI技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を実現すること。	【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 時差勤務の導入や週休日振替制度の徹底により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるとともに、業務の効率化を図るため、AIやRPA等の導入に向けた調査や検証、検討を引き続き行った。 しかし、定年延長や共済の制度改正への対応に伴う業務量が増加したことによって、令和4年度は年間360時間を超える職員が人事課では2名増加した。 今後も引き続き、リモートワークの導入や業務の見直し、生成AIの活用等による業務改善をはじめとする業務の効率化を図るなど、ワーク・ライフ・バランスの確保や時間外勤務時間数の適正化に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 各職員による年間の時間外勤務計画の作成と各所属長の実績に基づく進捗管理、時差勤務・リモートワークの導入(令和5年度から本格実施)、週休日振替の徹底等により、職員の意識改革や時間外勤務時間の縮減に努めるよう継続的に努力を行っている。 令和5年度に各所属における働き方改革アクションプランの設定を行い、働き方改革推進室や各所属と協力し、業務の見直しや業務改善をはじめとする業務効率化を図り、現時点で前年比約10%の時間外勤務の削減効果があった。 今後も引き続き、ワーク・ライフ・バランスの確保や職員の健康維持のために、時間外勤務の削減に取り組んでいく。
	【 継続努力 】 令和 7年 3月31日 ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて、時差勤務やリモートワークの実施、週休日振替の徹底等、様々な手段により働きやすい職場環境となるよう取り組みを進めた。 また時間外勤務時間の削減と職員の健康維持を図るため、各職員による年間の時間外勤務計画の作成と所属長の進捗管理に継続して取り組んだが、職員の福利厚生にかかる代行サービスの導入や条例改正対応に伴い、時間外を削減することができなかった。 この結果、過労死等労災認定基準を上回る状況の職員が3名となり、解消までにはいたらなかった。 今後も引き続き、職員のワーク・ライフ・バランスの確保と時間外勤務削減による健康維持のため、ノー残業デーを徹底する等、取り組みを進める。

令和4年度 定期監査の結果（指摘）に基づく措置状況等の報告

- 1 監査の種類 定期監査（財務監査・行政監査）
- 2 監査対象 教育委員会 小学校・中学校
 内部東小学校、小山田小学校、橋北小学校、四郷小学校、高花平小学校、
 笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校
 （高花平小学校、笹川小学校、内部小学校、県小学校、川島小学校は書面
 監査）
 笹川中学校、橋北中学校、内部中学校、西陵中学校、大池中学校、西笹川
 中学校
 （大池中学校、西笹川中学校は書面監査）
- 3 監査実施期間 令和4年11月9日、令和4年11月11日

指 摘

1 想定されるリスクからの着眼点に着目して行った監査結果

指 摘	措置（具体的内容）・対応状況
（２）教職員のワーク・ライフ・バランスの確保や健康を阻害するリスク 【四郷小学校、高花平小学校、笹川小学校、笹川中学校、内部中学校、大池中学校、西笹川中学校】 教職員の時間外勤務を分析して、職員配置や業務分担の再確認を行うこと。加えて、教職員のワーク・ライフ・バランスの充実を図るため、働きやすい環境づくりを行い、働き方改革の取り組みを進めるとともに、ＡＩ技術の活用等による業務改善をはじめとする業務効率化等による時間外勤務の削減に早急に取り組み、過労死認定基準を上回る状況の解消を図ること。	【 継続努力 】 令和 5年 7月31日 校務支援システムへの出退勤時刻の記録を基に、本人及び管理職が時間外勤務の状況を常に把握・管理するようにしている。月の時間外勤務が80時間を超える職員に対しては、校長が面談し、働き方について指導・助言を行っている。 また、校務支援システムや学校業務アシスタント、スクールサポートスタッフの活用、定時退校日の設定や会議内容の精選から業務の効率化を図り、教職員の勤務時間縮減に向けた取り組みを行っている。
	【 継続努力 】 令和 6年 1月31日 これまでの取組については継続実施している。中学校においては、令和6年度より自動採点システムによる定期試験等に係る業務の効率化を行うべく、導入の検討を進めている。さらに、小中学校で、児童生徒個々の情報を一元可視化する校務支援システム機能の増強も進んでおり、きめ細かな指導を効率的に行うことで、教職員の勤務時間縮減につなげていく。
	【 継続努力 】 令和 7年 3月31日 全小中学校において、学校業務のデジタル化の推進として、クラウドツールを活用した校務の効率化が進んでいる。これにより、業務負担軽減だけでなく、教職員間のコミュニケーションの迅速化・活性化にも効果が見られた。小中学校では、令和6年度4月から自動採点システムが導入された。これにより、特に中学校教員から「大幅な業務削減になった」という声が寄せられている。令和6年1月と令和7年1月とを比較すると、対象校のうち小学校2校、中学校3校で、超過勤務が360時間を上回る人数が減少した。 引き続き、業務の効率化と勤務時間削減に取り組んでいく。